

平成 2 6 年美浦村告示第 1 1 3 号

平成 2 6 年第 3 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 6 年 8 月 1 日

美浦村長 中 島 栄

記

1 . 期 日 平成 2 6 年 9 月 9 日

2 . 場 所 美浦村議会議場

平成26年美浦村議会第3回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	9月9日	火	(開会) 本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・決算審査特別委員会の設置 ・請願上程、趣旨説明、質疑、委員会付託
2	9月10日	水	総務常任委員会(議案審査) 経済建設常任委員会(議案審査)
3	9月11日	木	厚生文教常任委員会(議案審査)
4	9月12日	金	議案調査
5	9月13日	土	議案調査
6	9月14日	日	議案調査
7	9月15日	月	議案調査
8	9月16日	火	本会議 ・一般質問
9	9月17日	水	決算審査特別委員会
10	9月18日	木	決算審査特別委員会
11	9月19日	金	本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 ・議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

平成26年第3回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成26年9月9日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷
地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

議案第2号 工事請負契約の締結について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第3号 美浦村公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金条例

議案第4号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例

議案第7号 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第8号 美浦村定住促進条例の一部を改正する条例

議案第9号 平成26年度美浦村一般会計補正予算(第3号)

議案第10号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第11号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第12号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第13号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第14号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第15号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

(議案一括上程・提案理由の説明・監査報告・質疑省略・付託)

議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件

議案第17号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件

議案第18号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件

議案第19号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件

議案第20号 平成25年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件

議案第21号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件

議案第22号 平成25年度美浦村水道事業会計決算認定の件

議案第23号 平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件

(請願上程・趣旨説明・質疑・委員会付託)

請願第1号 教育予算の拡充を求める請願

請願第2号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書

1.出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	増尾嘉一君
教育次長兼学校教育課長	増尾正己君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	石橋喜和君
監査委員	荒木昭雄君

1.本会議に職務のため出席した者

議会議務局長	飯塚尚央
書記	浅野洋子
書記	糸賀一欽

午前10時00分開会

議長(下村 宏君) 皆さん、おはようございます。

第3回定例会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は、13名です。

これより、平成26年第3回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議長（下村 宏君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思ひます。

村長。

村長（中島 栄君） おはようございます。

平成26年第3回美浦村議会定例会にご参集、大変ご苦労さまでございます。

議員各位におかれましては、住民生活の向上や地域福祉、安全・安心のまちづくりに活動されておりますことに感謝申し上げますとともに、執行部に対しましてもご助言、ご提案をいただき、業務遂行にご協力をいただいておりますことに、心より御礼を申し上げます。

また、先週土曜日の中学校の体育祭には、来賓としてご高覧いただき、生徒たちの一生懸命競技する姿に激励や温かい声援をいただき、生徒たちも元気づけられたことと思ひます。まことにありがとうございました。

また、けさ、早朝ですけれども、錦織 圭選手が世界一を目指しておりましたけれども、残念ながら決勝で敗れてしまつて、日本の大きな期待を背負つたこの大会、国民が注目していたわけでございますけれども、ぜひ次回には世界一の座を目指していただきたいというふうにお思ひしております。

初めに、ことしの夏の豪雨により被害を受けられました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。特に8月20日の広島市安佐南・北地区では、想定外の土石流が発生し、72名の尊い命が奪われ、行方不明者2名の捜索が続けられております。また、住居が破壊され、多くの方々が避難所での生活を余儀なくされております。亡くなられた方々のご冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被災地が一日も早く復興し、被災された方々が平穏な生活を取り戻されることを願っております。

昨年もゲリラ豪雨による被害が、東北地方の秋田県、岩手県、中国地方の山口県、島根県、それに愛知県でも起きており、自然災害に対する防災避難発令のタイミングは人命の救済に大きくかかわりますので、ふだんにおける災害を想定した訓練や地域住民との連携を強化するとともに、情報の収集にも取り組んでまいりたいと思ひます。

議員各位にも、美浦村地域における雨や洪水の警報がタブレットにメール配信されますので、被害が想定される地域の住民に早めの周知をしていただければ幸いと思ひます。県

内では、美浦村だけのタブレット配付を便利なツールとして住民にも理解されるような利用ができれば、住民と行政がより身近になると思います。議会が住民にとって身近な発信源となることは、住みたい、住んでみたいとの魅力にもつながると考えております。よろしく願いをいたしたいと思います。

国においては、集団的自衛権の向かう先が国民に理解されないまま進んでいることに、多くの国民が危惧していることを、メディアが報じております。国会の議決によらず、閣議で決めるということは強引過ぎます。国民が理解できる、納得のいく説明を時間をかけてでもしていく必要があると思います。

T P Pも棚上げの状態であり、各分野でつくり上げてきた日本に適した制度を変えてまでの行為は、国民の生活に負担をかけることにもつながりかねません。消費税の負担増も考えられるこの先、国民の生活を最優先に掲げる制度の合意を目指してほしいと願うところであります。

美浦村におきましては、議会の皆様にも報告してきました国道125号線沿いの地区計画は県当局との多岐にわたる協議も進み、これからは出展する事業所との調整に入れるものと思います。国でも、少子高齢化が進むことで地方が衰退する危機に歯どめをかけるべく、地方創生を創設し、地方の元気をつくり出そうとしております。美浦村もこの地区計画が進むことで活性化できることを期待したいと思います。

今回の提出議案であります、議案第1号で稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてが1件、議案第2号で工事請負契約の締結についてが1件、議案第3号で美浦村公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金条例が1件、議案第4号で美浦村税条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号で美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例が1件、議案第7号で美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が1件、議案第8号で美浦村定住促進条例の一部を改正する条例が1件、議案第9号で平成26年度美浦村一般会計補正予算（第3号）が1件、議案第10号から議案第14号までは平成26年度の特別会計補正予算が5件、議案第15号で平成26年度美浦村水道事業会計補正予算が1件。

議案第16号で平成25年度美浦村一般会計決算認定の件が1件、議案第17号から議案第21号まで平成25年度特別会計決算認定の件が5件、議案第22号で平成25年度美浦村水道事業会計決算認定の件が1件、議案第23号で平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件が1件の、23議案を提案しております。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、冒頭でのご挨拶とさせていただきます。

議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

13番議員 石川 修君

14番議員 沼崎 光芳君

1番議員 塚本 光司君

以上、3名を指名いたしました。

議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から19日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの11日間と決定いたしました。

議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてから、
日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結についてまでの2議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、議案第1号並びに議案第2号について、一括してご説明申し上げます。

初めに議案第1号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、ご説明申し上げます。これは、平成27年4月1日から、阿見町が稲敷地方広域市町村圏事務組合に加入することに伴い、組合規約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

第2条の改正は、阿見町を加え、関係市町村を表示するものです。

第3条の改正は、組合が共同処理する事務中、第5号の水防に関する事務については、組合が管轄する区域の河川に阿見町が含まれないことから、牛久市、美浦村同様に阿見町を除くものです。また、第5号中の改正は、字句の訂正をするものです。

第5条の改正は、組合議員定数を22人とした中で、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市の議員定数をそれぞれ1減とし、阿見町からの選出を3人とするものです。第7条の改正は、阿見

町が加入することにより、副管理者を1増とするものです。

なお、付則中に、組合議員定数の経過措置を設けております。これは平成27年4月は、統一地方選挙により、龍ヶ崎市、牛久市、利根町の議会議員の選挙があることから、組合規約が施行される平成27年4月1日以降であっても、龍ヶ崎市、牛久市の議員定数はそれぞれの市町村議員の任期満了日までは、現在の定数である龍ヶ崎市6人、牛久市6人の議員定数である旨の条文を明記してあります。また、利根町については、規約改正後も2人の選出となるので、本条文には該当いたしません。

続いて、議案第2号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。議案書3ページをお開きいただきたいと思います。この議案につきましては、予定価格が5,000万円を超える工事であるため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。

1の契約の目的につきましては、美浦村メガソーラー発電所建設工事となります。

2の契約の方法につきましては、プロポーザルにより決定しておりました事業者がこれまで設計を行ってまいりましたが、今回、設計が終了しましたことから、工事費の見積もり合わせを行い、随意契約により契約いたします。

3の契約の金額につきましては、税込み6億4,530万円で、消費税と地方消費税の額は4,780万円となります。

4の契約の相手方につきましては、株式会社日電となります。

5の工期につきましては、議会で議決をいただいた日の翌日から来年の3月20日までとし、6の支出科目につきましては、電気事業会計より支出いたします。

このメガソーラー事業につきましては、これまで議員の皆様にも、全員協議会等で何度もご協議をいただき、設計内容を変更してまいりましたが、8月21日の自治研究会においてご説明申し上げた内容でいいであろうとの承認をいただき、8月26日に仮契約を締結するに至りました。ここで改めまして、施設の概要をご説明いたします。

事業の場所につきましては、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地の大山1879番3ほかで、太陽光発電設備の用地としましては、約3ヘクタールとなります。

出力は1,980キロワット、年間想定発電量は220万キロワット/時で一般家庭にしますと、約600世帯の消費量を賄える計算になります。売電価格は、国の固定買取制度により、売電開始から20年間、税抜きで1キロワット/時当たり36円となり、年間の売電収入は7,500万円以上を見込んでおります。この事業による収益につきましては、新しく家庭用太陽光発電の補助制度を創設し、村民に交付すべく計画しております。

以上、議案第1号並びに議案第2号について、ご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織す

る地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結についての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第5 議案第3号 美浦村公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金条例から、日程第17 議案第15号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）までの13議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

議長（下村 宏君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでした。

ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時10分に再開をいたします。

午前10時56分休憩

午前 11 時 10 分開議

議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、議案第 3 号から議案第 15 号まで、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第 3 号 美浦村公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金条例についてご説明申し上げます。4 ページをお開きいただきたいと思います。

この太陽光発電事業基金条例につきましては、公共施設に太陽光発電設備を設置する際に撤去費用として納付された保証金を基金として積み立てるために制定するものとなります。

この屋根貸し等事業につきましては、6 月定例会の全員協議会で議員の皆様にご説明申し上げましたように、幼稚園、農林漁業者トレーニングセンター、安中地区多目的研修集会施設の屋根とテニスコート跡地、自立支援センター「ホープ」、老人福祉センターの 6 カ所に太陽光発電設備を設置する事業者を、プロポーザルにより募集いたしました。

事業者につきましては、株式会社ウエストエネルギーソリューションに決定しましたが、施設につきましては、老人福祉センターに応募がなかったため、五つの施設を太陽光発電事業のために貸し出すことになりました。

この事業で設置しました太陽光発電設備につきましては、事業終了後、事業者の責任で原状に復すこととなっておりますが、事業期間が売電開始から 20 年間と長いところから、撤去費用を保証金として事業者へ納付していただくこととなっております。その保証金を基金として積み立てるために、この条例を制定するものでございます。

第 1 条では、（目的）を定め、第 2 条で、基金の額を撤去費用保証金の額としており、今回の五つの施設の保証金としては、約 308 万円となります。その他、管理の方法や運用などについて定め、第 6 条でこの基金は、第 1 条の太陽光発電設備を設置した公共施設を原状に復すことに限り、処分できることとしております。

続いて、議案第 4 号 美浦村税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。6 ページをお開きいただきたいと思います。本件は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から及び税制抜本改革を着実に実施するため、地方税法等の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日に交付され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

当該条例の改正につきましては、平成 27 年度以後の軽自動車税に係る改正であり、車両の基本性能の保持に必要な最小限の規格として定められた軽自動車は、小型自動車と比較した場合、性能面や価格面において接近しており、道路損傷負担金的性格から見た場合でも、車両重量に大きな差異はなく、環境損傷負担金的性格が強まっていることも踏まえ、

軽自動車税負担水準の適正化を図るべく、軽自動車税の税率等を改正するものでございます。

内容としましては、平成27年4月1日以降に新規取得される三輪以上の新車の税率を、自家用自動車は現行の約1.5倍、その他の車両は現行の1.25倍に引き上げ、二輪車等の税率に対しましては、平成27年度分から現行の1.5倍に引き上げる改正を行うとともに、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の車両に対しては、電気自動車等の一部車両を除き、平成28年度分から重課税率を導入する改正等がございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続いて、議案第5号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。この条例は、茨城県の医療福祉費支給に関する条例準則等が改正され、対象者である小児の給付範囲が拡大されたことに伴い、適用区分の改正等を行うものであります。なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続いて、議案第6号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。10ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年8月に国の子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援制度が創設されました。新制度においては、国の基準を踏まえて、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について条例で基準を定めることと規定されたことに伴い、平成27年度から運用開始となる新制度に向けて、本年度中に事務手続を進めるため、本条例を制定するものであります。

続いて、議案第7号 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。36ページでございます。

この条例は、議案第6号と同様に、子ども・子育て支援制度の創設により、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めることと規定されたことに伴い、平成27年度から運用開始となる新制度に向けて、本年度中に事務手続を進めるため、制定するものであります。

続いて、議案第8号 美浦村定住促進条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。43ページでございます。

この定住促進条例につきましては、村内に定住を目的として住宅を取得し、固定資産税が賦課された者に対して、定住促進奨励金を交付することにより村外からの移住による人口の増加や村民の定住促進を図り、村の活性化に寄与することを目的として、平成24年1

月2日からスタートさせたものであります。

ことしの3月に最初の交付申請があり、31件の方に約157万円の奨励金を交付したところでございますが、交付申請に際しまして、交付の対象になるか対象にならないか、ということにつきまして多くの方からさまざまなご意見をいただきました。また、さきの6月の議会定例会におきましても、一般質問で交付対象の見直しについてご質問いただいたところでございます。

内容を具体的に申し上げますと、現行の条例ですと、親名義の住宅敷地内に住宅を新築した場合や、親名義の住宅敷地を分筆して自分名義にし住宅を新築した場合などは、交付対象となりませんでした。このことにつきまして、村外に住んでいた子ども世帯がもともと住んでいた親の敷地にUターンしてくるのを迎えることはもちろんのこと、現在村内に住んでいる子ども世帯を村外に流出させないという意味でも、交付対象とすべきではないかというものでございました。

一般質問の際にも答弁させていただきましたが、この定住促進の本来の目的であります村外からの移住による人口の増加及び村民の定住促進を図るということで、できるだけ多くの方にこの制度を利用していただけるよう制度の改正を検討いたしまして、親名義の住宅敷地内に住宅を新築した場合や、親名義の住宅敷地を分筆して自分名義にして住宅を新築した場合などは、奨励金の交付対象とすることといたしました。

今回の条例改正の内容といたしましては、第2条の第3号にあります新築住宅の定義の中で、「現に住宅に供していない土地に」を削り、第5号にあります住宅取得の定義から、「及び当該住宅の土地」を削りまして、親の住宅が建っている敷地の一部に新築する場合や親名義の土地に住宅だけを新築する場合でも、奨励金の対象としております。なお、附則にございますように、この条例改正の適用につきましては、条例改正後の平成26年度の申請分から、具体的には平成27年3月の申請分から、適用するものとしております。

続いて、議案第9号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。45ページをお開きいただきたいと思います。

初めに第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ1億4,767万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億7,541万9,000円とするものでございます。今回の補正予算は、当初予算編成段階で不確定であり、計上を見送っていたもの、制度改革に対応するもの、及び緊急性を要する事業に係る補正が主なものとなっております。

また、各項目の職員給与関係経費では、4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行うための補正をしております。これらの職員給与費の補正につきましては、82ページ以降の給与費明細書を後ほどごらんいただくこととし、詳細な説明は省略させていただきます。

次に第2条の債務負担行為の補正では、2件の追加、第3条の地方債の補正では1件の追加と、3件の変更をお願いしております。初めに債務負担行為の補正につきましてご説

明申し上げます。48ページをお開きいただきたいと思います。

基幹系及び内部情報系システムのクラウド環境での運用に伴う経費として、自治体クラウドサービス利用料4億1,221万6,000円、また、福祉バス、保育所、幼稚園、小学校の送迎バス等に自動体外式除細動器（AED）を配備するための賃貸借料367万1,000円について、期間及び限度額の設定をお願いしております。

次に、地方債の補正につきましてご説明申し上げます。次のページをごらんいただきたいと思います。初めに地方債の追加につきましては、陸平貝塚散策路工事費について、当初予算では陸平基金からの繰入金を財源としていましたが、交付税措置のある地域活性化事業債を財源とすることとしましたので、870万円の新規計上をお願いいたしております。

次に、変更につきましては、県営土地改良事業の事業費が減少し、負担金も減額となったことに伴い、余郷入地区かんがい排水事業及び蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業の公共事業等債の限度額の変更をお願いしております。また、臨時財政対策債では、発行可能額の確定に伴い、限度額の変更をお願いしております。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。最初に歳出予算から申し上げます。57ページをお開きいただきたいと思います。総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、新規事業として自治体クラウド導入事業費3,262万2,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、職員手当等で、電算システムの移行に伴う時間外手当で492万円を計上いたしております。委託料では、社会保障・税番号制度に対応するためシステムの改修が必要となり、今回の補正予算では住民基本台帳システム改修委託料で409万4,000円、税務システム改修委託料で289万5,000円、統合宛名システム改修委託料で119万9,000円を計上いたしております。

次に、電算システムの移行に伴うデータ作成委託料では、1,853万3,000円を計上いたしております。

最後に、負担金補助及び交付金では、社会保障・税番号制度の中間サーバー整備に対する社会保障・税番号制度負担金98万1,000円を計上いたしております。なお、今回計上いたしました社会保障・税番号制度の導入に対する経費につきましては、税務システム改修委託料については3分の2、それ以外の経費につきましては全額が国庫補助金として交付されます。次の諸費では、非核平和事業推進費で、現在、村内道路わき4カ所に設置されている非核平和看板のうち、老朽化した郷中地区の看板を撤去し、新たに光と風の丘運動公園入口に設置することとし、非核平和野立看板設置工事費123万5,000円を計上いたしております。

次に、新規事業といたしまして、公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金費308万5,000円を計上いたしております。この基金費は、今定例会の議案第3号でご説明申し上げます基金の設置に伴うもので、公共施設の屋根貸しの保証金308万4,000円と利子

1,000円を見込み、積立金の計上をいたしております。

次、民生費について申し上げます。63ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で、総額4,654万4,000円の増額補正をお願いいたしております。内訳としましては、職員給与費等で人事異動等による職員給の調整として1,205万6,000円の増額補正、その他繰出金で、歳入不足等により3,448万8,000円の増額補正をお願いいたしております。

次の臨時福祉給付金給付費で、支給対象見込者の増加により、臨時福祉給付金610万円の増額補正をお願いいたしております。なお、この給付金の財源につきましては、全額が国庫補助金となっております。

続いて、衛生費について申し上げます。67ページをお開きいただきたいと思います。

保健衛生費の保健衛生総務費では、保健衛生事務費で茨城県との人事相互交流により、健康増進課に派遣されている職員の給与関係経費負担金として、県職員派遣負担金890万円を新規に計上いたしております。なお、本村からは、健康増進課の職員を土浦保健所に派遣しております。

次の予防費では、予防接種事業費で予防接種法施行令の一部改正により、定期予防接種の対象疾病に水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が追加されたことに伴い、関連経費として、総額457万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。69ページをお開きいただきたいと思います。農業費の農業振興費では、農業経営対策事業費で本年2月上旬の降雪によるハウス等の被害に対する補助金として、被災者向け経営体育成支援事業補助金3,240万円を新規に計上いたしております。この補助金は、被災農家25件の被害額3,600万円に対して9割の補助を行うもので、財源は被害額3,600万円の7割の2,520万円が県補助金となっております。

次に、農地費では、県営土地改良事業負担金で県営事業の事業費が減少となったことに伴い、蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金で1,000万円、県営かんがい排水事業余郷入地区負担金で3,510万円の減額をいたしております。

続いて、土木費について申し上げます。73ページをお願いいたします。

道路橋梁費の道路維持費では、道路維持補修事業費で村道補修工事に不足が見込まれるため、300万円の増額補正をお願いいたしております。

次の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で総額4,717万円の増額補正をお願いしております。村道整備工事費の2,616万4,000円の内訳につきましてご説明申し上げます。

稲敷美浦連絡道路で、昨年度行った土質調査による土質解析結果から、予想以上に地盤が軟弱であることが確認され、大規模な地盤改良が必要になり、地盤改良工事の不足分として1,748万1,000円を計上いたしております。

この改良工事につきましては、稲敷市区間と美浦村区間に工事を分割して施工すること

が困難であることから、稲敷市区間の工事を含めて美浦村が工事を施工し、稲敷市は稲敷市区間の工事費を負担金として支払う協定を締結しております。また、現在、美浦村地区計画の都市計画決定に向けて取り組んでいるところでございますが、その中の役場周辺地区において、竜ヶ崎工事事務所が行っている国道125号線バイパス工事ののり面の埋め立てに伴い竜ヶ崎工事事務所と協議を行った結果、盛土完了後にバイパス用地と民有地の境界の排水整備を行うこととし、排水整備工事費分として868万3,000円を計上いたしております。

土地購入費では、美浦村地区計画の役場周辺地区内の村道用地購入費として、2,100万6,000円の増額補正をお願いいたしております。

次の橋梁維持費では、橋梁維持補修事業費で補修予定の法城橋が当初より詳細な内容の設計が必要になったため、橋梁補修工事費200万円を、橋梁補修工事実施設計業務委託料への予算の組みかえを行っております。

続いて、教育費について申し上げます。75ページをお開きいただきたいと思います。

社会教育費の社会教育総務費では、生涯学習施設管理費で、安中地区多目的集会施設の消防設備、中庭テラス及びトイレの修繕料で257万1,000円、木原地区多目的集会施設の濡縁の修繕料19万8,000円、合わせて276万9,000円の施設等修繕料の増額補正をお願いいたしております。

次の公民館費では、中央公民館管理費で、昨年度行った中央公民館エレベーター設置の現況調査結果に基づき、中央公民館エレベーター設置工事設計業務委託料118万8,000円を計上いたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。前に戻って53ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、地方交付税では平成26年度の普通交付税算定作業が終了したことにより、本年度の普通交付税が5億6,789万円に決定しましたので、当初予算額5億5,000万円との差額分1,789万円の増額補正をいたしております。

次に、国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の民生費国庫補助金では、臨時福祉給付金の財源分としまして、臨時福祉給付金事業費補助金610万円の増額補正をいたしております。

次の総務費国庫補助金では、がんばる地域交付金129万5,000円を新規に計上いたしております。この交付金は、国の平成25年度補正予算において、好循環実現のための経済対策に位置づけられたもので、建設地方債の発行対象である経費の財源とすることができるものであり、今回の補正予算計上の道路新設改良事業費の財源といたしております。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、社会保障・税番号制度に対応するためのシステムの改修費及び中間サーバー整備に対する負担金分として、820万1,000円を新規に計上いたしております。

次に、県支出金について申し上げます。

県補助金の農林水産業費県補助金では、降雪によるハウス等の被害に対する補助金の財源としまして、被災者向け経営体育成支援事業補助金2,520万円を計上いたしております。

次に、繰入金について申し上げます。特別会計繰入金では、国民健康保険特別会計繰入金で、前年度の精算分の繰入金として1億4,093万2,000円の増額補正をいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

続いて、基金繰入金では、陸平基金繰入金で、陸平貝塚散策路工事の財源を村債としたことにより、809万円の減額補正を行っております。

次の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、3,753万6,000円を財政調整基金に戻し入れることといたしまして、9月補正後の繰入予算額を2億2,092万8,000円といたしております。

次に繰越金では、平成25年度一般会計歳入歳出決算額が確定となり、前年度繰越金が1億228万6,000円となりましたので、当初予算との差額228万6,000円を増額補正いたしております。

次に、諸収入について申し上げます。雑入では、茨城県との人事相互交流により、健康増進課から土浦保健所に派遣している職員に対する県からの職員給与関係経費負担金として857万7,000円の計上を行っております。

次に村道改良工事負担金で、稲敷美浦連絡道路工事の負担金の協定に基づき、稲敷市からの村道改良工事負担金2,906万2,000円の計上を行っております。

次に、本定例会の議案第3号でご説明しました公共施設に太陽光発電設備を設置する際の撤去費用として納付される公共施設屋根貸保証金308万4,000円の計上を行っております。

最後に村債につきましては、第3条 地方債の補正でご説明しましたとおり、それぞれの科目で増減の補正をいたしております。

続いて、議案第10号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。89ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,731万6,000円を追加し、補正後の予算総額を21億3,451万6,000円とするものでございます。

また、第2条の債務負担行為の設定では、自治体クラウドサービス利用料2,310万3,000円につきましては、期間及び限度額の設定をお願いしております。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。97ページをお開きいただきたいと思います。

第1款、総務費の第1項総務管理費につきましては、職員給与関係経費で、人事異動による予算調整額1,205万6,000円の増額補正をするものでございます。

次の第2款、保険給付費の第1項療養諸費では、財源としている歳入、前期高齢者交付金が、当初積算額より少ない額で確定となったため、一般財源へ財源振りかえをしております。

ます。

第3款、後期高齢者支援金等から次のページの第4款、前期高齢者納付金等、第5款、老人保健拠出金、第6款、介護納付金につきましては、今年度支払う支援金、納付金、拠出金の確定により、各款でそれぞれ10万1,000円の増額、1万5,000円の増額、2,000円の減額、12万6,000円の減額補正をお願いするものです。

次の第11款、諸支出金の第1項、償還金及び還付加算金につきましては、平成25年度歳入の第3款、国庫支出金の療養給付費等負担金の確定により、1,332万3,820円の返還。同じく歳入の第4款、療養給付費交付金の確定により101万7,180円の返還となるため、合わせて1,434万円の増額補正をお願いするものでございます。

同じ第11款、諸支出金第2項繰入金につきましては、前年度、歳入で一般会計から繰り入れた額のうち、職員給与費等繰入金分、出産育児一時金分の歳出額確定並びに歳入歳出不足額を補てんするその他の分について、前年度繰越金から一般会計へ精算戻し入れ金として返還する繰入金1億4,093万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、95ページに戻っていただきたいと思えます。

歳入関係についてご説明申し上げます。

第5款、前期高齢者交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金の額の決定により、20万6,000円の減額補正をお願いするものです。

第9款、繰入金の第1項他会計繰入金につきましては、目一般会計繰入金の第2節職員給与費等繰入金で、歳出の総務管理費の増額補正により、法定繰り出し分として、歳出の財源となっている職員給与費等繰入金を1,205万6,000円増額補正し、第5節その他繰入金で歳出で説明しました一般会計への精算繰り出しによる歳入歳出の不足分3,448万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

第10款、繰越金につきましては、平成25年度の繰越額が確定しましたので、第2目その他繰越金で1億2,093万2,000円の増額補正をするものでございます。

次の第11款、諸収入につきましては、老人保健医療費拠出金の前々年度分が還付されたことにより、4万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、議案第11号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。107ページをお開きいただきたいと思えます。

今回の補正予算につきましては、まず第1条で、歳入歳出それぞれ1,755万9,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ1億8,695万9,000円としております。

次に第2条では、債務負担行為の設定を第2表のとおりお願いするものでございます。内容につきましては、108ページをお開きいただきたいと思えます。まず、債務負担行為の設定につきましては、次年度以降の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費として、自治体クラウドサービス利用料499万円につきまして期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

歳出予算から申し上げます。113ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総務費の一般管理費につきましては、使用料の前年度精算等により、農業集落排水事業基金として積み立てるため積立金で1,364万3,000円、前年度の消費税確定による納付金として、公課費で369万4,000円の増額補正をそれぞれ計上し、総額1,733万7,000円の増額補正をお願いしております。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、前年度一般会計繰入金精算により、残金を一般会計へ繰り出すため、22万2,000円の増額補正を計上しております。

続きまして、歳入について申し上げます。111ページをお開きいただきたいと思います。

繰越金では、前年度の精算による繰越金1,755万9,000円を計上しております。

続きまして、議案第12号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。115ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、まず第1条では、歳入歳出それぞれ3,394万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ7億9,644万7,000円としております。

次に、第2条では債務負担行為の設定を第2表のとおりお願いするものでございます。内容につきましては、116ページをお開きいただきたいと思います。まず、債務負担行為の設定につきましては、次年度以降の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費として、自治体クラウドサービス利用料499万円につきまして、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきましては、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。歳出予算から申し上げます。121ページをお開きいただきたいと思います。

まず、下水道費の一般管理費につきましては、受益者負担金納付に係る報償金に不足が見込まれることから報償費で5万円の増額補正とし、積立金では、使用料の前年度精算により公共下水道事業基金として積み立てるため2,999万4,000円を増額し、本年度の消費税中間納付及び、報償費に充てるため196万6,000円を減額し、合計2,802万8,000円の増額補正を計上しております。また、前年度の消費税確定による納付及び本年度の消費税中間納付分として、公課費で574万9,000円の増額補正を計上いたしまして、総額3,382万7,000円の増額補正をお願いいたしております。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、前年度一般会計繰入金精算等による残金を一般会計へ繰り出すため、12万円の増額補正を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。119ページをお開きいただきたいと思います。

繰越金では、前年度の精算による繰越金3,394万7,000円を計上いたしております。

続いて、議案第13号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれに431万9,000円を増額いたしまして、予算総額を9億2,021万9,000円とするものでございます。また、第2条の債務負担行為の設定では、自治体クラウドサービス利用料1,095万6,000円につきましては、期間及び限度額の設定をお願いしてございます。それでは、保険事業勘定の歳出から主なものについてご説明申し上げます。131ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出の総務費、総務管理費の職員給与関係経費として、一般会計と同様に4月の人事異動に伴い、計62万8,000円を減額計上いたしております。次に、介護保険事務費に一般職非常勤職員の人件費として91万3,000円、認定調査等費の調査委託料に41万6,000円をそれぞれ計上しております。これは、職員が育児休業となることによる実質的な減員に対応するためのものであります。

次に、支払基金交付金の精算によります過年度精算分としまして、介護給付費準備基金積立金に331万2,000円を計上しております。

次に、諸支出金の償還金ですが、平成25年度分の地域支援事業に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金の返還金として30万6,000円を計上いたしております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。129ページでございます。

初めに、支払基金交付金ですが、過年度分介護給付費交付金分として331万2,000円を計上いたしております。次に、繰入金の一般会計繰入金ですが、総務費の職員給与関係経費、介護保険事務費として70万1,000円を計上しております。最後に繰越金ですが、30万6,000円を計上し、前年度支払基金交付金返還金に充当しております。

続いて、議案第14号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。141ページでございます。

今回の補正予算では歳入歳出予算の補正はございませんが、第1条により債務負担行為の設定をお願いしております。次のページをお開きいただきたいと思います。今回の債務負担行為の設定につきましては、一般会計と同様に自治体クラウドサービス利用料691万7,000円の設定をお願いしております。

最後に、議案第15号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。143ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為の設定を第2条のとおりお願いするものでございます。債務負担行為の設定につきましては、次年度以降の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費として、自治体クラウドサービス利用料676万3,000円につきまして、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

以上、議案第3号より議案第15号まで一括ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（下村 宏君） 村長には、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

ここで、会議の途中であります。昼食のため暫時休憩といたします。
午後 1 時より再開いたします。以上、よろしく願いいたします。

午前 1 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 0 0 分開議

議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（下村 宏君） 日程第18 議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件から、日程第25 議案第23号 平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件まで、以上8議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

議長（下村 宏君） 次に、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、議案第16号から議案第23号までの提案理由説明に先立ちまして、本日大変お忙しいところ決算審査報告のためにご出席をいただいております荒木監査委員に御礼を申し上げたいと思います。

先般の決算審査では、地方自治における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や公営企業などの経営に係る事業の管理が、関係法令や村条例に基づき適正に行われているか審査を実施していただきました。この席をお借りまして、荒木監査委員、石川監査委員の日ごろのご尽力に対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

議案第16号から議案第23号は、平成25年度の美浦村一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計及び電気事業会計の歳入歳出決算の認定に係る案件でございます。いずれの議案も、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により本村監査委員の審査を得て、同条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いするべく、本日提案いたしました次第でございます。

なお、歳入歳出決算内容及び主要施策の効果につきましては、別冊の平成25年度美浦村歳入歳出決算書、公営企業会計決算書及び事業報告書をごらんいただくこととし、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、引き続きまして地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、先般監査委員の審査をいただきましたので、審査意見書を添えて報告をいたします。別添資料となっております健全化判断比率の報告について及び資金不足比率の報

告についてをごらんいただきたいと思います。

各比率について申し上げます。最初に、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ黒字でございますので、赤字比率は出ておりません。また、実質公債費比率は7.6%、将来負担比率は63.1%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計、電気事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のいずれも、資金不足は発生しておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告申し上げます。よろしくお願いをいたします。

議長（下村 宏君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議長（下村 宏君） 引き続き、監査委員より監査結果の報告を求めます。

監査委員荒木昭雄君。

監査委員（荒木昭雄君） 監査報告を申し上げます。

去る7月28日、29日、31日と3日間にわたりまして、石川監査委員とともに平成25年度の一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険特別会計など公営企業会計なども含めまして7本、合わせて全体で八つの決算について審査を実施いたしました。結果としましては決算書に記載してあり、ただいま事務局のほうからご報告申し上げたとおり、正当であったというような結果でございます。

ここでは、この決算審査の概要、それから若干の改善点ですか、こういうものをお手元の決算審査意見書にまとめましたので、ご報告を申し上げます。

平成25年度決算審査意見書、まず、平成25年度の我が国の経済状況を振り返るとどうだったのだろうかということから始まるわけでございますが、日銀の質的・量的金融緩和やこれまでの金融・財政政策に新たに民間投資を喚起する成長戦略を加えたいわゆる「三本の矢」による一体的な取り組みの政策効果から、家計や企業マインドが改善し、消費等の内需を中心として、景気回復の動きが広がりました。

また、企業収益の増加から設備投資が持ち直し、雇用や所得環境の改善が図られ、実質GDPが4四半期連続でプラス成長となるなど、日本経済は着実に上向いていると思われました。しかしながら、景気回復の実感は中小企業・小規模事業者や地域経済にはまだ十分浸透しておらず、また、業種によってはばらつきが見られており、物価動向についてもデフレ脱却は道半ばと思われまます。

こうした環境のもとで美浦村の財政状況の厳しさに変化はなく、基本となる村税収入は前年度に比べ、固定資産税、村民税ともに減収となりましたが、法人税が増加し、総額で前年を1.3%上回ったということでございます。

地方交付税は、震災復興特別交付税の算定対象となる国庫補助事業等がなくなったこと

により1億9,744万6,000円の減、国庫支出金は放射線量低減対策特別緊急事業補助金の3,202万8,000円の減となったが、国の経済対策というようなことで補正を組んだ地域の元氣臨時交付金等の交付により、前年度比55.5%の増等により、歳入総額は、前年度と比較し4.1%増の63億5,311万8,000円となっております。

また、歳出面では投資的経費として国、県の補助金を活用し、学校環境改善事業、被災地域情報化推進事業、道路新設改良事業などを行ったことや、村単独事業として、LED街路灯整備、村道の新設改良事業に取り組んだこと等により、全体として前年比73.3%増の10億4,865万8,000円となっております。

物件費では、被災地域情報化推進事業や児童館管理運営委託料、美浦中給食調理等業務委託料等により、前年比19%増の9億3,055万円、繰出金は特別会計への拠出で、前年比8.3%増の9億2,957万5,000円となり、歳出合計は、前年比8.3%増の62億3,998万5,000円となっております。

以下、特に改善すべきと思われる事項について意見を申し上げます。

まず、一般会計及び特別会計についてでございます。

1番として、財政基盤の確立についてでございますが、本村財政基盤は、経常収支比率から見ますと、前年度の92.5%から88.5%と4ポイント改善されたものの、財政の弾力性の標準である70から75%を超えてしまっているということです。

また、財政力指数は、3年平均で前年度の0.826から0.811と低下し、さらに25年度の単年度で見ますと0.797となったことが示すように、全体的には低下の傾向にあります。また、起債残高も農業集落排水事業特別会計で減少したものの、一般会計で約62億3,000万円、特別会計で57億2,000万円、合計115億9,000万円となっております。国の交付税措置があるものの、措置率が100%ではないので、今後の償還財源の確保が大変になってくると心配されます。

これは、これまで道路や上下水道事業など必要不可欠なインフラ整備の取り組みや、少子・高齢化が進む中で福祉・医療費負担の増加に起因しているものと思われるが、村の基幹財源である村税などの自主財源が減少してきたことも、大きな要因の一つだと思われます。

また、本村の人口減少に歯どめがかからず、25年度も前年度比262名の減少となっており、村の活性化への影響と上下水道などの利用料や村税など財源確保の上からも大きな問題であります。雇用創出や財源確保の観点からも、企業誘致や定住化促進、ふるさと応援寄付金など、これまで以上の取り組みをお願いいたします。

なお、超高齢化社会を迎え、義務的経費がさらに増加し、厳しい財政状況が続くものと思われることから、今後の予算編成に当たっては、村税を初めとする自主財源を確保しつつ、選択と集中の観点から、事業の必要性、有効性、効率性などを十分考慮した予算の適正配分が必要と思われます。

次に、２．村税等の不納欠損についてでございます。

一般会計の中で村税の不納欠損額は、平成24年度の4,896万円に対し、平成25年度が4,018万円、国民健康保険特別会計の国民健康保険税については、平成24年度の6,857万円に対し、平成25年度が6,952万円、介護保険特別会計の介護保険料では、平成24年度285万円に対し、平成25年度は224万円で、不納欠損額全体として1億1,194万円となっております。

これにつきましては、納めるお金がなかったり、あるいは処分する財産がなくて時効を迎えてしまったものとか、あるいは滞納のまま村外に転出されて行方が不明になった方とか、徴収がやむなく不可能になったものについて、法令に基づき適正に処理されたものと認められますが、村にとっては厳しい財政運営の中で大きな歳入減であるばかりでなく、納税の公平性という観点や納税意識の低下にもつながりかねない問題でもあります。

滞納対策につきましては、収納課が中心となり、滞納者に対し取り立てや財産の差し押さえ、公売などを執行し、滞納処分を行ってきており、平成25年度の徴収率につきましては、24年度に比較して、個人住民税で1.5%の増、固定資産税で1.9%の増、国保税を除いた市町村税全税では、2.1%増の95.3%で、昨年よりも収納実績を上げており、収納対策に努力されていることを高く評価をいたします。

しかし、村税の収入未済額、これも大変大きいわけでございますが、9,024万9,000円の62.6%となる5,650万3,000円、これが滞納、前年度からの滞納繰越分となっております、いかに滞納繰越分を納入に結びつけられるか、大きな課題であると思うわけでございます。昨年も申し上げましたとおり、村税、国民健康保険税、介護保険料等が、納期減までに納められず、滞納されることは、事業推進や行政運営に大きな支障を来すこととなりますので、滞納・不納欠損になる前に滞納者の実態の把握に努め、逐次村長が会長になっている収納対策推進委員会を開催し、対応を協議するなど、関係課との連携を密にし、早目早目の適正な対応に努めるとともに、必要に応じ収納職員を増強するなど、納税対策のさらなる強化を図っていただきたい。

次に、３．国民健康保険特別会計についてでございますが、保険税の現年度調定額は、被保険者1人当たり9万857円で、前年度より1.8%の増となっております。また、1世帯当たりで見ますと15万7,983円で、前年度より0.1%の減となっております。国保被保険者の保険給付費は12億4,488万3,000円で、前年度より0.2%の増となっております。

国民健康保険制度の運営の根幹を成す国民健康保険料の収入状況を見ると、収納率は現年度分90.6%で、前年度に比べ2.5ポイント上昇しており、全体では73.2%で、前年度に比べ8.5ポイント上昇しております。

当年度は、収入未済額が1億336万5,000円、不納欠損額が6,952万1,000円となっており、前年度に比べ収入未済額は8,038万2,000円減少したものの、不納欠損額は95万1,000円増加している。収納対策に伴う効果が反映し、収入率が前年度を8.5ポイント上回っている。

しかしながら、収入未済額は依然として多額となっていることなど、国保税の負担緩和や保険給付費等の財源不足を補うため、一般会計から2億2,839万5,000円を繰り入れております。

国民健康保険財政の健全化と保険料負担の公平適正化を図るため、今後なお一層、収入率向上に向けた努力を望みます。

次に、4. 農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計についてでございますが、農業集落排水事業特別会計については、歳入のうち、受益者からの分担金や使用料など8,388万2,000円で、歳出の総務費9,150万9,000円の89.7%となっております。前年の66.2%より23ポイント改善されたことになるわけでございます。これは、総務管理費の業務委託料が減少したことによるものでございます。

また、歳出の中で繰り上げを含む起債の償還を行っており、その財源等として一般会計から1億2,617万円の繰り入れを行っております。

公共下水道事業特別会計については、歳入のうち、美浦トレーニング・センターへの引き込みを行ったため、分担金・使用料が前年比99.3%増の5億9,635万円の大幅増収となったわけでございます。ただ、処理施設の増設工事、こういうものが前年度に完了したことによりまして、歳入歳出とも合計額は減少しております。当事業も25年度末で整備済み面積は、全体計画の65.9%を完了しておりますが、接続率を見ますと、55.9%と低くなっているというようなことでございます。

両特別会計とも、起債残高が多く、償還と運営費の一部について、一般会計からの繰入金で賄っているのが実態なので、分担金や使用料に滞納や不納欠損が発生しないように努め、さらなる運営改善を図っていただきたい。

次に5番目の介護保険特別会計でございます。

高齢化が進む中で、本年度も前年比102名の増というようなことございまして、認定者、受給者とも増加傾向が続いており、給付費も年々増加し、本年度は7億9,408万6,000円となり、前年度の比較では1,149万5,000円の増加となっております。

高齢者がふえ続けている中で、住みなれた場所でいつまでも元気で無事に過ごしていただくためにも、例えば県政出前講座を活用した研修会を開催するなどして健康意識の向上を図るとともに、要介護・要支援状態になる前に状況に応じた予防事業を検討し、積極的に実施していただきたい。

それから、6番目の後期高齢者医療特別会計でございます。

この制度の運営につきましては、ご案内のように県の後期高齢者医療広域連合が行い、村は主として受付業務と保険料の徴収を行っている。本年度の保険料収入は8,250万円で、給付に充てる広域連合納付金は、1億850万4,000円となっている。他の費用等を含め不足分は、一般会計からの繰入金2,839万3,000円等で対応している。

保険料収入未済額は、前年度に比較して増加し、175万9,000円となっているが、不納欠

損額については17万5,000円と減少している。滞納者に対しては、他会計とも連携を密にして早期に接触を図り、きめ細かい納付指導を行うなど、引き続き収入未済額の縮減に努めていただきたい。

引き続きまして、美浦村公営企業会計、1番目として、美浦村水道事業会計でございます。

村営事業として給水開始以来、37年を経過。現在、給水人口1万7,530人、1日最大給水量1万1,000立方メートルの規模に拡張され、村内ほぼ全域に供給しています。本年度は、家庭用給水量が給水人口の減少、あるいは節水等により減少したことや、業務用についても下水の処理水を利用し始めた事業所の影響により、営業収益が前年度に比べ6.16%の減少。特別損失を含め、957万円の赤字となっております。

今後、村内人口の減少に伴い給水収益の減少や耐用年数が40年とされている水道管など、設備の更新等も考えなければならないことから、適切な料金体系の見直しを含め、今後とも加入促進を図るとともに、増加しつつある滞納金の徴収とあわせて一層の経費削減に努めていただきたい。

2番目の美浦村電気事業会計でございますが、本年度は施設用地の取得のみであったわけでございますが、できるだけ早い時期に本年度は施設を整備し、再生可能エネルギーの普及に貢献するとともに、住民の安全で暮らしやすいまちづくりに努めていただきたいということをお願いし、審査意見といたします。

続きまして、平成25年度の財政健全化及び公営企業健全化審査意見書についてご説明、ご報告をいたします。

先ほど村長から説明がありましたように、市町村長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率、公営企業にあっては資金不足比率を、そして、その算定の基礎資料を記載した書類を監査委員に付して、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないということになっているわけでございます。

それらの資料の提出を平成26年7月31日に受け、審査を行ったわけでございますが、その結果、記載してありますように提出された資料は、財政指標算定の基礎として法的にも正確性の面でも適正であるとともに、公正な判断のもとに財政指標が算出されており、適正であると判断をします。

先ほど説明があったように、この法律による健全化判断比率は5項目ですが、3項目については、赤字でもないし資金不足もないというようなことで、本村においては、1、2、5項目は存在していないということでございます。3項目の実質公債費比率は、基準値が25%以下に対して、7.6%。4項の将来負担比率は基準値350%以下に対し、63.1%。いずれも基準値を下回っており、現状での問題はありません。前年度との比較でも、実質公債費比率が1.1%減、将来負担比率0.8%減となっております。

実質公債費比率の減少については、公共下水道事業の地方債償還のための一般会計から

の繰出金が減少したこと、及び一部事務組合の地方債償還費に対する負担金が地方債の償還終了等により減少したことが主な要因となっております。

次に、将来負担比率については、前年度比0.8%減とほぼ同じとなっておりますが、一般会計の地方債残高は4億6,738万4,000円増加し、公共下水道事業の地方債償還のための一般会計からの繰出金が減少したことにより、公共下水道事業に対する企業債等繰入見込額は4億660万4,000円減少しているということでございます。

実質公債費比率、将来負担比率ともに、公共下水道事業への繰出金の減少により数値は改善し、悪化は避けられておりますが、平成25年度も減債基金から3,646万6,000円の繰り入れを行っており、また平成26年度の予算でも多額の繰入金を見込んでいる状況を鑑みると、慢性的な財源不足により今後の数値の悪化を懸念いたします。

個人村民税、固定資産税の減少傾向は続いている中、回復傾向にある法人村民税の増収により、平成25年度の税収は平成18年度以来7年ぶりの増収となったわけですが、今の経済情勢の中では急激な税収回復というのは厳しい状況にあるものと思われま

す。今後は、財政調整基金等からの繰入を抑制し、さらなる経費の削減を図り、単独の建設事業の実施に当たっては、真に必要な事業を厳選して行い、将来の財政状況を見きわめながら慎重な財政運営を心がけていただくよう希望し、報告といたします。以上でございます。

議長（下村 宏君） 村長並びに荒木監査委員には、提案者の説明、また詳細にわたったの監査報告、大変ご苦労さまでした。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております決算についての質疑は、決算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件から議案第23号 平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件まで、以上8議案について、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査をすることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これより、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、正副委員長が決まりましたら、直ちに会議のほうを再開いたします。

以上、よろしく申し上げます。

午後 1 時 5 1 分休憩

午後 1 時 5 9 分開議

議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告をいたします。

委員長に、椎名利夫君。

副委員長に、山崎幸子君。

以上でございます。

議長（下村 宏君） 日程第26 請願第 1 号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

請願の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（下村 宏君） 紹介議員から趣旨説明を求めます。

山崎幸子君。

5 番（山崎幸子君） 請願の趣旨は、ただいまの事務局の朗読のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願については、請願文書表のとおり厚生文教常任委員会に付託をいたします。

議長（下村 宏君） 日程第27 請願第 2 号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

請願の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（下村 宏君） 紹介議員から趣旨説明を求めます。

岡沢 清君。

2 番（岡沢 清君） 請願の趣旨説明をさせていただきます。

請願者の茨城県保険医協会は、県内の医科・歯科の保険医1,970人で構成し、県民医療

の充実と向上を図る目的で活動しております。

まず人間が生きるために一番大切なこと、それは食べること。つまり歯が健康を支えているということです。また、話す、コミュニケーションするといったことも、毎日の生活を元気にする基本であるということです。

今日、生活習慣病などの治療や改善の基礎に、運動とともに食事が重要な位置を占めています。かむこと、口から食物をとることは、栄養摂取の点ですぐれているだけでなく、精神的な安定に強く関与しています。従来の「歯の病気では死なない」という考えから、「高齢者にとっては歯が命」という時代が変わってきました。子どもの場合も、学童期の健全な成長にとって、そしゃくや発音の正常な育成は不可欠です。学校歯科検診での指摘事項は、かつての虫歯から歯列不正が中心になりましたが、歯列不正は保険では直せません。

このように、高まる歯科医療のニーズに応えられない現状があります。今日、あらゆる世代で経済的な理由による歯科受診の手控えが起きています。全国保険医団体連合会が2010年に行った1万人の市民アンケートでは、「治療せず放置している」が36%もありました。治療しない理由は、「時間がない」「費用が心配」「治療が苦手」の順でした。

歯科受診はするが、治療途中の中断が3割もあります。歯科受診は、従来から所得の多い・少ないが受診に与える影響が大きく、医科と異なり、所得が低いと受診への出費が大幅に減少する傾向があります。家計に余裕がないときは、病気、けがや大事に備え、歯科の支出を抑えようという意識が働くのです。こうした背景には、高い窓口負担があります。

保険のきく範囲が限られているために、歯の治療は幾らお金がかかるかわからないという不安もあります。歯科では、品質や安全性が確保され定着している治療技術や材料でも、保険診療に導入されていません。新しい技術や材料が保険診療に導入されていないために、歯科医学の発展や歯科大学での教育と診療の現場との乖離が深刻になっています。さきの市民アンケートでは、9割を超える人が「保険のきく範囲を広げてほしい」と答えています。患者さんが歯科の保険適用を望む項目はたくさんありますが、代表例として、次の二つを挙げてみます。

一つ目は、金属床の入れ歯、いわゆるアゲの部分で金属でできている入れ歯です。装着感、耐久性の点ですぐれています。

二つ目は、小児期の歯列矯正、子どもの歯並びが健康に及ぼす影響が大きく、歯の保存がよくなり、歯周病治療の面から、強制的有用性は高いといえます。ただいま述べた2点の治療については、保険は適用されていません。保険の範囲が拡大できないのは、歯科の診療報酬が適正に引き上げられていないからです。

歯科の診療報酬は2000年から2010年までの10年間で7.35%引き下げられました。この間の歯科医療費が年間2兆5,000億円ですから、7.35%は約1,840億円の削減です。国民医療費は、2012年時点で38兆4,000億円、そのうち歯科医療費は2兆6,946億円、わずか7%に

すぎません。かつて1955年には13%ありました。このような診療報酬抑制は、何をもたらしたのでしょうか。

一つには、同じ医療をしても、医療機関は減収になりました。

二つには、医療の質が悪くなりました。例として、入れ歯が割れないように埋め込む補強線という金属の棒が診療報酬点数表からなくなりました。

三つ目には、質のよい医療を求めるのであれば、保険外で受けざるを得なく、結果として患者の負担はふえます。

また、歯科診療報酬の改善は、歯科医師のみならず歯科技工士や歯科衛生士の待遇改善にも重要です。日本歯科技工士会の調査によれば、20代の歯科技工士の8割が歯科技工の職についていません。歯科技工学校も相次ぎ閉鎖し、このままでは日本から歯科技工士はいなくなると言われています。

最近、口腔ケアが注目されていますが、それを担う歯科衛生士に対しても、その役割に見合った技術と労働が正当に診療報酬では評価されていないことから、非正規雇用が増大し、歯科衛生士を雇用できない歯科医院もふえています。歯科衛生士を雇用できている歯科医院は全体の7割です。したがって、診療報酬が正当に評価され、かつ安全性と普及性が認められる治療技術が保険導入されることによって患者が保険でよい歯科医療を受けられることを、強く望むものです。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願については、請願文書表のとおり厚生文教常任委員会に付託をいたします。

議長（下村 宏君）以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午後2時17分散会

平成26年第3回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成26年9月16日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	増尾嘉一君
教育次長兼学校教育課長	増尾正己君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	石橋喜和君
福祉介護課長	秦野一男君
経済課長	中澤真一君
生活環境課長	北出攻君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 飯塚尚央

午前10時00分開議

議長（下村 宏君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。

ただいまから、平成26年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます前に、本定例会一般質問の質問方式は、選択制で行うことを許します。選択できるのは、今までの質問方式である一括質疑方式、または一問一答方式となります。選択制の一つである一問一答方式は、質疑時間30分で質問の回数に制限は設けません。答弁と合わせて60分の制限時間内で一般質問を行うこととします。

これより、本日の会議を開きます。

議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、山本一恵君の一問一答方式での一般質問を許します。

山本一恵君。

7番（山本一恵君） おはようございます。それでは、通告に従い、空き家対策について質問いたします。高齢化や人口減少に伴い、放置されたまま老朽化する空き家が急増し、大きな社会問題になっています。総務省が発表した2013年の住宅・土地統計調査によると、全国の空き家数は820万戸に上り、住宅総数に占める割合を13.5%と、いずれも過去最高となりました。本県の空き家数は昨年10月1日現在で約18万6,000戸に上り、住宅総数に占める割合は14.6%、空き家率は、前回2008年の調査と同じで都道府県別では22番目でした。

空き家がふえている背景として、核家族化が進み、子どもが親と同居せず、親が亡くなった後に居住者がいなくなるケースや、相続人が遠方に住んでいるため、管理意識が低いことが指摘されています。長期間にわたって放置された空き家は、倒壊や火災、犯罪発生などの要因となるおそれがあり、各自治体とも頭を悩ませています。

空き家対策については、以前にも質問いたしました。そのときの答弁で、まず安中地区の空き家の調査は実施したということです。その後、他の地区においても同様の調査を今後実施すると答弁がありました。そのときの空き家の調査結果と現状を伺います。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） おはようございます。ただいまの山本議員のご質問の空き家の現況、状況といったところでございますけれども、以前から全国的に問題となっております空き家につきましては、全国的な数値を見ますと、ただいま山本議員よりご質問の中でございましたとおり、平成25年住宅・土地統計調査の結果によりますと、平成25年10月1日現在の総住宅数は6,063万戸となっております、5年前に比べまして、305万戸、5.3%の増となっております。

その中で空き家は820万戸となっております、5年前に比べ63万戸の増、空き家率13.5%となっております、平成20年の調査時より0.4ポイントの上昇で、過去最高となっておりますところでございます。実に1,000件中135件という割合で空き家となっているという状況となっているわけでございます。

本村におきましても空き家が点在しており、防災・防犯・景観上の観点からも問題となっているところでございますが、今後、少子高齢化、人口減少の時代に突入しますと、一層空き家がふえることが予想されます。この空き家を有効に利用し、村内の空き家を少しでも減らし、また定住促進奨励金制度とあわせ、地域の活性化へつなげることを目的に、「美浦村空き家バンク事業」（空き家を貸したい、売りたい、空き家を借りたい、買いたいという方の登録）でございますが、これを平成25年4月からスタートさせているところでございます。

村内の空き家の状況につきましては、平成24年度に安中地区を、25年度には大谷・木原地区の調査を実施しており、安中地区で36件、大谷・木原地区で153件、合計189件を調査いたしました。その調査に基づき、利活用することが可能だと思われる50件に対しまして、空き家バンク事業への登録の意向調査をことしの2月に実施をいたしまして、空き家バンクへの登録希望があったものにつきましては、随時登録をしているところでございます。

この空き家バンクにつきましては、現在までに30件の登録がございまして、11件の契約を行ったといった状況となっております。今後は、村内の企業等にも空き家バンク事業を紹介したり、空き家バンク事業の利用者がふえるよう、PR等を強化したいと考えてございます。

以上、第1回目の質問に対するの答弁でございます。

議長（下村 宏君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） 今の部長のお答えの中に、調査の結果、利活用が可能な空き家に対しては、空き家バンクへの登録の働きかけをして、契約の実績もあるということで、効果が出ていることは評価いたします。

そこで、今後もこの空き家の実態調査を継続して実施していく計画はあるのか、再度お伺いいたします。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） それでは、山本議員の空き家の調査について、今後継続して

いく予定があるのかといったご質問でございますけれども、安中地区につきましては、平成24年度の調査でございます。その後、2年が経過しております。新たな空き家の増加や、空き家だったものが現在居住されているというケースもあろうかと存じます。

また、適正管理が必要と思われる空き家につきましては、まだ全体の一部を調査したのみとなっているために、連携を密にし、今後も定期的に調査を継続をしたいとそういうことで考えてございます。以上でございます。

議長（下村 宏君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） 空き家も年数がたつと状態が悪くなっていくということから、このような調査は本当に継続的にして対応していただきたいと思っております。できれば、安中地区は2年たっておりますけれども、3年、5年ときちんと定期的な調査を今後もしていただきたいと思っております。

空き家の問題も、防災上の問題とか防犯上の問題、また環境衛生上の問題、景観上の問題、地域活性化の問題などがあります。あくまでも管理責任は所有者に委ねられているため、対策は思うように進まないのが現状だと思っておりますが、この放置された空き家は、近隣住民にとっては深刻な問題です。そこで、本村における治安、防災及び生活環境上などの問題点について、対策について、また伺いたいと思っております。

議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） おはようございます。

山本議員の空き家対策についてのご質問、空き家に関する治安上、それから環境上の問題にどのように対応しているのかということでございますが、治安上の問題としましては、浮浪者の侵入や若者等がたむろするなど犯罪が起りやすくなる傾向があり、サッシ等が施錠されていないと窃盗が行われることもあります。

防災面では、雑草等が繁茂することで冬季の火災への懸念、また、建物自体の損傷が進むと隣接家屋や通行人への危害も予想されます。あわせて生活環境面では、有害鳥獣や害虫が発生することにより、近隣住民が被害を被ることになってまいります。

こうした中、現在、生活環境課が行っている対策としましては、住民の方からいただいた情報をもとに現地を確認しまして、適正管理の依頼文を送付をしております。状況によりましては、現地で管理者の方とお会いをし、直接、改善をお願いをしましたり、また施錠を行うこともございます。しかしながら、所有者が不明で通知すら届かない状況の物件もあり、倒壊の危険性がかなり高くなっている物件があることも確認をしております。このように、現在のところ空き家に起因する被害に対して、住民からの相談、苦情があった場合、ケースバイケースでその対応に当たっているというのが現状でございます。

議員ご指摘のとおり、空き家問題につきましては年々増加の傾向にあり、本村に限らず、全国的な問題となっております。国会では空き家対策推進議員連盟が、秋の臨時国会に空き家対策の推進に関する特別措置法案を提出する予定となっております。法案の内容では、

税制を含めた対策が講じられるという情報を得ているところでございます。村としましては、その状況を見きわめまして、さらなる対応を図っていきたいということで考えております。

議長（下村 宏君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） 個々の対応で解決することは難しいとは思いますが、ぜひとも行政でできることを駆使して、住民の声に応えていていただきたいことをお願いいたします。

次に、空き家の利活用について質問いたします。

現在、各自治体では、空き家対策として撤去の促進とともに、空き家の利活用に向けた空き家バンク制度を導入する動きもふえています。本村では既に空き家バンクの制度を導入しており、先ほど部長からも答弁がありました。30件の登録のうち11件の契約があったとのことでしたが、他の自治体では、その他の利活用にも力を入れております。近隣の牛久市では、空き家の利活用として利用可能な空き家への子育て世帯への移住や、地域交流拠点としての利用促進を図っています。また、笠間市では、空き家を民間の交番に活用するなどの対策を講じています。本村でも空き家バンクだけではなく、ほかの利活用も取り入れ、地域活性化につなげていければと思いますが、空き家バンク以外での空き家の利活用について伺います。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） 山本議員のただいまの質問でございますが、近隣でもそういう形で空き家のほうの利活用をいろいろ考えていらっしゃるというようなお話でございました。

例えば、古民家として利用できる空き家があれば、それを村で借り上げまして、都市と農村の交流の拠点としての活用を図るとか、田舎暮らしの体験の場といたしまして利用して、短期滞在型、また長期滞在型の数種類のパターンを設けまして、利用者募集をして活用できないかというような検討をしていきたいなと考えてございます。

また、村のイベント等の開催に合わせてのイベント参加プラン、霞ヶ浦の美しい景色を堪能できる「景観堪能プラン」、陸平貝塚とタイアップをして発掘体験をする「発掘体験プラン」などを設けまして、都市の方たちに村のよさを肌で感じていただき、それがきっかけとなって空き家の活用及び定住促進につながればと考えております。そのほかにも、陶芸、絵画などのアトリエギャラリーとしての空き家の活用のほうも考えられると思います。

しかし、村で空き家を利活用するとなれば、空き家の毎月の借上料、また、場合によってはリフォームが必要となる場合がございます。費用がかさんでくるとおられることから、費用対効果、また成功例、先進事例等を研究しながら、これらの利活用の検討を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（下村 宏君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） さまざまな利活用の案、本当に夢のあるような利活用の案を出していただきましたが、これが一日でも早く実現できればいいかなと思いました。他の自治体でも実施している利活用の情報収集などを、村としてどんな利活用ができるのか検討していただき、進めていただきたいと思います。この案の一日も早い実現をお願いします。

そこで、これまでのさまざまな観点から、問題点、課題がありましたけれども、空き家問題の解決策として、空き家等の適正管理等に関する条例の制定について質問いたします。

ことしの4月現在で、全国355の自治体が問題のある空き家などの適正管理を所有者に義務づけ、場合によっては、勧告や代執行などの規定も盛り込んだ空き家条例を施行し、実績を上げております。県内では、牛久市、つくば市、常陸太田市など、12市町で条例を制定し、対策に力を入れています。本村においても、この空き家等の適正管理に関する条例の制定をする考えがあるのか伺います。

議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） お答えいたします。さきの答弁で、法律の制定を待ち、さらなる対応を考えておりますということを申し上げました。具体的には、山本議員ご指摘のように、空き家対策のための条例の制定を考えております。県内の市町村における条例の制定の状況を申し上げますと、平成26年7月の時点で11の市町で条例が制定済みとなっております。さらに、9月の定例会で条例の議案を上程している市が1市ございます。県内の条例の制定の状況は以上のようなことになっております。

条例の内容としましては、代執行による、危険となった空き家の撤去を含めた条例が制定されることが多くなっているようでございます。私有財産に対する公権の執行に係る懸念や、代執行に係る費用の回収が困難になること。さらには、税制上の特例措置が得られなくなるなど、今後検討しなければならない課題もございます。こうしたことから、撤去費用を半額補助して所有者に速やかな撤去を促すような自治体もございます。

条例の制定につきましては、何度も申し上げておりますけれども、国の法制化が間近に迫っており、既に本村でも条例の制定に向けた準備作業を進めております。法律の制定を待ち、法律の主旨を踏まえて、さらに条例内容の検討を進めたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたしまして答弁いたします。

議長（下村 宏君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） 条例の制定については、国の動向を踏まえながら進めていくということですが、ならば、せめて今できることで何かないのか。空き家等の調査で把握した危険な放置空き家等の対策を早急に進めていただけないか、再度お尋ねいたします。

議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） お答えいたします。

荒れてしまって危険になっているような空き家の対策ということ、当面、そういうもの

に対して早急に対応できないかというご質問でございますけれども、これはただいま申し上げましたように、私有財産になりますので、幾ら荒れていると申しましても私有財産になっておりますので、それを行政のほうでむやみに取り壊してしまうというようなことは、現在のところできないということでございます。

ということですので、最初の質問のところでは申し上げましたとおり、あくまでも所有者の方にその危険な状態をお知らせをして、近隣の方が大変困っているのを、解体等をしていただけませんかというような文書を送っているというのが、ただいまのところの村が対応できる限界となっております。

それで、条例の制定ということをお願いしました。条例の制定の中には、そうした危険な空き家に対する代執行も含めた条例の内容になってくると思います。これは、これからの検討課題なんですけど、そこまで踏み込んだ条例になってくると思います。

そうしたことで、現在のところ最初のところで申し上げました危険な状態になっている空き家も確かにありますので、条例の制定をいたしまして、そうした危険な空き家、そうしたものを撤去できるような体制、条例の整備を進めていきたいということで考えております。

議長（下村 宏君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） 条例ができないと、なかなかそういう対応ができないというお答えですけども、本当に各自治体では独自の条例もつくっております。国の動向ということですが、国はなかなか進まない状況ですので、条例だけではなく、そのほかでできる範囲のことを住民の声にこたえていただきたいと思いますので、その点はしっかりとよろしく願いたいと思います。

次に、村長にお尋ねいたします。放置空き家となることを防ぐには、活用できる空き家については、積極的に活用を、そうでなくても管理が不十分とならないように、適正管理を促すことが重要です。空き家問題に対する具体策はあるが、その前に空き家問題を予防する対策も必要になってくると思います。

例えば、空き家に対する問題意識を高めるために、空き家になった場合に備えての資産管理、空き家に対する条例や危険家屋になった場合の地域への影響などを、広報やパンフレット等で住民へ広く情報発信するなどがあります。

今後、空き家問題の相談がふえてくるとは思いますが、空き家バンクや環境問題など、それぞれの担当課が個別に対応するのではなく、庁内での意思統一や問題・課題の共有を図ることが必要になってくると考えられます。また、具体的な対策となれば、庁内だけではなく、外部の関係機関との連携も視野に入れることも考えられます。関係各課の間での情報共有、あるいは外部の専門家などとの連携により適切な対策を検討し、実行していくことが重要だと思います。しかし、空き家対策に先進的に取り組む自治体でも、自治体だけの対応だけでは限界があり、法整備などの国の後押しが必要だとも言われているところで

あります。これらの問題等を踏まえ、村長の見解をお伺いします。

議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

村長（中島 栄君） 議員各位には、定例議会再開、大変ご苦労さまでございます。また、昨日は敬老会に来賓として出席していただき、高齢者の長寿のお祝いを述べていただいたり、大変ご苦労さまでございました。

山本一恵議員の今、空き家対策については、先ほど総務部長、そして経済建設部長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、今、国で条例化に向かって進めているということで、これは全国で、議員のほうからもありましたけれども、820万戸も空き家が問題視されているということで、これについては議員のほうからも、専門家を入れたりして、それをうまく活用する方向にということで質問がありましたけれども、美浦村としては、今の空き家バンクを創設をしまして、不動産の会社と、それから行政から持ち主に対しての依頼を送付して、業者が直接やるよりは、行政からの依頼だと結構信頼性が増しているということで、村がそういうことでやっていただけるのならばお願いをしたい。しかし、リフォームもしないで使えるものは簡単なんですけれども、議員おっしゃるように、隣接の持ち主とかいろいろな方から、その空き家に対して不安が出るような、また解体をしなければならないような状況、ここに至る以前に地域からも行政のほうに連絡をいただき、これは前にも、美浦村の環境美化条例を制定をさせていただきましたけれども、そういう空き家についてもぜひ環境美化条例の一端に入れるような部分で、いろいろな情報をいただいて、不安視されるような住宅になる以前に対応ができれば、利活用が可能ではないのかなというふうに思っております。

確かに私も歩いてみますと、建物が立派であっても、そのうちの土地に入ることすらできないほど荒れ放題になっている。当然、開け閉めしないので、中も大分もう、風通しが悪ければ、かなり傷んでいるのではないのかなというふうに思います。ましていま、問題が出ているのは、家を壊せば、固定資産税が6倍にも上がってしまう。この辺を国のほうも、また自治体としても減免ができて、持ち主が負担に感じないような部分で管理ができるというふうな部分は検討をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

村としても、小学校単位で調査はしておりますけれども、できるだけそういう状況になる以前に再利用ができるような、そして持ち主に、安心して、村が間に入って利用させていただけるというような部分を、ホームページ等にもまた持ち主にも通知を差し上げて、利用を促進していきたいというふうには思っております。ぜひ「専門家」という話がありましたけれども、先進地の事例も踏まえて活用をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（下村 宏君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） 前向きな答弁、ありがとうございました。美浦村も、村長として

も、ずっと住み続けていただきたいという思いがあります。本当に空き家は、住み続けるという空き家じゃなくて、人以外が住み続けております。そんな中で本当に近隣の方、あるいは家がないところでも、そこを通る人が怖い思いをしますので、ぜひとも早急な対策をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（下村 宏君） 以上で、山本一恵君の一般質問を終了いたします。

次に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） こんにちは。3番、飯田です。通告書に従い、質問いたします。

去年10月、大変な洪水の被害で、近隣の川が氾濫して大変な被害をこうむりました。ことし3月に、沿岸の市町村で毎年やっている霞ヶ浦清掃大作戦。毎年今まで2回やっていましたけれども、今期より年1回という形になりました。それでご質問したいんですけども、何で1回になったのかということと、台風、今後、ことし起きるかもしれません。3年後か10年後かわかりませんが、そのときの台風のごみの問題、こういうものをどうするのか、お伺いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員ご質問の、霞ヶ浦のごみ処理の対応についてお答えをいたします。霞ヶ浦清掃大作戦、これまで2回やっていたわけなんですけれども、なぜ1回になってしまったんだというご質問でございますけれども、現在の霞ヶ浦のごみとかその処理、その対応についてまず状況を申し上げまして、それも直接1回になったことにつながってくるわけでございますので、まず状況のほうをお話したいと思います。

霞ヶ浦のごみ処理の対応でございますが、「沿岸自治体と霞ヶ浦問題協議会」という組織がございます。この事業として、霞ヶ浦清掃大作戦を行っております。これが今、飯田議員がご指摘の今まで2回であったものが1回になったというのが、この霞ヶ浦清掃大作戦でございます。

この霞ヶ浦清掃大作戦によりまして、堤防の内側については、沿岸地区の住民のご協力によりまして清掃を行って、陸側についてはかなり成果が成って、ごみが散乱しているという状況はないかと思えます。議員ご指摘のごみなんですけれども、これは霞ヶ浦の内側の問題かと思えます。これにつきましては、ご指摘のように、秋の台風ですとか冬の北風によりまして、特に美浦村の場合は冬場にその霞ヶ浦の沿岸にごみが多く漂着しているという状況になっております。

こうしたように台風とか大きなそういう災害によって、大きなごみ、そのままにしておいては危険であるようなごみについては、霞ヶ浦の管理者であります国土交通省関東地方整備局の霞ヶ浦河川事務所、これについて、ここが緊急的にごみの排除等を行ってくれるわけなんですけれども、日常的に流域から流れてくるごみ等については、なかなか河川事務所のほうでも清掃を行っていただけないというのが現状でございます。そうした中で今

まで2回やっていたものが、なぜ1回かということなんですけれども、霞ヶ浦問題協議会の事業として行うのは1回ということで決まっております。そこを美浦村の場合は、特に2回やっていきたいと思いますということで、沿岸の皆さんのご協力を得てやってきたわけなんです。近隣の町村の状況を見ますと1回のところが多くなっております。そうしたことから、美浦村でも、これは試験的にですけれども、2回であったものを1回にして状況を見ていこうということで、本年度から1回にさせていただきました。

回数を減らすことによって、さらにごみが目立つ。霞ヶ浦の環境が保てないというようなことになった場合、これは元の2回に戻して、皆さんのご協力を得て清掃のほうを行っていきたいということで考えております。

それでちょっとご紹介したいんですけれども、今、行政側の対応だけ申し上げましたけれども、民間の活動としまして環境美化活動を行っているNPOの法人がございます。クリーン大作戦と称しまして、村内だけではないんですけれども、霞ヶ浦全域を対象としまして、年間10トン以上のごみの回収をしております。本年の5月11日には、大山の防水拠点会場をしまして、196名の方の参加をいただきまして、第36回霞ヶ浦クリーン大作戦「53 PickUp! 春の陣」と称しまして、1,490キロのごみの回収を行っております。本村もその活動の後援団体となりまして、その事業に協力をしたところでございます。

なお、その活動には今回ご質問の飯田議員もご参加いただきましたし、議長であります下村議員もご参加をいただいたというようなことで、ごみの清掃と霞ヶ浦をきれいにしようというようなことで活動を行った次第でございます。

こうしたことで、霞ヶ浦のクリーン大作戦を含めまして、地域の方の協力を得ながら、少しでも霞ヶ浦の現状がよくなるよう、きれいになるようにということで、村としても今後活動を続けていきたいと考えております。

議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） 大変、霞ヶ浦のごみが確かに関東、全国で言ったら本当に小さい問題でね。前の山本議員みたく、820万戸というような数には全然及びませんけれども、毎年クリーン大作戦をやっている近隣の住民にすると、結構大変な問題かなと思っております。

ちょっと今、スムーズミーティングのほうの一般資料で、私のほうの写真の資料があるんですけれども、この中で枝に、これは多分蛍光灯だと思います。丸いリングの蛍光灯がぶら下がっていますけれども、これは当日、だれかかけたんではないんですけれども、多分そこまで台風の時水位が多分、今現場の陸地の上、1.5メートルから2メートルくらいの水位があったのかなと考えられるわけですよ。

これだけのごみ、なかなか砂にはまって取れないというのも現状です。確かに国の問題、周りの市町村、霞ヶ浦に流入する河川の市町村に対して、我々地元の住民だけで大清掃をするのもちょっと大変なので、国、県、または市町村のほうで、何か支援策みたいなもの

があるのかどうか、お伺いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） 霞ヶ浦のごみ処理の対応、県でありますとか国などからの支援策がないのかというご質問でございますが、霞ヶ浦の流域市町村と申しますと、栃木とか千葉まで含めると、24市町村で流入河川が56本、面積が220平方キロメートル、湖岸線では252キロメートルというのが、霞ヶ浦の周辺の状況でございます。

関連団体といたしましては、流域市町村、21の市町村が首長が会員となっております霞ヶ浦問題協議会という組織がございます。また、管理面では、先ほどちょっと申し上げましたけれども、国土交通省関東地方整備局の霞ヶ浦河川事務所、茨城県では、主に生活環境部と環境対策課水環境室と霞ヶ浦環境科学センターが、霞ヶ浦の水質でありますとかごみの対策を行っているということでございます。行政面ではそういうことなんですけれども、市民団体でも、先ほど申し上げましたけれども活動をしていただいている団体がございます。一般社団法人霞ヶ浦市民協会、あるいはNPO法人アサザ基金、NPO法人水辺基盤協会等がございます。沿岸自治体、そして国、今申し上げた市民団体が、それぞれ連携あるいは独自に霞ヶ浦の清掃浄化に努めているわけでございます。

こうした活動について、国、県からの市町村への支援策でございますが、公共下水道整備や高度処理型合併処理浄化槽設置補助金で、こうした水質改善に関する補助というのが主体となっております、残念ながらごみ処理に対する直接の補助金でありますとか支援制度はないというのが現状でございます。

そうした中で、霞ヶ浦河川事務所のほうに対しましては、口頭ではありますが、本年度工事事務所の所長さんが村においでになりましたときに、今回飯田議員が資料として写真のほうを提示していただいておりますけれども、これと同じような写真を見せまして、特に冬場の霞ヶ浦の舟子から木原地区にごみが多く打ち寄せられた時期の写真を見せたわけなんです、そういう写真を見せましてごみの状況を理解していただいて、村としても霞ヶ浦清掃大作戦を初めとして、沿岸の方が一生懸命ごみ清掃をやってくれているので、国としても何とかさらに考えてもらえないかというようなことで、その検討をお願いしたところでございます。

それから、担当課からも河川事務所の管理課長に要請を行ったところでございます。今後についても、機会あるたびにそういった要請をしてまいりたいと考えております。

議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） 大変残念です。支援策、何か補助金でもあれば、随分助かるのかなと思います。

霞ヶ浦沿岸の市町村、これは別に名目にこだわるわけではございませんけれども、やはり沿岸の市町村に対して水質浄化、いろいろな面で相当の国のお金が入ってきていると思われれます。そんな中で面目にかかわらず、各市町村、沿岸の距離に比例して幾らかでも補

助金みたいなそういうごみ清掃に対する助成みたいなものを申請していただいて、何とか村としても近隣の市町村に対してもそういう形で少しでも予算の面で、経費の面で国、県から補助をいただけるように、今後努力していただきたいなと思います。

続いて、霞ヶ浦の自然環境、利活用、そして本村の今後の対応などお伺いしたいなと思いますので、お願いします。

議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） 霞ヶ浦の自然環境保全と利活用など、本村の今後の対応についてお答えをいたします。ご案内のとおり霞ヶ浦は、昭和34年3月3日に水郷国定公園として指定され、昭和44年2月1日に筑波山域を加えた水郷筑波国定公園として指定をされております。

また、一宮自然環境保全地域とともに、馬掛が馬掛自然環境保全地域として、県から指定を受けております。環境省の長距離自然歩道構想に基づき、関東地方一都六県が整備している関東ふれあいの道では、水の恵みを知るみちとして、沿岸の木原、牛込、馬掛不動峠、陸平貝塚がコースとして指定をされております。

また、大山の鹿島海軍航空隊跡は、平成21年度に土木学会選奨の土木遺産「霞ヶ浦湖岸施設」として認定されており、平成23年の震災で被害を受けたものの、国により復旧をされております。このように自然環境面でも歴史的史跡としても多くの価値が存在しているわけですが、利活用が十分されているとはいえない状況であると考えております。

今後の対応でございますが、大山の防災拠点を中心とした特殊堤防・スロープの部分には、休日にはジェットスキー、ウインドサーフィン、釣り等で多くの方が訪れております。また、今回ご指摘がありましたとおり、霞ヶ浦周辺には豊かなすばらしい自然環境もございます。前回、平成26年第2回定例議会において飯田議員の一般質問の際にも考えを述べさせていただきましたが、イベント等を通じてこうした地域の持つ資源、歴史遺産、豊かな自然、景観、霞ヶ浦の魅力を発信し、交流人口をふやし、美浦村のすばらしさを多くの人に知ってもらい、村の活性化につなげてまいりたいと考えます。霞ヶ浦を周遊するサイクリングロードの整備も具体的対策の一つと考えます。茨城県に対して要望書を提出すべく、作業を進めているところでございます。

こうした霞ヶ浦の活用と、それにより地域の活性化を進めていくためにも、議員ご指摘のとおり、霞ヶ浦のごみ問題、水質の問題は大きな課題であると捉えております。沿岸の市町村と連携のもと、国、県にも働きかけをしてまいりたいと考えております。

議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） 霞ヶ浦に対しては、国、県、NPO法人、いろいろな形で協議会、協会、基金などいろいろございます。なおかつ近隣市町村でも協議会をつくってやっておりますけれども、ほぼ霞ヶ浦の浄化の問題、逆水門の開閉の問題とか、ごみの問題に比べるとそちらのほうが多分重要ななと思います。

しかし、ごみ問題もやはり我々美浦村の住民からすると大きな問題じゃないかなと思いますので、ぜひ今まで述べたように、各協議会、県、国に要望書を出していただきたいなと思います。

それで、本村の漁業関係諸団体と、当然ごみ、我々は舟を持っていませんので、湖面のほうからごみを処理していただく、もしくは湖面に浮いた大きなごみ、そういう物も漁業関係者と協定なんかを結んで、環境美化にぜひ協力してもらえないかお伺いしたいなと思います。よろしくお願いします。

議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） 霞ヶ浦の環境美化、ごみの対策について、漁業団体と協力のための協定を結べないかというようなご質問でございますけれども、本村における漁業団体は、平成22年の1月に合併をした霞ヶ浦漁業協同組合というものがございます。この支部として、村内には美浦村安中支部と美浦村支部の二つの支部がございます。会員数は、合計で71名となっております。

さきの答弁、霞ヶ浦の利活用のところで述べさせていただきましたが、多くの資産を持つ霞ヶ浦の利活用をするために、霞ヶ浦のごみ問題というものは大きな課題であると捉えています。

漁業関係者の皆様のご意見を伺いながら、霞ヶ浦の環境問題で漁業関係者の方と協力連携ができないかということについては、組合の皆様と今後検討をさせていただきたいということ考えております。

議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） 大変に難しい問題かなと思います。漁業関係者、舟を出して、当然1そうの舟に何人か乗ってごみを回収するわけですのでね。

先ほど、前のご質問で言いましたけれども、そういった部分での経費なども、沿岸の市町村と話してもらって、本村独自でやってもよろしいんでしょうけれども、当然、経費出ますので、何とか沿岸の市町村とごみの問題での協議会みたいなものをつくっていただいて、国のほうに特別枠という形ではないですけれども、252キロのところを、各市町村のほうで、美浦村何十キロ、阿見町何キロ、という形でありますので、252キロ割る本村の距離で、総体的な予算からいただくように努力していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますけれども、防災拠点、観光、環境などで、霞ヶ浦に対して総合的に各課を横断して今やっていただいていますけれども、当村のほうで仮称ではございますけれども、美浦村霞ヶ浦総合対策課、もしくは対策班でも結構ですけれども、近隣の市町村に先駆けて美浦村でこういう対策、霞ヶ浦に特化した対策をつくったよというような形でやってもらえると、ほかの市町村も続いてくれるのかなと思いますので、そこら辺、できるのかどうかよろしくお願いします。

議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） 霞ヶ浦に関連する事務を一体的に進めるような霞ヶ浦総合対策課というものが設置できないだろうかというご質問でございますけれども、現在役場の組織、事務分掌としましては、防災は総務課、観光は経済課、環境面は生活環境課が対応をしております。ご指摘の霞ヶ浦総合対策課、そういう課を設置できれば、一体的な事業推進を行いやすくなるという面はあるものと思われまます。

しかしながら、美浦村は小さな行政体であります。それぞれの部署から霞ヶ浦に関することを分離することは、組織の人的問題、行政コストの問題等もございます。現状の組織構成の中でも連携をとり、協調性をもって事に当たっていくことにより、霞ヶ浦総合対策課の新設と同等の効果を上げられるように努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） ありがとうございます。確かに、人的問題、組織上の問題、大変だと思ひます。一つの案なんですけれども、課を設ける、班を設ける。人の異動もござひます。そういうのをなしにして、外部団体、NPOとか。そういった、今言っただいりいりな協議会の中でそういう知識人を集めて、対策課とまで言ひませんけれども、そういった形の外部の団体の知識などお借りして、組織上なかなか難しいですけれども、特化された課というか班というかそういうものができないのか、ちょっとお伺ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

村長（中島 栄君） それでは、飯田洋司議員の霞ヶ浦対策という部分で、課として村の中でつけれないかという。

議員おっしゃるように、霞ヶ浦は流域を含めると24市町村で、特に私たちがいるところは、西浦は、沿岸だけでいうと9市町村。特に北浦もあるんですけれども、湖面的にいうと西浦が一番影響を受けやすいという部分があるかと思ひます。これについては民間の、先ほどのアサザ基金のほうと霞ヶ浦市民協会、そしてまた漁業組合でも、内水面の部分で霞ヶ浦の環境はやっていただひている。

この前、5月ですか、水辺基盤協会というところがお金を、参加費を取って清掃作業を行った。村のほうにも助成金を集めた部分から寄附をいただきました。そういうふうには民間でも考える。霞ヶ浦を、また霞ヶ浦だけじゃなくて、全国の湖、それから河川を考えている団体がござひます。なぜ、そういうところでやっているのに、行政はもっとおくれてるんじゃないのかという部分があるかと思ひます。

これについては議員も、オリンピックは2020年と決まりましたけれども、国体はその前年の19年にあります。霞ヶ浦も活用した競技も決まってござひます。実は阿見町がヨットレースの会場になります。ただ、美浦村のように霞ヶ浦の沿岸の整備はまだできていない

んですね、阿見町は。そういうことから、美浦村だけで考えるんじゃなくて、こっちの西浦をまず考えるとすれば、美浦村を入れた9市町村で、霞ヶ浦をどのように環境的によくしようかという部分は、9市町村を巻き込んで、当然河川を持っている支流の24市町村全部が入っていただければいいんですけれども、なかなかそこに最初からいくというのは難しい部分があるかと思います。

まず、この西浦の部分をいかにきれいな環境としてできるかは、議員おっしゃるように、霞ヶ浦全体として考えるよりも、9市町村のほうがまずはまとまりやすくいくのではないのかなというふうに思っております。いろいろなところで、ことし企画財政課のほうから国土交通省のほうに、霞ヶ浦についての勉強会を開くために申請をしました。しかし、却下されてしまいました。そういうこともあって、漠然としたという部分よりも、大勢の参加者がいれば、それは国土交通省も当たり前前に考えていただけるのかな。

茨城県の中の霞ヶ浦の環境問題の中でも、補助金がつくものがありました。来年の3月までが26年度の任期ということで、「まだ任期は終わっていないので大丈夫ですか」という問い合わせをしたら、「ことしはもう締め切りました」と。来年3月までなんですよと言っているのに、もう締め切ったそうです。

ですので、来年の27年度には、国交省も含め、また茨城県の霞ヶ浦を環境をよくするようなそういう補助金の枠も該当するようなものもありますので、ぜひこれは美浦村だけじゃなくて、西浦の9市町村で、いずれは議員おっしゃるような関係する北浦も入れた、また、栃木県、千葉県の鹿取市も入っていますけれども、24市町村を入れた霞ヶ浦を環境的によくしよう、そして利活用をさせていただく、そういうことができれば、国体の霞ヶ浦の利用、そして当然、19年はプレオリンピックが開かれます。そのときに霞ヶ浦も利用してもらえるとというものが可能になってくるのかなというふうに思います。

今、土浦市の商工会議所でやっている水陸両用バスを利用した、7カ月かな、限定的にやるということでございますけれども、一自治体だけでやるよりは、全体的に考えてもらったほうが、もっと霞ヶ浦を認知していただけるのかなという部分でいろいろと、今のところは9市町村みんなには通知は行ってないんですけれども、阿見町と土浦市と美浦村の三つが、どちらかという霞ヶ浦の南岸のほうだけで、ちょっと申し合わせをして、霞ヶ浦の環境について、また利活用について、「やりましょう」ということの一環的な部分の立ち上げの部分を今、話し合いをしているところでもございます。

ぜひ、そういうものが実現できたら、議員のほうからもぜひいろいろな関係者に、メールから、ラインで発信していただいて、霞ヶ浦をPRをしていただければ、全国から霞ヶ浦を見直していただける、まして茨城県、認知度47番目ということでございますけれども、そういうところから順位を上げていただいて、茨城県に来ていただく方がふえることを私はぜひ皆さんとともに立ち上げていきたいというふうには考えております。

議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） 本当に夢のある話で、質問ではないんですけども、やはり茨城国体、東京オリンピック、平年よりは多少予算がつきやすいのかなと私も思います。

土浦市でも東洋一、世界一の噴水事業がございますし、また、阿見町では国体である近辺の再整備みたいな形でやっております。そういう時期、また北岸では、県のほうでも3,000万円くらいの予算をつけて整備し直すという形になっていきますので、ことし、27年、28年という形でちょっと執行部のほうでも何とか予算を美浦村に取り次いでいただいて、その中の、少しでもいいですから、ごみ処理のほうに対策費という形で、県のほう、国のほうに要望をしていただければいいかなと思います。

これで質問、終わります。

議長（下村 宏君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中であります。暫時休憩いたします。

11時20分に再開いたします。以上、よろしく申し上げます。

午前11時08分休憩

午前11時21分開議

議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡沢 清君の一问一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 最初に第3次行政改革大綱に基づく行政改革の進捗状況についてお聞きします。

大綱は平成24年度からおおむね5年間の計画の内容を定めたもので、第1に行政改革の基本的な考え方、第2に行政改革の四つの柱、第3に行政改革実施計画について、第4に実施計画（体系別実施項目）の4章で構成されています。

まず、実施計画（体系別実施項目）の内容に沿っての達成状況をお聞きします。必ずしも項目全てについて答弁を求めるものではありません。特徴的な項目についてお聞きしたいと思います。また、現時点で大きな課題となっているものがあればお答え願います。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） それでは、岡沢議員の行政改革の進捗状況についてご答弁をさせていただきます。

本村の行政改革につきましては、平成8年に第1次大綱を策定して以来、平成16年に第2次大綱、そして平成24年に第3次大綱を作成し、これまで社会や住民の要望等が刻々と変化する中、行政サービスのあり方、財政の健全化など不断的に意識を持って推進をしております。

しかしながら、民間企業と違い、官公庁事業の有効性や成果自体を現実的に比較することができない面もあり、必ずしも目標に沿った事業が執行されていないといったところも

ございます。そのような場合は、目標と達成状況を継続的に検証し、仮に進まずとも、後退を招かないためにも、不断の努力をしていけるよう、今後も行革の継続をしていかなければならないと考えてございます。

本村では、第3次行政改革大綱で、四つの柱を掲げ取り組んでいるところでございます。一つは村民サービス改革、二つ目は地方分権改革、三つ目は機構改革、そして四つ目に財政改革としているわけでございます。これまでも全体的には内容は引き継いでございまして、進行状況等を確認しながら今後も進めていくところでございます。

項目ごとの進捗状況でございますが、各課で、体系別実施計画と目標を掲げております。総合的な検証をお話を申し上げますと、柱ごとに掲げた項目の進捗状況は、目標に沿って完了しているものもあり、進行中のもの、達成していないものありと、行政評価の側面から見ますと、半数以上は進められたか、または進行中であると評価しているところでございます。評価として数値的な検証は行ってございませんが、各課が進める目標ごとの推進状況の報告につきましては、毎年実施をしております。

議員ご質問の体系別実施項目における進捗状況でございますが、一つ一つの細かい報告等はできませんけれども、概要として特に主立ったもののご説明と報告をさせていただきます。

村民サービス改革の親切的な行政運営の推進では、各種申請書や証明書の簡素化、利便性の向上には、少なからず取り組んできております。今後もさらに改良の加えられるものは加え、提供していきたいと考えております。

次に、証明書等のコンビニ交付導入ですが、これは、住基カードを使用して、コンビニから住民票や印鑑証明を交付するというものでございますが、今後、マイナンバー制の導入によりまして、住基カードからの切りかえが必要となりますので、経費等を含め検討をしていきたいと考えております。

村政情報の発信では、情報公開と保護制度の充実を図ることから、継続といたしております。

災害時等のエリアメール導入は、現在実施をしているところでございます。災害に強い情報連携システムの導入も含め、進行中といったところでございます。

村民と協働のまちづくりでは、パブリックコメントを制度化して運用を開始をしております。

地方分権改革の政策形成、総合調整機能の充実では、事務事業遂行に伴い、その都度、ワーキングチームの活用を行い、運用しているところでございます。

次に、行政運営における生産性向上では、地域経済の活性化や雇用機会拡大で、企業誘致推進室を設け、誘致活動を展開しております。

職員の意識改革と人材育成の推進では、職員の適正配置や研修制度の充実、人事交流、女性の能力開発などを進めている状況で、今後迎える大量の退職者に対し、新規採用との

バランスが保てるよう努力をしていきたいと考えております。

また、研修におきましては、職員の資質向上や育成に向けて毎年専門課程の研修を、県や組合等の協力を得まして実施しております。人事交流につきましては、県や広域との交流を実施しておりますが、できれば民間との交流も今後の検討事項としております。

人事評価制度につきましては、平成22年度から実施しております。評価を職員の処遇に反映させるまでになっております。ただし、今後マイナス評価への反映につきまして検討していかざるを得ないかと考えておまして、メリ張りのある評価制度の実現を目指していきたいと考えております。

機構改革では、スクラップ・アンド・ビルドを基本に事務事業の見直しを、評価とともに実施しておりますが、今後も社会の変化に沿った諸制度の改正等もしていけるよう、継続していきたいと考えております。

入札、契約事務の透明化では、企画財政課内に管財情報室を設置し、契約管理システムの運用を図っておりますが、今後もより一層の充実に努めてまいります。

事務事業の民間委託では、これまでも実施適当な事務事業の委託につきましても検討してまいりましたが、今後も引き続き、保育所等の検討も視野に入れ、進めてまいります。

組織機構の見直しでは、常にサービスの効率性と有効性を追求し、よりよい機構の見直しを継続してまいります。

定員管理、給与の適正化では、平成17年4月に計画を策定し、努力してまいりましたが、今後改めて国の公務員制度改革、人事院との関連に準じ、定員及び給与の適正な運用に努め、計画を策定し、指針に沿って進めていきたいと考えております。

情報化サービスの向上では、庁内LAN等のOA化を実現し、帳簿等の簡素化を行っているところですが、今後もペーパーレス化を図ってまいります。

ICT推進では、学校等の支援としてパソコン機器の利用も実現いたしまして、さらに向上できるよう、情報化の継続を図ってきているところでございます。

情報化推進計画に基づき、行政事務の効率化、高度化を進め、公共物の管理などを含め、システムの総合的な見直しを計画しております。

最後に、財政改革ですが、人件費や物件費等の見直しを行い、歳入の確保と歳出の削減を実現できるよう、常に健全化に向け、バランスシートの活用を図りながら、引き続き進めていきたいと考えております。

以上のとおり、概要でございますが、進捗状況についての答弁とさせていただきます。以上でございます。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 2点目の質問に移ります。答弁されたように第3次行政改革大綱の四つの柱として、村民サービス改革、地方分権改革、機構改革、財政改革が挙げられています。その四つの柱に基づき、大枠で現時点での総合的な評価の内容をお答えください。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） それでは、岡沢議員質問の第3次的美浦村行政改革大綱の四つの柱について、その柱ごとの総合的な評価といったご質問でございます。四つの柱ごとの総合的な評価でございますが、体系別の中での評価と重複するところもございますけれども、総合的な評価としてご説明をさせていただきます。

まず一つ目の柱、村民サービス改革といたしまして、接遇の推進マニュアルをワーキングを活用し作成し、現在、各窓口において活用を図っているといった状況でございます。また、ホームページにつきましても、見やすく、コンテンツごとにわかりやすい、また、検索をしやすい表示のほうにリニューアルをいたしております。

そして、平成25年度より、村民サービスの一環といたしまして、庁内ロビーに総合窓口を設置をさせていただきました。来庁されたお客様のほうからは大変なご好評をいただいております。

村政情報の発信ですが、岡沢議員より一般質問でもございましたように、審議会等の一般公開につきましても間もなく導入を開始をさせていただくというような予定となっております。また、パブリックコメントにつきましては、既に制度化をいたしまして運用開始を図っているところでございます。

エリアメールにつきましても、災害に強い情報連携システムが完成をいたしまして、災害情報等とあわせ、提供を行っている次第でございます。

「村長へのたより」につきましては、平成25年度の実績といたしまして、投書箱4通、そして郵便3通、電子メールにつきましては121通のたよりがございました。この事業も定着が図られたものと考えております。

また、人事異動の事務引き継ぎをスムーズに行うために、事務処理マニュアルの作成に取り組んでいるところでございます。担当者ごとに本年度中の作成を目指しているところでございます。

次に、二つ目の柱、地方分権改革でございます。

事業計画等の策定や事業の推進に当たっては、さまざまな角度から内容を検討することが必要となってまいります。そのため、必要に応じワーキングチームを設置し、協議、検討を行っております。ワーキングチームの活用につきましても、定着化がある程度図られたものと考えております。

部制の導入と同時に設置をさせていただいた庁議でございますが、各部間の調整機能と内部決定機関としての役割、機能を果たしてございます。人事交流では、本年度県職員間交流が実施され、広域組合の交流とともに、今後も継続をさせていただく予定でございます。

職員研修につきましては、独自研修といたしまして、接遇研修、窓口対応研修、個人情報保護法及び情報公開請求研修等を実施をさせていただきました。

三つ目の柱、機構改革でございますが、この事業について見直しを実施をさせていただきました。事業の廃止、休止、縮小、統合等を、必要性、公平性などのさまざまな角度から、全ての事業におきまして各課で見直しを行い、各部長によるヒアリングを実施しております。

事務事業の民間委託につきましては、平成25年度より児童館運営について指定管理者制度を導入いたしまして、サービスの質を落とすことなく運営委託が図られております。

最後に四つ目の柱、財政改革でございますが、総合的な歳入の確保と歳出の削減を基本にいたしまして、中・長期的な展望に立ち、人件費の見直しと物件費につきましても一層の経費削減に努め、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上が、四つの柱につきましても総合的な評価の答弁となっております。以上でございます。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 体系別実施項目の達成状況、四つの柱についての現時点での総合的な評価について、答弁をしていただきました。その上で再質問をします。

審議会等の一般公開を間もなく導入するとのことですが、来年度からと考えてよいのでしょうか。また、公開される審議会等の種類について整理はできているのでしょうか。

さらに、公開について情報公開審査会で確認されているのでしょうか。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） ただいま岡沢議員から再質問がございました。村民サービス改革の村政情報の発信といった中で、審議会等の一般公開といったところだと思いますけれども、この審議会等の一般住民への公開につきましては、美浦村審議会等の会議の公開に関する要項、それを制定をいたしました。今年度10月から実施を予定しているところでございます。

先ほど岡沢議員ご質問の対象となる会議といったところでございますが、この要項では、法律、条例により設置された附属機関及び学識経験者及び市民等の意見を行政に反映させることを主な目的として規則または要項等によりまして設置された機関としております。会議は、原則公開でございます。個人情報や公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい障害が生ずると認められると考えられるときは公開しないとすることができることとしてございます。

情報公開審査会につきましては、情報公開の請求があったときの審査をする機関でございまして、会議の公開につきましては、直接は審査するものではないと考えますので、特に会議を開催して、確認のほうはしてございません。以上でございます。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） パブリックコメントを制度化し、運用を開始しているとのことですが、平成24年4月以降、どのようなパブリックコメントが実施されましたのでしょうか。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） 25年6月に美浦村パブリックコメント手続に関する要綱を制定をさせていただきました。それに伴って、第6次美浦村総合計画、第2次美浦村男女共同参画計画、美浦村健康づくり計画、美浦村地域福祉計画・地域福祉活動計画について実施をしてきております。以上、四つの計画についてパブリックコメントを実施をしているといった状況でございます。以上でございます。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 事務事業の民間委託で、保育所等の検討も視野に入れ、進めるとのことですが、保育所については、計画期間内の実施を想定してのことなのでしょうか。それとも、次期行政計画を大綱を見据えてのことなのでしょうか。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） 議員ご質問の事務事業の民間委託といったところで、保育所の民間委託ということですが、保育所の民営化につきましては、現在検討中でございます。保育所と幼稚園の関係や認定こども園、また、子ども・子育て支援の新制度と国の施策もあることから、現時点では結論が出るにはいましばらくかかるとおられます。引き続き検討させていただきたいといったところで考えてございます。以上でございます。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 3点目の質問です。大綱本文中、「美浦村行政改革懇談会」とありますが、懇談会は何回開催され、行政改革についてどのような評価、意見が出されているのでしょうか。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） 行政改革懇談会からの何回開催されて、また、どういう意見が出ているかといったところでございます。行政改革懇談会の委員につきましては、平成24年には村議会議長、村議会の総務委員長、農業委員会会長、教育委員長……。

〔「何回開催したのか」と呼ぶ者あり〕

総務部長（岡田 守君） 大変申しわけございません。ちょっと資料が紛れてしまって、失礼しました。

行政改革懇談会の開催状況といったところで、まず第1回目の行政改革懇談会は、平成9年2月14日に開催をしております。それから、同じ平成9年の3月10日、そして平成9年7月10日に開催をしております。これから第2次といったところで、平成16年3月8日、そして平成17年5月30日、平成17年9月5日、平成18年2月3日といったところで、現在までで7回ですね。それから、第3次行政改革の大綱につきましては、平成24年2月15日に第1回目の開催としてございます。

平成26年度につきましては、これまで、間5年間の計画のちょうど中間といったところで26年の後期に再度開催をさせて、進捗状況等の確認をさせていただきたいといったところ

でございます。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

質問、続けますか。

2番（岡沢 清君） はい。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 先ほど私がしました質問は、「懇談会は何回開催され、行政改革についてどのような評価、意見が出されているのでしょうか」という質問です。どのような評価、意見が出されているかは、答弁にはなかったので再答弁をお願いします。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） ただいまの行政改革懇談会の開催といったところで、先ほど申しましたように、大綱策定時の平成24年2月に行っております。そのときの意見等をご紹介を申し上げますと、まず、エリアメールの受信状況調査の実施、それから児童館、幼稚園、保育所、学校給食センター等の民営化について、進捗状況はどうなっているのかと。また、企業誘致の状況でテキサスクラスの工場がもう一つほしいけれども、そのような予定はあるのか、職員の人材育成状況、コンビニ交付が実際行われた場合の費用について、また、光と風の丘公園の民間委託についてなどの意見が出てございました。

今現在での評価につきましては、目標に対し検討中または実施していないという事業があるものの、大筋で目標に対し少なからず触れている事業もございまして、今後計画をしっかりと立て、達成度を上げていきたいと考えているわけでございます。以上でございます。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） さらにお聞きしますが、懇談会はどういったメンバーで構成され、会議の内容は村に対して何らかの答申を上げるものなのか、あるいは村に対して何らかの義務づけを行う性質のものなのでしょうか。

また、当時の意見等の紹介の中で、「児童館、幼稚園、保育所、学校給食センター等の民営化についての進捗状況」とありますが、懇談会では、幼稚園、保育所を民営化すべきという点で現在でも合意されているのでしょうか。前の質問でも、機構改革の部分で、保育所の民営化についてお聞きしましたが、あくまで懇談会の中での意見集約という観点でお聞きします。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） ただいまご質問の行政改革懇談会の委員のお話でございます。委員の公正につきましては、村議会議長、村議会総務委員長、農業委員会会長、教育委員長、学識経験者の監査委員、区長会長、民生委員児童委員協議会長、商工会長、体育協会長、女性行政推進協議会長をお願いをしております。

懇談会につきましては、設置要項におきましては、村長の諮問に応じて行政改革の推進

に関する重要事項を調査審査し、報告を受け、助言を行うこととなっております。村に対して、行政改革に関しての計画や進捗について、多方面から意見をいただくための組織という位置づけでございます。

また、先ほどの幼稚園、保育所等の民営化というような内容のご質問でございましたけれども、懇談会の中で、意見として行政改革においては、官から民へという大きな流れがございます。村の施設の進捗状況、考え方を確認したものとそこで理解をしてございまして、幼稚園・保育所について全て民営化を図るべきではないとそういうような、民営化をすべきという意見ではないという認識をさせていただいております。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 4点目の質問は、平成27年度以降の実施計画についてです。第3次行政改革大綱に基づく実施計画の具体的な項目は、当面、平成24年度から26年度までの3カ年の計画を示したものです。平成27年度以降の具体的な実施計画は、今現在準備されていると考えますが、平成27年度以降の構想は、どのような内容なのでしょうか。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） 平成27年度の計画につきましては、ただいま申し上げました目標値において達成ができないものもございます。5年計画の中で、継続目標として進めていきまして、社会の変化によって事業の執行上支障となることや、有効な手段の追加なども必要に応じて、基本的な目標のもとに変化を加えながら、今後もよりよいむらづくりを行っていく上で改革を計画的に推進し、達成度を上げていきたいと考えております。

議員各位におかれましても特段のご協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） これまでの答弁を受けた上で、特に情報化サービスの向上、ICT推進、情報化推進計画の分野では、庁内LAN等のOA化、村全域のWi-Fi化による災害に強い情報連携システムの構築と議会でのタブレット導入、小中学校でのタブレットパソコン・電子黒板の導入、LWANシステムを含めた自治体クラウドの構築といった他の自治体に先駆けたさまざまな実績があり、そういった分野での躍進は非常に素晴らしいものと認識しています。

この先もコンピューター・テクノロジー分野においては、その進化はますます速度を増すものと思われますが、本村においては進化におくれることなく、今後も新たにさまざまなプロジェクトが計画、実行されるものと期待しています。この質問の最後に、これまでの行政改革の推進について、村長の総合的な評価を今後の構想も含めてお聞きします。簡潔にお願いします。

議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。簡潔にお願いします。

村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員の行革、いろいろな第6次総合計画も含めて、

これは審議会の中で出てきたものを議会の皆さんの協力も得て、そして、執行部と一緒にやっていかないと実現できないというふうに思います。ですから、茨城県44市町村ありますけれども、小さな村だからという、見ただけでそういう小さな村というだけで、行政が萎縮しない。それには当然、目標を掲げるものも必要であるし、議会の皆さんの協力もないと、このICTも含めた斬新な計画は達成できないというふうに思います。

今、議員がおっしゃるように、議会でもペーパーレス化を進め、タブレットを持ってもう1年を過ぎてございます。これはよそからも視察が来るようになってございますし、まず執行部だけがやるうと思ってもこれは実現できない。それは議会の皆さんの同意ができてできます。こういうことも含めて、まず3年前から小学校4年生以上に電子黒板とタブレット授業をやってきた成果が、ここにあらわれてきているのかなというふうに思います。

こういうことも含めて、行政の斬新な計画も含め、議会の皆さんのいろいろな情報もいただいて、大きな市よりも、一步先んじた施策をとともに構築していかなければ、美浦村という自治体が埋没しかねないというふうに考えてもでございます。ぜひ皆様からのいろいろな情報も入れていただき、茨城県に美浦村があるというふうな一つの発信も含めてやっていければ、よそから注目を浴びて美浦村に見習おうというような行政づくりができれば、これは議会の皆さんと執行部と一緒に、美浦村という名前を茨城県よりも先んじて全国に発信できれば、行政づくりに、また村民と協働のまちづくりにできるのかなというふうに思っておりますので、さらなるご支援、ご協力を私のほうからもお願いを申し上げます。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 以上で、第3次行政改革大綱に関する質問を終わります。

次に、児童館の運営に関して質問します。昨年4月から児童館の運営に指定管理者制が導入されました。1点目として、指定管理者制導入以降の運営状況について、改善された点、さまざまな面で効果が上がった点、現時点で改善すべき点をお聞きします。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） それでは、岡沢議員のご質問にお答えをいたします。ご質問の指定管理者制を導入して以降の運営状況の中で、改善された点、効果が上がった点について申し上げます。

まず、平成25年度より放課後児童クラブの利用時間の延長を行っております。平日の利用終了時間が、午後5時45分から午後6時15分に30分延長いたしました。

次に、学校休校日は、午前8時30分から午後5時45分の利用時間でしたが、午前8時から午後6時15分として、全体で1時間の利用時間の延長をしております。

次に、児童館職員の増員をしております。24年度までは、館長が大谷時計台児童館、木原城山児童館を兼務しておりましたが、指定管理者制となって、大谷時計台児童館、木原城山児童館とも1人ずつ館長がおりますので、管理体制が充実をしております。

また、放課後ケアワーカーにつきましても、行事等で業務が多忙のときは、適時、ケアワーカーを増員して、今まで以上に児童の安全等を図っております。

続きまして、管理費等についてご説明を申し上げます。児童館の人件費と管理運営費を合計した維持運営費について、年度別に1,000円単位で申し上げますと、平成23年度は5,098万3,000円、平成24年度は4,578万8,000円、平成25年度は3,618万8,000円となっております。指定管理前の24年度と指定管理後の25年度で比較いたしますと、960万円の減となっております。経費節減が図られております。

補足をいたしますと、平成23年度及び24年度の額は決算額ですが、25年度は村決算額3,342万2,000円と、指定管理者が直接収入をしております放課後児童クラブ利用料金276万6,000円が事業経費になっておりまして、合計で先ほど申し上げました3,618万8,000円となります。

続きまして、改善すべき点の課題について申し上げます。児童館並びに放課後児童健全育成事業の充実したサービスを継続的に提供するには、経験のある優秀な職員の確保、育成が不可欠であります。今後もサービスの維持、向上のために、指定管理者に対して監督・指導を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 2点目として指定管理者制への移行後、保護者などから寄せられた児童館の運営に関する意見、要望がありましたら、その主な内容をお聞かせください。なお、事前にアンケートについては、資料として、その結果をいただいておりますので、その資料を見ます限りは、保護者あるいは利用児童も非常に、おおむね満足されているということは承知しておりますので、アンケートの中で自由記入欄というその項目についてのみお答えください。時間もありませんので、その点についてのみ質問します。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） それでは、ご質問にお答え申し上げます。

指定管理者制への移行後、保護者等からの児童館及び放課後児童クラブ運営に関する意見、要望等につきまして、平成26年3月3日から3月14日に大谷時計台児童館・木原城山児童館で、児童館利用者アンケートといたしまして、児童館利用児童・児童保護者、児童館利用幼児保護者を対象に実施をいたしました。

アンケートの配布数は、利用児童156人、児童保護者132人、幼児保護者48人で、回収数は利用児童104人、児童保護者73人、幼児保護者44人でした。

それでは、アンケートの自由意見欄に記載されていたことについて主なものを申し上げます。意見では、「以前と変わらない先生がいて、雰囲気も変わらないでよかった」、「熱心さ、子どもへの思いやりが感じられる」、「建物、庭がもっと広いといい」、「建物が古い、寒い、湿っぽい」と、これは大谷時計台児童館の保護者の意見と思われれます。

要望といたしましては、「民間委託される前と全く変わらないようにしてほしい」「今

ある行事は続けてほしい」「衛生面の問題もあると思うが、今ある食べ物行事等は続けてほしい」等の意見、要望等がございました。

アンケートの回答からは、児童館及び放課後児童クラブについて、おおむね良好に運営されている結果となっております。よろしく願いいたします。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） ただいまの答弁で、保護者からのアンケートの自由欄で、「今ある行事は続けてほしい」、「今ある食べ物行事は続けてほしい」とのことですが、具体的にはどのような行事なのでしょう。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） それではお答えを申し上げます。

ただいまご質問のありました食べ物を扱っている行事といたしましては、児童館事業として、ほぼ毎月行っております「おやつづくり」で、その季節にちなんだものでございます。

例を申し上げますと、4月はいちごパフェづくり、5月はかしわ餅づくり、9月は月見団子づくりなどです。児童は、自分で手づくりできるおやつづくりの行事を楽しみにしております。なお、衛生面には十分注意を払って行っております。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） これまでの答弁をお聞きしますと、まず、利用時間の延長がなされたこと、これは第3次行政改革大綱でも計画として位置づけられたものですが、さらに児童館の維持運営費については、指定管理者制移行後の平成25年度では、前年度比で960万円の減となっており、実績として評価されるものと考えております。

しかし、維持運営費の削減についていえば、主に人件費の部分であろうと推察されることから、児童館で幼児、児童の健康増進、情操豊かな子どもに育つことに貢献する職員の皆様のことを考えますと、多くの額が削減されればそれでよいというものではないとも考えるところです。

また、利用児童保護者を対象にしたアンケート実施による意識調査の結果については、「建物や庭がもっと広いといい」といった何点かの要望が出されてはいますが、指定管理者制への移行後の児童館の運営については、先ほども述べましたが、児童及び保護者からは、おおむね満足されていると理解します。

3点目の質問ですが、指定管理者からの事業報告、担当部課の点検評価について。

指定管理者からの事業報告担当部課の点検評価はどのようになされているか、主立った内容をお聞かせください。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） それでは、ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

指定管理者からの事業報告につきましては、児童館の指定管理状況把握のため、年間の

事業計画書並びに事業報告書を提出させて、管理運営状況の確認を行っております。

担当部課での点検・評価につきましては、定期モニタリングとして、毎月それぞれの児童館に月次報告書の提出を求め、また、月に1度、村担当職員、シダックス大新東ヒューマンサービス茨城営業所の担当者、各児童館長が出席をいたしまして、月次確認会議を行っております。この会議の中で、運営状況の詳細について報告を受け、村で運営していたときと比較してサービスの低下となっていないか、業務の実施状況、施設の管理状況及び利用者からの苦情等について確認をし、必要に応じて助言、指導等を行っております。

また、児童館運営委員会を指定管理者制度となりました平成25年度には、年2回開催をいたしました。第1回は、平成25年6月に開催をして、児童館及び放課後児童クラブの事業について、委員の方に説明をいたしました。

第2回は、平成25年11月に開催をいたしまして、児童館の運営状況、利用状況について、また、児童館及び放課後児童クラブの管理、実施事業の状況につきまして、委員の方にご説明をして、協議をいただいております。

今年度も既に平成26年6月に開催をして、委員の皆様には平成25年度の児童館及び放課後児童クラブの状況を報告して、協議をいただいております。よろしく願いいたします。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 最後の質問になります。

担当部課においては、業務の実施状況、施設の管理状況及び利用者からの苦情等について確認し、必要に応じて助言、指導等を行っておりますとのことですが、主にどのような事柄について助言、指導を行ってきたのでしょうか。

また、児童館運営委員会を3回開催して協議を行ったとのことですが、協議の中で述べられた特徴的な意見についてお聞かせください。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。残り時間があと4分弱ですので、簡潔をお願いをいたします。

保健福祉部長（浅野重人君） それではお答えを申し上げます。

村としてどのような助言、指導を行ってきましたかということでございますが、まず、児童館に苦情等の対応マニュアルがなかったということで、館長及び主任が不在時にいる職員でも対応ができるように対応マニュアル及び連絡先等の作成を指導しております。

次に、児童館のホームページでございますが、新しい情報への更新や内容の確認等、適時、中身のチェックをするように助言をしております。

続きまして、児童館運営委員会での開催に当たりましての特徴的な意見でございますが、委員から出ました意見といたしまして、「美浦村には一つは児童クラブになりますが、大きくいえば、三つの児童館があります。その三つの均一化した運営が望まれる。あっちでやっていて、こっちでないということでは不満が出てくるので、そのあたりを考えながら運営をお願いしたい」、これは委員の意見でございます。

次に、委員として出席をいたしました小学校長の意見でございます。「雨などの日は大変そうだが、児童館にしても学校にしても、保護者が協力的でよくやってくれていると感じる。児童の健全育成には、周りの協力が必要だ」ということで、意見として上がっております。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（下村 宏君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了をいたします。

ここで、会議の途中であります。昼食のため暫時休憩といたします。

午後 1 時より再開をいたします。それでは、1 時 15 分を再開といたします。

午後零時 21 分休憩

午後 1 時 15 分開議

議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

5 番（山崎幸子君） 5 番議員山崎です。通告書に従い、「いじめ対策」について質問いたします。

子どもの心と命を守ることは、全ての大人に課せられた責務であります。滋賀県大津市で起きた中学生の事件を二度と繰り返してはならない。今もまだ、いじめで苦しんでいる児童生徒に一日でも早く救いの手が、解決の光が届けばという思いです。そこで、本村のいじめの現状、取り組みについてお聞かせ願います。

議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 山崎議員ご質問の「いじめ対策」についてお答えいたします。議員ご質問の美浦村のいじめの現状、取り組みについてお答えいたします。

いじめとは、被害者の立場に立ち、児童生徒がいじめられていると感じたら、いじめであると理解し対応しております。議員のご指摘のとおり、子どもの学校生活の中では、友達同士のすれ違いや感情のもつれなどから、小さいいじめの芽は常にあると考えられております。ですから、教育委員会といたしましても、そうした小さな芽を見逃さず、丁寧に指導していくことが大切と考えております。

平成25年度のいじめとして報告されたものは3件あり、26年度は4月から5カ月間に3件の報告が届いております。その内容につきましては、小学校では、「友達から仲間外れにされた」「一緒に遊ぼうと強要された」「物を隠された」「からかわれた」等の内容となっております。中学校でも、「悪ふざけ」「からかい」や「無視された」といった内容でした。小中学校のどちらのケースにおいても、「いじめられた」と「嫌な思いをした」と子どもや保護者が担任教諭等に話しております。

学校側の対応といたしましては、その都度、加害者となる子どもに指導を行いまして、

早い時期に解消しております。その保護者にも連絡をとっております。ただ、解消したように見えても、繰り返すのがいじめなので、本人や保護者と何度も話をしながら、継続して指導している現状でございます。

学校の教職員等の共通の理解といたしまして、いじめに対する認識、休み時間、放課後等につきましても、注意を払いながら見守っている現状でございます。山崎議員の答弁とさせていただきます。

議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

教育長（門脇厚司君） ただいま教育次長から答弁あったとおり、現状は、先ほどの答弁のとおりでございますけれども、美浦村全体として、このいじめ問題にどう取り組むかということについての全体の考え方については、教育長の私のほうから答弁をいたします。

ご指摘のとおり、大津市で大変な事件があって、それをきっかけにしながら、昨年6月に議員立法で「いじめ防止対策推進法」というのが成立いたしました。これは3カ月後の9月に実施に付されておりますけれども、それを受けて文部科学省では10月に国としての基本方針をまとめております。

それを受けて、ことしの3月には茨城県として教育委員会が県の基本方針をまとめております。その基本方針がまとまった段階で、茨城県の44市町村全部にそれぞれ基本方針をまとめるようにというような指示がございました。それを受けて、美浦村ではこの4月から教育委員会のほうで審議をし、この7月に最終的な美浦村としての基本方針（いじめの防止及び根絶のための基本方針）をまとめ、既にこれも公表しております。

ということで、また、この基本方針の中では、美浦村のいじめ防止等協議会かな、いじめ問題等連絡協議会というのをつくることにしておりますが、これをいじめ問題等連絡協議会の規則についても、もう既に決めておりますし、万が一、重大事態というふうに呼んでおりますけれども、いじめで自殺が起こるといような場合には、美浦村の中に調査委員会をつくるということのその規則ももう既にでき上がっております。

それを受けて、それをもとにしながら、それぞれの小学校、中学校、美浦村では三つ小学校、一つ中学校ですけれども、各学校でも基本方針を策定するようにということになっておりますので、美浦村の教育基本方針をもとにしながらつくるようお願いをして、これは夏休み中に、四つの学校が全て基本方針をまとめております。そういうようなことで昨年6月に成立しました「いじめ防止対策推進法」に基づく対応は全て、美浦村では完了しているというふうに申し上げてよろしいと思います。

こういう機会ですから、美浦村のこの問題についての考え方について、基本的な考え方をご説明申し上げておきたいと思っておりますけれども、文部科学省にしても、県の教育委員会にしても、いじめはどこでも起こる、どの国も起こるということを前提にしながら、この問題に取り組んできておりますけれども、美浦村ではさらに一歩進めて、いじめは根絶すると。一切なくすと。

これはかねがね人が人となつがって社会をつくる力、社会力をしっかりと育てることをやっていけば、いじめは根絶できるというような、一步前に進んだような考え方で、美浦村はこの問題に取り組んでいきたいというふうに今、思っておるところです。

先ほど申し上げた基本方針といじめ問題等連絡協議会及び美浦村教育委員会いじめ調査委員会については、お手元に資料を提供しておりますのでごらんいただきたいと思いますけれども、いじめ問題等連絡協議会は9月1日から実行に移すということで、来月でしょうか、10月8日、第1回目のこの連絡協議会を開くことにしております。もう既に委員の方々には連絡済みで第1回目の協議会を開くことにしております。

これは、メンバーは四つの学校の校長、それから生徒指導主任の先生方、それから警察の方も願います。また、美浦村ではカウンセラーの方にも入っていただくというようなことで、このメンバーで毎年2回開くということにしたい。これを受けながら、各学校ごとでそれに対応する委員会を開いて、いじめ防止に努めていくというようなことで対応していきたいと思えます。

また、調査委員会については、これは重大事態が起こると。要するに自殺が現におこったときに発動するものでありますので、これはできるだけ一切開かないというようなことが望ましいわけですので、そういうような考え方で対応していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） ありがとうございます。いじめの件数は、平成25年度の1年間で3件だったものが、平成26年度は5カ月間で既に前年1年間と同じ件数の3件とのこと。単純な比較でいうと、今年度はふえるのではないかというような気がしないでもないです。この3件は、小学校と中学校を合わせた件数なのでしょうか。

いじめが報告された場合は、教職員が共通事項として、全職員で注意しながら見守ってくださっているということに関しては、関係各位の方々には本当に頭の下がる思いで感謝しております。

それでも、いじめはどこの学校にでもある、この認識に立てば、いじめの件数のみを掌握することは重要なことではないと思えます。どうやったらいじめで苦しんでいる子どもたちを救えるのか。声なきSOSに先生、大人たちが気づけるのか。

いじめに気づいているけれども、言い出せない子どもたちにどうやったら協力してもらえるのか、そこにもっと光を当てていかなければならないと思えますが、そういったところの対応をどのようにしているのか。例えばアンケートをとるときにも、隣に自分をいじめている子がいたとしたら、その子の名前を書けなかったりとか、自分の思いを伝えられなかったりとか、あると思えます。

そこで、アンケートを家に持って帰って郵送するなど、十分配慮したアンケートの実施方法等も今後検討していただけたらなと思えますが、いかがでしょうか。以上、2回目の

質問とさせていただきます。

議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

教育長（門脇厚司君） 2度目の質問にお答えしたいと思います。今確かに、昨年3件、ことしはもう既に3件になっているということで、1学期に3件ということですから、そういうことはないと思いますけれども、2学期も3件、3学期も3件ということは考えられるわけですね。

とにかくこれは先ほど議員もおっしゃっていたとおり、件数の問題ではないということに対応していきたいと思っております。

2年前のこの9月議会で下村議長が、やはり同じ問題で質問がございました。そのときお答えしたことでありますけれども、茨城県では既に小学校の先生方、中学校の先生方に、いわゆるチェックリストというものを渡して、20項目から成っておりますけれども、こういうような。「授業中はこういうことに注意してください」「休み時間はこういうことに注意してください」「給食のときは、こういうふうなことがチェックポイントですよ」「部活のときは、こういうことがチェックポイントですよ」ということを、先生方にそのチェックリストを渡して、少なくとも学校のレベルでは、ちょっとしたことで早目に、早期に発見するというように努めてきております。

また、いじめについてのアンケート調査、いじめられたかどうかということについては、何度かアンケートもとっておりますけれども、このときも議員ご指摘のように、隣に自分をいじめている子どもがいたときにはその子の名前は書けないということは、当然考えられますから、議員おっしゃるような形の配慮はしながら、アンケートもとっておりますのでございます。

以上、2回目の質問にお答えしておきたいと思っております。

議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 山崎議員ご質問の中に、26年度の3件の内訳でございます。小学校が2件ございまして、「物を隠された」「からかわれた」という件数でございます。あと、中学校には1件ございまして、「からかいや無視された」というのが1件です。これが26年度の内容になってございます。

議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） 内訳が、ただいま26年度の小学校2件と中学校1件ということでしたけれども、25年度の場合の内訳はどのようになっておりますでしょうか。

議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 山崎議員の25年度の内訳でございますが、ちょっと資料的に用意してございませんので、後ほど報告したいと思います。

議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） それでは、25年度の内訳は後ほどよろしく願います。

病気は早期発見が大切であることと同じように、いじめも早期発見が一番肝心だと思います。2年前に先生方に、チェックするためのチェックリストを書いてもらったというお話でしたけれども、埼玉県教育委員会では、参考資料に皆さんのタブレットのほうに配信してあると思うんですけれども、家庭用「いじめ発見チェックシート」というものを埼玉県では使い、子どものちょっとした異変に気づけるよう、いじめの早期発見ができるよう、このチェックシートを活用しているとのこと。本村でも、この家庭用「いじめ発見チェックシート」を取り入れるお考えはないかをお聞きします。

議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

教育長（門脇厚司君） 1回目の答弁でもお答えしたと思いますけれども、既に学校の先生方には県のほうがチェックリストを配付しているということで対応しておりますけれども、やはりいじめというのは、どこで起きているか、誰がそれに気づくかということが極めて重要なことだというふうに我々も考えております。教育委員会としても考えております。

そこで、ご提供いただいた埼玉県の教育委員会がつくって、家庭用のチェックリストを配布しておるわけですが、これは拝見したところ極めて有効ではないかというふうに思っておりますので、先ほど答弁したとおり、小学校中学校それぞれでも基本方針をもう、この夏休み中に完成したところでありますので、9月、もう既に9月になっておりますけれども、できるだけ早い時期にこういうような方針で、「基本方針に基づきながら、いじめに対応していきます」というようなことを各学校が連絡することになっておりますので、来週22日月曜日に校長会がありますので、そこで早速私のほうから提案を申し上げて、早ければ9月の学校だよりを配布する折に、埼玉県のチェックリストを参考にしながら美浦版をつくって、同時に配布するというようなことは急いでやりたいというふうに考えております。

議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） ただいま教育長の、家庭用「いじめ発見チェックシート」、これを取り入れていただけるような方向で検討していただけるという前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

やはり子どもの毎日の様子を一番わかるのは、やっぱり家族の方たちだと思いますので、ちょっとした違いとか心の動きとかそういったものを見つけられるのは、やっぱり家族の方だと思いますので、ぜひとも、これはいいものだと思いますからよろしく願いいたします。

いじめはれっきとした人権侵害であります。社会のゆがみが、陰険、陰惨ないじめに影を落とし、問題は実に複雑で、こうすれば解決策があるというものではありません。心のアンテナを高くし、学校、家庭、地域の三つの力を合わせて、全ての子どもたちが「学校に行って、楽しい」と言えるような環境づくりに取り組んでいけることを切望し、いじめ

対策についての質問は終わらせていただきます。

次に、「A E Dのコンビニ設置」について、質問いたします。

A E Dは、突然心臓が停止した人に電気ショックを与えて救命する医療機器として、2004年7月から一般の人も使えるようになり、現在、国内のA E D設置数は40万台を超えたとのことです。このうち、医療・消防機関を除いて、一般の人が使うことができるのは、29万台を超えております。心停止した患者に一般の人がA E Dの応急処置をした場合の、1カ月後の生存率は43.8%で、使用しなかった場合の9.8%と比べて、生存率が約4.5倍も上昇するとのことです。本村でも、村民向けの救命講習を年に数回行っており、救命率向上の効果は上がってきていると思われ、関係各位のご努力に感謝申し上げます。

でも、せっかく救命率向上の効果は上がっても、いざというときにA E Dを置いてある場所が閉まっていたりしたら使うことができません。近隣の龍ヶ崎市では、昨年11月1日より、市内で24時間営業のコンビニエンスストアの協力を得て、コンビニ28カ所に市でA E Dを設置したとのことです。また、本年9月1日より、神栖市でも市内のコンビニ5カ所に設置することになったとのことです。

公共機関に配備するだけでは埋められなかったA E Dの利用にかかわる距離的、時間的な空間を24時間、緊急時に対応ができるようになり、さらにコンビニに行けば、いつの間でもA E Dが設置してあると覚えておくことができ、非常にシンプルでわかりやすくなったとのことです。

また、ことしの6月に山形県の高校の野球部男子生徒が、校内合宿の練習中に突然うずくまり、意識不明となって全身痙攣を起こし、顧問が119番をし、監督も、救急車が到着するまでの約8分間、心臓マッサージを行ったそうです。この学校には、校舎内と体育館の2カ所にA E Dがあったが、夜間は施錠していることからA E Dは活用されず、この男子生徒は亡くなったとのことです。

現在、美浦村ではA E Dの設置場所が建物の中であるため、休日や夜間は外部の人が使用できないという場合もあります。そこで、本村でもコンビニエンスストアにA E Dの設置を考えてはいかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） それでは、ただいまの山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。現在、美浦村では公共機関18カ所、19台のA E Dを設置してございます。また、今回これに追加といたしまして、移動系の10台、これを福祉バス等の移動機関等に設置をすることで考えております。

A E D設置が普及開始してから、ことしで10年を迎え、全国的に有効な手段として設置をすることがふえております。しかしながら、設置はするものの、緊急時の使い方の普及が追いついていかないといった状態であると実感をしております。本村でも講習会等を開催し、利用方法の普及に努めているところでございます。

議員がおっしゃいました設置場所として、これまでの設置場所では主に対象者が絞られること、時間帯の制限等は否めないと思います。多くの村民がいざというときに利用しやすいようにコンビニに設置をお願いするということは、選択肢として大変有効な手段であると考えます。2014年に福井県の消防署員が、「コンビニにAED設置を」と北陸地方の発表会で訴え、最優秀賞を取ったそうで、その経緯もあって全国的にコンビニやガソリンスタンドなどへの設置に普及の兆しが出てきているようでございます。山崎議員からもご指摘がございましたように、近隣では龍ヶ崎市で市内28カ所のコンビニに設置をお願いして運用をしているといった状況であると聞いております。

設置に当たっては、あくまで場所の提供をお願いするもので、店員さんに、講習実施や利用をお願いするものではなく、一般の住民が対象者に対し使用していただくものであります。先ほどもご説明を申し上げましたが、24時間対応で場所的にもわかりやすいし、利用者数も多いコンビニ設置で、一般住民が利用するには大変利便性があると考えます。

設置をするとした場合は、関係者との協議と契約が必要となってくると考えます。その場合、村内は5カ所、コンビニがございいますが、その5カ所のコンビニとの設置許可、運用協定等について進めていく必要があると考えてございます。

1回目の答弁、以上でございます。

議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） ありがとうございます。公共施設があいていない時間帯でAEDを使用する事態が発生した場合を想定し、県や消防署から、そのような事態のときAEDがない場所でそういった緊急事態が発生したときにどのように対応すればよいかについてのレクチャー等がありますでしょうか。

さらに、そのような際はどうすればよいのか、いざというときに対応するためにも、自治体から住民に周知しておくことが大切だと考えますので、ぜひ前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） ただいまの再質問で、公共施設があいていない時間帯で、AEDを使用する事態が発生した場合、これを想定いたしまして、対応についての、その県等からのレクチャーがあったかというご質問でございますが、利用方法や設置場所、対処の方法などについては、基本的には、各市町村がそれぞれに考慮をして進めていくことから、特に県や消防署等からの講習等の支援、そういうものはございません。

現在、本村で公共施設への設置にしている理由の一つとしては、セキュリティーの面もあると思いますけれども、施設を利用する団体などが昼夜、施設を利用した際の緊急時への備えといったところから、主に利用中の事故に対しての備えといったところで置いてあるといったところがあると考えております。

いつ、どこで事故が起きるかわかりません。近くにAEDがあるかないか、機器の使用

ができるかできないかで、まさに生死を分けることになろうかと思えます。本来であれば、公共機関やコンビニなどがない地域も含めまして、きめ細やかな設置をしていけば理想的と考えているわけですが、議員ご指摘のとおり、誰でも、いつでも利用できるよう、コンビニエンスストアへの設置は有効であると考えます。

それと同時に、緊急時に躊躇して利用できないということのないよう、今後も講習会等を継続して実施し、一人でも多くの方にご参加をいただき、日常の中で使えるよう啓発推進に努めていくというようなことに努力していきたいと考えてございます。他人事と捉えないよう、住民の方々みずからが、誰しも起きる可能性があることとございますので、意識を高めていただきたいことも希望をさせていただきたいと思えます。

今後は、近隣の設置状況、運用状況を参考とさせていただきながら検証をいたしまして、設置のあり方等についてよりよい方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） ありがとうございます。県や消防署からのレクチャーはないということですね。そして、自治体から住民への周知としては、AEDの講習会に一人でも多くの方に参加していただき、日常の中で使えるよう、啓発推進に努力していきたいのですが、幾ら使い方の講習を受けても、実際身近にAEDがなければ何にもなりません。人の生死にかかわることですので、コンビニへのAEDの設置を考えていただきたいと思います。村長の見解をお聞かせください。

議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

村長（中島 栄君） それでは、山崎議員のAEDの設置ということで、今、村内でも公共施設には設置してございますし、また、公用車にも設置しようというふうな流れの中でございます。そして、隣接する龍ヶ崎市のほうでもコンビニ、今、13カ所かな、データを見ますと設置してあるということで、まずは設置をするということについては、コンビニの経営者のほうと、龍ヶ崎市のほうでも設置しておけないという、協力いただけないというコンビニもあるそうです。

ですから、美浦村の中にもコンビニがございますけれども、できるだけ地域住民の、何か不慮の事態が発生したときに活用できるこのAEDは、設置はすべきだと思いますけれども、今、議員がおっしゃるように、これの使用をできるような住民の講習もあわせてしていかないと、せっかく設置しても役に立たないということでは困りますので、その辺の住民に対する意識と、それからこのAEDの使用をできるような講習も含めてやっていかないと、ちょっと「設置ありき」だけでは、なかなか利用ができないということになりますので、設置するときには、今いったようにコンビニの了解と、そして住民の講習もあわせてやっていかないと意味がないということで、ぜひその講習も含めてできた段階で、設置はしていきたい。

これも、龍ヶ崎市と同じように、10何カ所もある15カ所ぐらいコンビニがある中でも13カ所の設置になっているみたいなんですけれども、18カ所ですね。設置になっておりますけれども、これについても、恐らく市民への啓蒙、啓発を行いながら、講習も多分してきたんだろうというふうに思います。美浦村としても同じように設置するに当たっては、住民の啓発も含めて、講習を一緒にやっていきたいというふうに考えております。身近な住民が使えないと意味がございませんので、救急車を呼んで、救急車を待つ時間であれば、救急車にも設置してございますけれども、それ以前の時間を短縮するための応急的な処置をいかに住民も含めて理解をしていただくということが必要であろうというふうに思いますので、議員のおっしゃるような設置は、住民に安全・安心をもたらします。そういう意味でもその前段のご理解と講習をあわせて行っていきたいというふうに考えております。

議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） ただいまの村長の大変前向きな答弁、ありがとうございます。

心停止をするという緊急事態は、公共施設内だけではありませんので、やはり先ほど村長がおっしゃられたように、住民の安心・安全のために、ぜひともAEDの設置を考えていただきたいと思います。

近くにAEDがあるかないかで、人の生死を分けることにもかかわることですので、早急にコンビニへのAEDの設置を提案させていただき、私の質問を終わらせていただきます。

議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了します。

次に、石川 修君の一問一答方式での一般質問を許します。

石川 修君。

13番（石川 修君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。2点ほどございます。まず1点目、通学交通基金についてでございます。

美浦村では、財政調整基金を初めとして18ということを書いておりましたけれども、基金の状況の参考資料の中に、今年度、公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金が入りますので、19になるかと思っておりますけれども、それぞれの基金は条例によってそれぞれの目的のためでなければ処分することができないと明記されてございます。

そこで基金の中で、通学交通基金が平成26年7月末で1,742万399円の積み立てがございます。この基金は、昭和59年茨城観光による美浦村から龍ヶ崎市への路線バスが廃止となり、路線バス廃止後、美浦村から龍ヶ崎市方面に通う高校生の保護者が中心となりまして、父母の会として昭和60年4月より独自にバス運行を始めたものでございます。

バス車両につきましては、JRA美浦トレーニング・センターからの寄贈、ドライバーは株式会社ヤマガタに依頼をし、運行を始めたところでございます。料金は、通常バス定期より若干安く料金を設定をした、回数券による運賃を徴収、そして運行資金の残金は、将来的なバス車両の交換費用として積み立てられたものでございます。

その後はいろいろな事情がございまして、路線バスが廃止され、そのときの残金1,841万7,647円が、平成20年3月21日、条例制定と同時に、通学交通基金として積み立てられたものでございます。そこで伺います。

まず1点目、通学交通基金を今後どのように活用するのか、ご見解を伺いたいと思います。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） ただいま石川議員ご質問の通学交通基金を今後どのように活用するかというご質問でございますけれども、この基金につきましては、平成21年第1回定例会において、旧龍ヶ崎スクールバス運行資金の残金等を原資として、本村高校生の通学に関する事業の実施に必要な財源に充てるため、設置をされてございます。

初めに、この基金の設置からこれまでの活用状況についてご説明を申し上げます。

本村から龍ヶ崎市方面への公共交通につきましては、茨城観光自動車株式会社がバスの運行を行っておりました。昭和60年ころに運行中止、これは廃線でございますが、運行中止となりまして、本村の龍ヶ崎市方面通学高校生の保護者と村が中心となりまして父母の会を結成し、昭和60年から独自運行をしてございました。その後、この独自運行について、平成10年ころに茨城運輸支局から営業の許可が必要との指摘がございました。営業許可が困難であったため、平成11年5月ころに独自運行を断念をしたといった経緯でございます。

このときの運行資金の残金の1,841万7,647円、これにつきまして用途を明確にし、処理すべきとのご指摘がございまして、当時の父母会の代表者と協議を行ってございます。代表者といたしましては、当時、保護者の負担した費用は、民間バス料金相当額で設定をし、運行に要した費用との差額については、将来のバス購入を目的といたしまして積み立てたもので、その残金については、「今後の子どもたちのために使われることが望ましい」と返答をいただいております。

平成20年度当時は、美浦中学校の改築中でございまして、学校建設資金に充当すべきとの案もございましたが、当時はまだ、JRバス関東株式会社が本村から龍ヶ崎市方面へのバスを運行しておりましたが、継続が危惧されており、将来の助成に備えることと、高校生の駐輪場の設置等、高校生の通学に関する事業の財源とすることとして、そのための基金の設置といたしました。

その後、JRバス関東株式会社で、木原・龍ヶ崎間を運行するバスが、平成22年9月30日をもって廃止するとの申し出がございまして、その会社との協議の結果、村が補助金を交付することにより、平成22年度末まで運行することで合意に至ってございます。

また一方で、生徒の保護者の方々が中心となり、龍ヶ崎方面高等学校保護者会通学バス運行委員会が設立されまして、自主運営により、平成22年度末までの期間、運行したいとの申し出がございました。

村といたしましては、運行委員会に対し補助金を交付することが有効であると判断いた

しまして、平成22年第3回定例会において、通学交通基金からの繰入金を財源といたしまして、龍ヶ崎方面高等学校通学バス補助金を計上いたしまして、117万4,900円の補助金の交付を行い、その財源といたしまして、この基金から117万4,000円を充当をさせていただいております。

そのほか、毎年利子の積み立てを行っております、平成26年度8月末現在で基金残高は、1,742万399円となっております。

この基金につきましては、現在のところ、条例第1条の本村高校生の通学に関する事業の実施に必要な財源に充てるための、目的に沿った形での活用を予定してはございません。

以上のとおりでございます。

議長（下村 宏君） 石川 修君。

13番（石川 修君） ご答弁ありがとうございます。今、総務部長のほうから、活用予定がないということでございます。そういうことで理解をいたすところでございます。

それでは、2番目の通学交通基金の設置の目的はと、第1条、先ほど部長が申しましたように、本村高校生の通学に関する事業の実施に必要な財源に充てるため、美浦村通学交通基金を設置すると明記されていますけれども、現状を考えると、少子化による生徒数の減少では、果たして本村高校生の通学に関する事業があるのか疑問に思うところでございます。したがって、先ほどの予定がないということでございますので、2番目の通学交通基金条例第7条、基金の管理処分については、必要な事項は、村長が別に定めると記してございます。条例を廃止して、一般会計に繰り入れるべきだと思いますけれども、ご見解を伺いたいと思います。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） ただいまの石川議員の、条例を廃止して一般会計のほうに繰り入れたらどうかの再質問でございました。

今後も基金の活用予定のない中では、条例を廃止して一般会計に繰り入れるということについては、一つの方法として可能であると考えます。今後の基金の有効な活用方法といたしましては、この基金の設置の経緯、当時の父母会の会員の皆様の思いというものを考慮いたしますと、条例を廃止し一般会計に繰り入れた後、教育支援基金等の新たな基金を創設いたしまして、今後の本村教育に関する事業の財源とすることが有効ではないのかなと考えるところでございます。以上でございます。

議長（下村 宏君） 石川 修君。

13番（石川 修君） 答弁の中に、一般会計に繰り入れた後に、教育支援基金等を新たに創設をし、今後の本村教育に関する事業の財源とすることが有効ではないかという答弁でございます。私はこの後、地域公共交通の質問をしますけれども、地域公共交通の原資にしてはどうかと思いましたがけれども、当時の父母の会の思いを考慮すると、教育支援基金を創設し、本村教育に関する事業の財源とするということで理解をしております。

ざいますけれども、本村教育に関する事業の財源とした後、何か目的があるのか、あれば答弁をお願いをしたいと思います。

議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

村長（中島 栄君） 今、部長のほうから、有効利用に関しては教育の、というふうなことがありましたけれども、実はこの26年の第1回定例議会にも、同僚議員のほうから、これについては有効利用ができないのかという話がありまして、答弁の中で、また、議員のほうでも、ぜひ有効利用をぜひしていただきたいという質問がありました。そういう意味でも、このまま塩漬けにするような、高校の通学の基金をこのまま置いておいても、高校生の教育のためにもなりません。そういう意味でも、一般財源というふうに部長がお話はしましたけれども、その中でも高校生の通学のための基金だったので、保護者のほうでもできるだけ教育に使っていただければという部分が入っているということでございますので、その辺を踏まえて、一般財源に入れても、いろいろなものに使えるじゃなくて、教育にできるだけ使える部分として一般財源のほうに入れさせてもらうということであれば、議員の皆様のご理解もいただいて、せっかくのお金を基金に置いておくんじゃなくて、有効に利用をするという意味では、議員のおっしゃる、また、第1回議会の同僚議員からの質問もありましたので、そのような有効活用をさせていただきたいというふうには考えております。

ぜひ、これというふうな部分で今考えているわけではございませんけれども、できるだけ来年度に向けて、そういうような活用があれば、これを原資として有効利用をさせていただきたいというふうに考えております。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

2時20分に再開をいたします。

13番（石川 修君） しなくてもいいよ。

議長（下村 宏君） それでは、今の件がまだ残っているというようなことでありますので、じゃ、石川 修君。

13番（石川 修君） 部長の答弁では、教育支援基金に組みかえるという答弁でございましたけれども、村長は一般財源ということで、何かその辺のニュアンスが違うなというふうに思うんですけれども、「教育支援基金を新たに創設をし、」ということによろしいですよ。もう一度確認します。

議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

村長（中島 栄君） それでは、部長のほうの教育支援基金という部分で、一般財源の中に組み入れさせていただいて、教育のほうに使わせていただく。どういう部分に使ってもいいということじゃなくて、部長の言ったような、教育に特化したほうに利用させていただくということでご理解いただければと思います。

議長（下村 宏君） 石川 修君。

13番（石川 修君） 再度確認をしますけれども、本村教育に関する事業の有効活用とは、具体的なものを考えているのであれば、ここでご答弁を願います。

議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

村長（中島 栄君） 具体的にこれ、という部分ではなくて、やっぱり学校関係、耐震も終わりましたけれども、実は今、中学校の外壁も老朽化しておりまして、そういうやつも今、見積もりを、体育館なんですけれども、立派なれんがづくりが剥離をして落ちそうになっているという部分が判明してきました。これは、耐震のときにわかれば一緒にできたんですけれども、それが設計の段階で見ることができなかった。後で判明してきたということもあります。

そしてまた、武道場ですか、柔剣道場の天井も、茨城空港の天井と同じように、面積が広くて、3.11と同じような、大きな揺れがあると落下しかねないという判断が出てきました。そういう意味で、学校の耐震化は全てもう完璧に大丈夫かなというふうに思っていた中でありまして、それを外壁材とか天井で国の基準に適合しないような部分が新たに、既存の部分で出てきたということもありますので、その辺、これは補助金だけでできる部分ではない部分もございますので、そういう中に一般財源として今度持ち出さなくてはいけないときに、そういう教育に関するような基金のところから活用が、有効利用ができれば、教育のためということでぜひ、ご理解がいただければ、そういうところにこの基金を有効活用していきたいというふうに考えております。

今、学校給食の給食センターについては、ちょっとまだ検討委員会の最終的な案が出てきておりませんので、そちらはもっとちょっと先になるのかなというふうに思います。そういう意味では、学校の中で問題が出てきているのは、新たな耐震基準の中で指摘をされている柔剣道場と中学校の体育館の外壁、これは早急に検討をしなければということで、今、学校教育課のほうでそれのおおよその予算を立てるべく、今動いているところでもございますので、その辺のところにも持ち出せる部分として活用させていただければ、教育としての部分で有効活用に当たるのかなというふうに考えております。

議長（下村 宏君） 石川 修君。

13番（石川 修君） しつこいようで申しわけないんですけれども、その本村教育に関する事業の有効活用はいいんですけれども、村長が言うように、体育館の外壁、私も体育祭のときに聞いてびっくりしました。それから武道館、柔道部、いろいろあるようですけれども、それには別に無理してこの交通基金を取り崩したからということで、使わなくても、ここに学校施設建設基金というのが2億2,000万もあるわけですから、いずれにしても、どちらにしても、本村教育に関する事業ですので、有効活用をしていただければ結構でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（下村 宏君） ここで、会議の途中でありますので、暫時休憩といたします。

2時25分再開といたします。

午後2時15分休憩

午後2時26分開議

議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石川 修君。

13番（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問をさせていただきます。

公共交通についてでございますけれども、美浦村ではモータリゼーションの進展や路線バスの一部廃止などにより、公共交通が衰退の一途をたどり、車を運転することのできない高齢者、学生など、移動が困難になっていることから、デマンド型タクシーの運行を開始をし、日常の利用、利便に貢献をしているところでございますけれども、村民からは、さらなる交通網の拡充を求める声が高いわけでございます。

美浦村第6次総合計画を平成25年12月に制定をしましたが、策定する過程で平成24年実施の住民アンケート調査の中で、美浦村に住み続けることについての問いで、住み続けたくない要素として、「交通が不便である」、また、美浦村から移りたい最大の理由として、「交通が不便である」とのアンケート結果がございました。

それを受けて総合計画では、交通弱者に対応する交通手段の整備を推進をしております。さらに、6月30日発行の常陽新聞でございますけれども、皆さん、これを見たかと思っておりますけれども、村長が1面に載っております。この特集の中でも、中島村長は高齢者の方々の通院や買い物などの際の交通手段を確保するために、地域公共交通の運行について、実態に即した体制の充実を図りたいとしておりますけれども、今後、美浦村として地域公共交通をどのようにするのか。

まず1点目、稲敷市、阿見町と連携した公共交通網を整備すべきと考えるが、ご見解を伺いたいと思います。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） ただいま議員ご質問の稲敷市、阿見町と連携した公共交通を整備すべきということのご質問がございました。議員ご質問の稲敷市、阿見町と連携した公共交通網の整備といったところでございますが、現在では、稲敷市につきましては、ブルーバスや桜東バスといったコミュニティバスの形態で運行を行っております。

阿見町につきましては、「あみまるくん」という名称のデマンド乗合タクシーの形態で運行している状況でございます。平成22年度をもって東京駅行き的高速バスが廃止となったとき、江戸崎駅からJR荒川沖駅、もしくはひたち野うしく駅までのルートを、稲敷市、阿見町、美浦村の3市町村において運行ができるかどうかを協議した経緯がございます。しかし、阿見町ではその時点でデマンド乗合タクシーの試行での運行を予定してございまして、また、沿線市町村のバス事業者への費用の補てんの問題から、共同運行は難しい旨

の結果となった経緯がございます。

しかし、議員のおっしゃるとおり、交通弱者である高齢者や学生等のメインの交通手段である地域公共交通につきましては、県、近隣市町と連携した公共交通網の形成は、これからはますます重要なものになってくると思われまます。そのための調査、協議を広域的に、さらには国・県を交えまして進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（下村 宏君） 石川 修君。

13番（石川 修君） 市町村のバス事業者への費用補てんの問題から共同運行の難しさは、私も理解をしております。そして、市町村をまたいでの運行もできないことも承知をしておりますけれども、アンケート調査にもあるように、美浦村から移りたい人の最大の理由が、「交通が不便である」と回答している方が45%おられます。

阿見町のデマンド乗り合いタクシーが土浦市、JR荒川沖近くまで運行しているように、他市、稲敷市、阿見町に乗り入れないで、稲敷市、阿見町と美浦村の接するところでお互いの公共交通をジョイントさせ得られたらどうか、ご見解を伺いたいと思います。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） 議員質問の村独自の村内循環バスの運行……。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

総務部長（岡田 守君） 大変失礼をいたしました。

ただいまの議員ご質問でございますけれども、稲敷市、阿見町と美浦村の隣接するところで、お互いの公共交通をジョイントをさせたらどうかというようなご質問でございました。ただいまのご質問ですが、コミュニティーであれば、運行する市町村以外のお客様を乗車させることはできます。そういうことから、例えば美浦村から稲敷市のところでジョイントするということになれば、稲敷市の乗り合いバスについては乗ることは可能になってくるのかなと考えております。

しかし、デマンドタクシーの場合は登録制でございまして、美浦村のデマンドタクシーに稲敷市民の方々、阿見町民の方々の登録はできないことになってございます。そのため、この規制によりまして、デマンドタクシーとコミュニティバス相互のジョイントについては、非常に厳しいものなのかなと考えてございます。

ただいま申しましたように、美浦村と阿見町のデマンドタクシー同士のジョイントというのが、そういう形で登録の問題でできなくなってしまうとそういったところが難しい部分なのかなと考えてございます。以上でございます。

議長（下村 宏君） 石川 修君。

13番（石川 修君） ご答弁の中に、デマンドタクシーではジョイントは難しいという答弁でございました。それはそれでしっかりと私も受けとめるところでございますけれども。

次に、村独自の村内循環バスの運行、いわゆるコミュニティバスを運行したらどうかということなんですけれども、これについて執行部の見解を伺いたいと思います。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） ただいまの石川議員のご質問でございます。平成22年度をもって東京駅行き的高速バスが廃止となったとき、江戸崎駅からJR荒川沖線、もしくはひたち野うしく線までのルート、稲敷市、阿見町、美浦村の3市町村によって運行できるかどうかといったところの協議をしたことがございます。そういうことですね……。

13番（石川 修君） 部長、「村内循環バスの運行をすべきと考える」

総務部長（岡田 守君） わかりました、済みません。失礼しました。

コミュニティバスの運行でございます。村独自の村内循環バス、いわゆるコミュニティバスの運行につきましては、近隣市町村では既に運行している自治体もございまして、各地域、路線等によって利用状況、乗客数がさまざまとなっております。路線によりましては、乗客数が少なく、路線の見直し、また運行本数の減、さらには廃止を余儀なくされているところもあることから、当村におきましても、コミュニティバスの必要性について十分な検討をしてみたいといったところで、考えております。

現在実施しているデマンド型タクシーにつきましては、村内一円と阿見町に立地しております東京医科大学茨城医療センターへの乗り入れのみが可能となっております。運行区域の拡大につきましては、利用者の利便性の向上のため公共交通会議を開催いたしまして検討をしているところですが、当然のことながら、民間交通機関との兼ね合い、法的な規制、制約がございまして、ルートの拡大には、関係機関との協議、検討が必要となってまいります。難しい面も多々ございます。しかし、少しでも利用者が満足できるよう、さらなる検討を進めていきたいと考えております。

いずれにしましても、自動車社会の進展、少子高齢化の進行等の影響によりまして、鉄道、バス、タクシーといった公共交通の利用者は年々減少してございまして、このままの状況で推移いたしますと、公共交通は地域住民の足としての機能を果たすどころか、その存在さえ危うい状況になることが予想されるわけでございます。

しかしながら、今後の高齢社会の進行、活力あるまちづくり、環境保全などに適切に対応をしていくためには、公共交通、とりわけ本村におきましてはデマンドタクシーといった交通手段は極めて有効でございまして、その維持確保を図る必要性は、これまで以上に高まってくると考えているわけでございます。

村民の基本的な生活を支え、社会参加の機会を確保する公共交通を維持することにつきましては、私たちの生活に非常に重要であることから、地域公共交通の拡充について、官民一体となって、今後とも検討を図ってまいりたいと思います。

よろしく願い申し上げます。失礼しました。

議長（下村 宏君） 石川 修君。

13番（石川 修君） デマンドタクシーの交通手段は極めて有効であることは、承知してございます。美浦村では、地区計画が進んでおりますけれども、3年後ぐらいかと思われましても、その成功のためにも、村内循環バスを運行する計画もあわせて考えるべきだろうと思います。確かにその場合では、空気を運んでいるような状況も見受けられますけれども、アンケート調査の実施であったり、社会実験してみたいかでしょうか。

社会実験ですけれども、答弁の中でも、美浦村でもコミュニティバスの運行の必要性については、十分な検討をしていきたいと考えているという答弁でございます。

そこで私の提案でございますけれども、現在のデマンドタクシーに加え、もう1台ワゴン車を追加して、村内を安中、大谷、木原の3地区にコースを設定しまして、ワゴン車を朝、昼、夕方、各2便ぐらいを運行する実験でございます。いかがでしょうか。

それと、先月の茨城新聞の記事ですけれども、この新聞記事は担当の総務部長のほうに渡してございます。中心集落施設に集約ということで、これは、国土交通省 地域活性化策としてバス運行費補助、という記事が掲載されてございました。これは、国土交通省の来年度予算の概算要求に盛り込む人口減少克服に向けた地域活性化対策でございます。また、第2次安倍内閣の目玉として、新たに地方創生省が発足をし、石破氏が大臣に就任されたところでございます。新しい組織ですので、具体策は見えにくいところではございますけれども、地方再生というテーマですので、今後も我々議会も、それから執行部も、注視すべきだろうと考えてございます。

また、昨日の美浦村敬老会での村長の挨拶の中でのデマンド型タクシー「やまゆり」のさらなる充実をしていくと言っていましたけれども、住みよい美浦村のために何が問われるのか、村長に伺います。よろしくお願ひします。

議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

村長（中島 栄君） それでは、石川議員の地域公共交通ということで、これは、第2次安倍内閣で、地方創生ということで新たな大臣組織が省庁ができました。これについては、少子高齢化、特に地方が疲弊をしているということで、そういうことも鑑みする中で、地域のいろいろな意見を、これはデマンドタクシーもそうであるし、地方から陸運事務所を通して地域の活性化にできるだけ交通弱者の方に移動手段を確保したいんだという地域公共交通会議を設けても、民間を圧迫するような行政の施策はだめですよ、というブレーキがかけられているんですね。

ですから、今、国も地方創生という流れの中であれば、ある程度の緩和策を設けていただいて、民間を圧迫するからということとはよくわかるんですけれども、一つの自治体だけの範囲の中だけではなく、隣接する自治体も踏まえて、特に常磐線沿いに接続ができるようなものは、陸運事務所も民間の意向があると言いながらも認めていただけるような緩和策を設けていただくことが、地域を活性化させるものだというふうに思っております。

確かに、美浦村に住むと公共交通が不便で住みづらい。住みづらいということになると、移住もなかなかしてはいただけない。ですから、その辺を国としても、これは地方創生という一つの部署ができたので、その辺をよく考えて、地方のためになるような国土交通省の領域も踏まえて、許可、権限を与えていただければ、もう少し都市部、常磐線の通っているところと、この美浦村とか稲敷市を見ますと、地価の値段も全然違います。そういうところで、住むのに値段が安くて、動くのに動きやすい公共交通ができるということは、一つの、先ほどの定住化の部分でも、同じ立ち位置になれるのかなというふうには考えております。

そういう意味でちょっとまだ正確にどのくらい進んでいるかわかりませんが、デマンドについては、一つの組織の範囲の中は全部動けますという、依頼者をどこにでも運べますというのは、美浦村のデマンドで美浦村の中だけを一つの基点としておりますけれども、これは生活するための基盤が美浦村にないということで、阿見町の東京医科大学茨城医療センターだけは了解をいただいておりますけれども、よそのデマンドは各自分の自治体以外に行っていない。そういうことも考えて、稲敷地方広域市町村圏事務組合という消防で一緒にやっている6市町村がありますけれども、この中で今、一部事務組合が運営となれば、6市町村は全部動けるわけなので、その辺を今、事務局に一応、陸運事務所等の調整をしていただけないですかということで、これは私だけじゃございません。龍ヶ崎市長が管理者で、そのほか五つの自治体の副管理者も一応了解をいただいております。

来年の4月からは、阿見町が稲敷広域の一部事務組合に参加します。これは今回の第3回の定例議会で、今回の議会で皆様からも稲敷地方広域市町村圏事務組合に入ることの規約の部分をご承認をいただきましたが、その辺は利用者のことを考えて陸運事務所も考えていただければ、そういう一部事務組合の範囲の中だと、来年4月以降は7市町村、約30万人の圏域の中を自由にデマンドとしてドア・ツー・ドアで、自分の住まいから目的地までという、そうすれば、ひたち野うしく、佐貫も含めて常磐線には接続ができるというふうになります。

ただ、荒川沖駅は土浦市なのでなかなか難しいんですが、その辺をクリアできれば、一つの突破口になって、全国で各市町村をまたいだ運用が可能になってくるのかなというふうに思います。そうすれば、当然美浦村の地価も安いというけれども、そういう利用価値になれば、少しは付加価値として認められる部分も出てくるのかなというふうに思います。

それから、議員おっしゃるように、地区計画の中で、要するにコミュニティの車についても、これは一応、目標は28年度になっておりますけれども、そういう賑わいができる、村民が村外に行かなくても生活の基盤が賄える、というような施設がオープンすれば、当然今のデマンドだけでは間に合わないような部分も出てくるのかな。その辺を考えれば、コミュニティバスの試験運行は、一応、アンケートを地区計画の中でそういう商業施設がオープンをする以前にアンケートを実施させていただいて、運行前に何カ月かそういう試

行運転をして利用者の割合がある程度利用があるということになれば、本格的な運用も可能だろうというふうに思っております。

何か一つの起爆剤をもとに、そこに行かないと、今のままでは、なかなか利用者としては少ないのかな。できれば、そういう一つの地区計画の中で運用として可能であれば、デマンドのほかにコミュニティバスの運行も、住民からは望まれるものだろうというふうには思っております。

ちょっと実現可能かどうかについては今、先ほどの一部事務組合のデマンドについては、これが一つ採用になることがもっと住民の行動範囲が広がることだと思いますし、いろいろな意味で、そういう形になると、一番どこが、住民が移動するかというと、常磐線に近いところということになってしまうかもしれませんが、でも、美浦村の村民にとっては、使いやすいということになりますので、その辺もひとつ念頭に入れて、協議を今進めているところでございますけれども、実現については、なるべく私はしてほしいんですが、ハードルはかなり高そうですよという意見だけはいただいております。

ぜひ皆様からもそういう要望として、地域創生の議会のほうからも上げていただいたり、村からも上げていきたいなというふうには考えてございます。

議長（下村 宏君） 石川 修君。

13番（石川 修君） 確かに公共交通会議に私も議長時代に出席をさせていただきました。そのときにも、陸運局ではなかなか許可をするについては、民を圧迫するからということで、なかなか物事が前に進まないような状況でございました。そして今、村長の答弁の中で、稲敷地方広域市町村圏事務組合でデマンドという話がございましたけれども、7市町村になるとまたまたこれは多くの民間業者がいるわけですから、当然これは現在の美浦村のデマンドと違って、かなりハードルが高くなると想定されます。

それでしたら、先ほども私が言いましたように、地区計画に絡めて、アンケートをとったり、そのアンケートによっては、社会実験をして、先ほど3地区に分けて、「朝、昼、晩と2便くらい運行したらどうかと言うほうが話は早いのかな」というふうな思いで、私は村長の答弁を聞いていましたけれども、なるべくやっぱり阿見町、稲敷市、それから取手市、牛久市となると、かえて今度は、美浦村の住人がよそへ流出する可能性のほうが大きいと思うんですよ。

ですから、地区計画のことも含めたら、地区計画の場所を中心に3ルートを一回やってみてはどうかと。ご提案申し上げますけれども、いかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

村長（中島 栄君） それでは、石川議員のその地区計画の施設のオープン前に、アンケートをして、そのアンケートに基づいて、試行運転をしながら、オープン後、それを平常の運転として成り立つかどうかをぜひ実施はして、実験をしていきたいというふうに思い

ます。まずその前に、利用者、交通弱者に対しましてアンケート調査をさせていただくと。その中でぜひオープン後、そういうコミュニティー的な部分で地区計画の中心にそういうものができれば、幾らか住んでみてもいいかなという少しの希望が持てれば、美浦村も少しは見直してもいただける部分があるのかなというふうに思っております。

ぜひこれは、その前にアンケートと試行運転については、実施ではなくて、その実験をさせていただきたいと思えます。

議長（下村 宏君） 石川 修君。

13番（石川 修君） ありがとうございます。今、村長から答弁がありましたように、村民が希望を持てるように、そして、ここに住んでよかったとそういうような施策を、当然執行部も我々議会も進めるべきだろうというふうに考えていましたので、そういうことでよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（下村 宏君） 以上で、石川 修君の一般質問を終了します。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

8番（林 昌子君） それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、児童館運営状況についてであります。

児童館は、子どもたちが自由に来館し、読書や運動、季節の行事等、子どもたちの自主的な活動を尊重しながら、個別的、集団的に指導を行い、児童の健全な育成を図るとともに、母親クラブや自主的な活動で子育て支援を実践する団体に対し、活動場所の提供や事業協力等の支援を行い、地域、組織活動の育成、助成を図っております。

さらに、放課後児童健全育成事業として、仕事や病気など保護者の事情で家庭において健全な育成を受けることができない児童を対象に、自由で安全な遊び場を与え、生活の指導を図ることを目的として児童クラブも児童館で実施しており、25年度の事業報告内容や、先ほどの同僚議員の質問に対する答弁からも、本村の多くの子どもたちが楽しく充実した時間を過ごさせていただいていることがうかがわれ、児童館運営にかかわられている関係各位には、美浦村の子育て支援への甚大なるご努力に対し、敬意を表するものであります。そこで、平成25年4月より児童館の管理運営を指定管理者に委託し、利用者の要望を取り入れ、運営面での改善をされておりますが、現在の管理運営状況をお尋ねいたします。

まず、現在の大谷時計台児童館と木原城山児童館の利用者数をお尋ねいたします。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） ただいまの林議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、平成25年度の大谷時計台児童館利用者数は、延べ1万6,832人でした。内訳では、小学生が1万5,334人、幼児が718人、中高生が17人、大人が763人でした。

木原城山児童館利用者数は、延べ1万5,382人でした。内訳では、小学生が1

万2,974人、幼児が1,189人、中高生が87人、大人が1,132人でした。

次に、平成26年度7月末までの利用状況を申し上げます。大谷時計台児童館利用者数は、延べ5,927人です。内訳では、小学生が5,539人、幼児が171人、中高生が6人、大人が211人です。

同じく、7月末までの木原城山児童館利用者数は、延べ4,668人です。内訳では、小学生が4,077人、幼児が271人、中高生が23人、大人が297人となっています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（下村 宏君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） ご答弁いただきまして、具体的な数字を出していただきました。それを見ますと延べ人数ですね。大谷にしても木原にしても、美浦村の人口を上回るすばらしい利用者数ということがうかがわれました。

特化すべきは、幼児と大人の利用者数が、大谷時計台児童館のほうが利用者人数は多いはずなんですけれども、木原城山児童館のほうが利用者数が多いということで、これは多分、ひとり親の多いことでの利用者数が多いのではないかなということちょっと推察させていただきました。

続きまして、大谷・木原・安中学区それぞれの放課後児童クラブの登録者数をお尋ねいたします。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） それでは、ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

放課後児童クラブの登録者数でございますが、平成25年度の児童クラブ入会者では、大谷児童クラブが104人、木原児童クラブが73人、大谷第2児童クラブ、安中児童クラブでございますが、18人でした。

続きまして、平成26年度7月末の登録者状況を申し上げます。大谷児童クラブが89人、木原児童クラブが63人、大谷第2児童クラブが18人でした。児童クラブにつきましては、随時入会、登録ができますので、今後、随時ふえていくかと思われま。

以上でございます。

議長（下村 宏君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） 児童クラブのほうも、大谷、木原、25年度の実績からすると、大谷が104名、木原が73名、大谷第2ということで安中の児童クラブが18名ということで、多くの方が利用され、また、利用されていることで大変子育ての部分で保護者から感謝をされているのではないかなということうかがわせていただきました。

それでは、現段階での児童館運営上の課題をお尋ねいたします。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） お答えを申し上げます。

現状での課題につきまして、先ほど岡沢議員の答弁にもお答えを申し上げたところでご

ございますが、児童館並びに放課後児童健全育成事業の充実をしましてサービスを継続的に提供するには、経験のある優秀な職員の確保、育成が不可欠でございます。今後もサービスの維持・向上のため、指定管理者に対して監督、指導を行ってまいります。

次に、今定例会で議案として提出をしております美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例にも、国の基準に準じて、児童1人当たりの面積と一つの児童クラブの利用者数について定めることといたしておりますが、現在の状況が国の定めた基準を満たしていないため、経過措置を設けてございます。基準を満たすように、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（下村 宏君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） ただいま課題の部分もお尋ねをさせていただき、答弁いただきましたが、一番大事なことは、やはり経験ある優秀な職員の確保と育成ということで、またしっかりとその部分をサービスの維持向上のために、しっかりと指定管理者に監督、指導を行っていくという心強い答弁をいただきました。本当にこれは死守していただきたいことだと思います。

また、余談ではありますが、現在、敷地面積が狭いことによって、また、大谷小学校や木原小学校の校庭、グラウンドのほうも提供いただき、遊び場の場所が少ない部分を大分軽減していただいている、ご協力いただいていることもうかがわせていただき、本当にありがたい限りでございます。

答弁の二つ目に言われました美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、今定例会に提案をされておりますけれども、この条例を議決をいたしますと、今の児童館の敷地面積で、国の基準に合わせると、40名定員とするしかないような内容となっております。それでは先ほど来、104名とか利用者数が多い、登録者がおりますけれども、木原・大谷児童クラブの利用者数を現状の半分にするしかないという結果になってしまいます。

特に、大谷時計台児童館は、今後も児童数の急激な減少は見込まれませんので、とても厳しい現状であると推察いたします。8月の児童館祭りにもご招待をいただき、関係各位の議員とともに参加をさせていただきましたけれども、大変に盛況で、とてもすばらしいお祭りをされておまして、本当にすばらしい児童館祭りを拝見させていただきましたが、敷地面積に対しては、とても狭さを感じました。多くのお子様伸び伸びと活動はされていますけれども、もうちょっと自由に動けるスペースがあるといいのかなということを実感させていただきました。

そこで、基準を満たすよう検討するという答弁をいただきましたけれども、条例の定数に近づけるのは大変なことが必要と推察いたします。そこで、現段階でどのような方策が考えられるかをお尋ねさせていただきます。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） お答えを申し上げます。今議会に提案をしております条例の基準となりました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を、厚生労働省が省令63号として定めましたが、ことし4月30日でございますので、現段階で具体的な検討に入っておりません。今後検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（下村 宏君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） 平成26年4月30日に提案されたものなので、具体的なことは考えていないということ、確かに今回議決をした後で考えるべき内容なのかもしれませんけれども、全協のときにご説明いただいたときには、平成32年3月までの経過措置を設けているということが条文にうたわれておりました。だから、この5年間の中でどういう方向性を見出していくのかということが正念場になるかとは思いますが、まずは、でも、考えていかないと、その50名、60名の方があふれてしまうような、この条例を可決するには、議員としても大きな責任を感じます。

そういう意味では、今利用されている方が、不安を抱くような条例制定は、本当に可決のほうも、議員も制定、可決しなきゃいけないのかなというふうに思っている次第であります。そこで提案するわけですが、現在の利用者が継続して利用できる施設へと建てかえを考えられないかどうか。また、江戸崎消防署美浦出張所移転後の活用を検討できないかということをご提案させていただきますが、その件に関してはどのようにお考えかお尋ねをさせていただきます。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） お答えを申し上げます。

現時点での具体的な検討は先ほど、まだありませんということをお答えを申し上げましたが、確かに大谷時計台児童館、いろいろ面積等が基準に合っていないので、増築等を。

これから、県と十分検討して、5年以内に、そういう基準に合うような形で進めていきたい。速やかに行ってまいりたいと考えております。

また、利用人数が多い件につきましては、放課後ケアワーカーを、現在2名でございますけれども、その状況に合わせて、指定管理者のほうに増員をするような形で今後進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

総務部長（岡田 守君） ただいまの議員からの稲敷広域の江戸崎消防署美浦出張所の統合移転に伴う跡地の利用といったところでのご質問で、その関連ということで答弁をさせていただきます。

これは平成27年度より、稲敷広域江戸崎消防署と美浦出張所が統合新設されて稼働を予定しております。それに伴いまして美浦出張所が閉鎖となって、今後、消防目的による

活用は予定をされてないといった状況です。稲敷広域消防振興計画の中で、平成28年度中に美浦出張所施設を解体をするというような計画になってございます。稲敷地方広域市町村圏事務組合の本部といたしましては、不要な施設であることから解体し、本村に敷地の返還をする考えでおりますけれども、村がこの施設を利活用するのであれば、現状のまま無償譲渡も可能であるというようなことを言っていたいております。

そのため、本村としての考えを平成26年度中に取りまとめることとなりまして、先日9月1日の部課長会議におきまして、各課より利活用のアイデアのほうの募集をさせていただきました。今のところアイデアの提案というものは出てきておりませんが、提案のあった案件につきましては、調査、検討を重ねて、消防施設の利活用について今後生かしていきたいと考えてございます。以上でございます。

議長（下村 宏君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） 保健福祉部長のほうからは、大谷時計台児童館の建てかえのことも今後速やかに検討していくということで、今現在、建てかえするかどうか答弁できないところを無理やり聞いているような状態で本当に申しわけございませんが、ある程度その検討の中に建てかえというものも検討いただきたいと思って、次に進みたいと思いますが、まずは消防署のほうは理解をいたしました。平成26年度中にある程度方向づけを見出すために、利活用アイデアの募集をされているということで、これとはとてもすばらしいと思います。ですので、また、この件も経過措置がわかりましたら、また、進捗状況を教えていただきたいと思います。

先ほど言いました児童館のほうですけれども、関連でありますので、大谷時計台児童館と木原城山児童館の築年数と耐用年数、木造ですので、そちらのほうを教えてくださいと思います。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） 林議員のご質問にお答えを申し上げます。

建築年度につきましては、大谷時計台児童館が昭和61年度建築で、昭和62年4月開館となっております。木原城山児童館は、平成9年度建築で、平成10年4月開館となっております。

続きまして、耐用年数でございますが、建物本体にかかわる建築基準法には定めがございませんが、国税局より、減価償却における耐用年数表が公表されております。それによりますと、木造建築で用途が住宅用、学校用等に該当する場合としては、22年となっております。なお、各児童館においては、建物の老朽化に対しましては、適切に補修、修繕をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（下村 宏君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） ただいま、築年数と耐用年数を伺わせていただきましたが、基準は定めていないということで、ただ、国税局の減価償却ということで22年という定めがあ

りますが、これはイコール耐用年数とは違いますので、ある程度、建物の価値ということ
で22年ということになるかとは思いますが、ある程度、大谷時計台児童館に関して
は28年はたっておりますので、済みません、27～28年たっておりますので、そろそろ建
てかえということも視野に入れながら、やっぱり利用者数の器をちょっと考えていただく
意味で、建てかえもそろそろ必要な年数ではないかなということがうかがわれます。

そこで、利用者の保護者アンケートの自由欄に、先ほど部長もお話をさせていただいて
いましたけれども、大谷児童クラブでのアンケートに、「建物・庭がもっと広いといい」
とか、また、「建物が古い、寒い、湿っぽい」というアンケート結果をお示しいたしま
した。児童クラブ利用者は特にその部分を痛感されていることがうかがわれました。

先ほどの答弁で速やかに検討し、建てかえもまだ考えられてはおりませんが、国
の指導どおりに推察するのであれば、いたし方ないのかな。また、本村の教育施設の中
のランクから見ましても新しいほうですので、今の答弁は理解はできるわけですが、
現在の利用者数の動向を見ますと、特に大谷時計台児童館は、当面利用者の減少が見込め
ませんので、現在の利用者数の受け入れられる建物は必要であると認識いたします。

そこで、現段階での建てかえが無理であれば、大谷小学校周辺の地権者に空き家とか、
また空き地、そういう確保へのご協力の働きかけも必要になってくるのではないかなと思
いますので、現在も、大谷時計台児童館は借地でありますので、同じような状況でありま
すので、その児童クラブに対応する意味でのその敷地の確保の働きかけはできないのかど
うかということをお尋ねさせていただきます。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） それでは、ご答弁を申し上げます。

先ほど何回かご質問のございましたように、国の基準に合わない面積基準につきましては
は、今後検討いたしまして対応したいと考えております。それと、現在の児童館についま
しては、建物本体部分が建っている部分については美浦村の所有地でございます、庭の
部分といいますか一部、民有地をお借りしている状況でございます。

今後、多方面から検討をしてみたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（下村 宏君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） 国の基準に合わない部分に対応するという答弁は何度も伺って
おりますけれども、今の施設を何もいじらないで対応を考えるには、定員を下げるしかない
というふうにしか考えられません。ですので、できれば、今、利用者さんがそのまま継続
できるような器を大きくするというか、利活用できる場所の提供の拡大が必要ではないか
なというふうに思うわけがあります。ですので、また多方面から検討していただくという
答弁もいただきましたので、この5年間の中で、また私の提言する内容も加味した上で、
検討されることを、また強く要望させていただきます。

そこで、最後に村長に伺わせていただきます。安心して子育てしやすい環境づくりは、

美浦村で生まれ育ってよかったという郷土愛につながっていきます。一度は美浦村を離れても親元に戻ってくる方や、故郷を誇りに思い、美浦村を語ってPRされる方がふえるということにつながってまいります。それは行政を司り、住民サービスを仕事としている役場職員や責任者である村長のやりがいでもあり、実績につながることは間違いありません。

そこで、児童クラブを児童館で継続するのであれば、働く保護者や母子家庭、父子家庭がふえている現状を鑑み、現場の需要に合った児童館運営が必要と考えますけれども、村長の児童館運営に対する方向づけをどのようにお考えか、お伺いをいたします。

議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

村長（中島 栄君） それでは、林 昌子議員の児童館、また児童クラブとしての、特に大谷時計台児童館に関しては、もう築後22年どころじゃなくて27年が経過しております。そういう意味では古い、先ほどの中にもありましたけれども、同僚議員の中からもありましたけれども、古い、寒い、湿っぽいというのは、ちょっとかなり建物自体が、床がだめになっていたり、ふけったり何かするのかなというふうに思いますけれども、議員おっしゃるように、村内には三つの小学校がありまして、特に安中小学校に関しては、子どもの減少している割合は大きくはないんですけれども、なかなかふえていかない部分があって、今、三桁を切っております。

一番激しいのは木原小学校で、平成23年度320名ほどあった部分が、本当にあと何年かで100名切って220～230名に落ちてしまうという部分があります。ただ、大谷小学校に関しては、少しふえていくような傾向が見られますから、多分児童館、児童クラブを利用する保護者の方がかなりふえてくるだろうというふうに思います。児童クラブに関しては、1人当たりの平米数が1.65平米という部分もあって、現状ではそぐわない。これは5年の中で改善をなさйтеという部分がありますけれども、この5年のうちに考えればいいということではなく、今の敷地は村が取得しておりますけれども、その手前の栗畑も借りておりますし、駐車場も借りているということで、できれば隣接する山林のほうを取得できれば、ふえてきてもある程度の対応はできるのかなと。

議員おっしゃるように、美浦出張所、消防署の出張所の跡の話もありましたけれども、学校から少し離れていると、学校と併用してなかなか使いづらいという部分もあるのかなと。総務部長のほうからは、職員に今、出張所の活用方法、またどのように、壊さなくてもうまく利活用できるものがあるかという部分で今職員に投げかけてもおりますので、その辺、職員のほうから利活用についてはどの辺まで改修すればできるのかという案も、多分上がってくるだろうというふうに思っておりますので、私もこの児童館、児童クラブとして活用するのであれば、学校から一番近い場所で利用されるのが一番なのかなというふうには思っております。

そういう意味では、期限が5年という、部長のほうから話がありましたけれども、5年を待たないで、なるべく早目にその検討をさせていただくことを、議会の皆さんにも説明

しながら、できるだけ早目に隣接地の協力が得られるような形で交渉をしていければ、というふうに考えております。

これが少し離れてしまうと、まるっきり今の場所と違うところに新たにということになりますので、できれば今の児童館に隣接した土地を活用させていただくということが、一番利用者にしても、なれ親しんだ部分と、あとはリフォームと、新たに増築した部分とを使っていただくということが一番いいのかなというふうに、今の私の中では考えております。これがどのような、保護者にも説明しながら、いろいろな意見を聞きながら、また議会にも、その案を示しながら進めていきたいというふうに思っております。できるだけ早目にその方向性を皆様を示していきたいというふうに考えております。

議長（下村 宏君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） ただいま、村長のほうから前向きな答弁をいただいたとっております。本当に5年を待たずに早目に方向性を示していくというご答弁をいただきました。

また、隣接地の協力をいただいて、今なれ親しんでいる地を離れるのではなく、また、山林とかそういうものの取得をしながらリフォームや増築をしながら、今の利用者がより利用しやすい状況を整えていただけるというように、私のほうも理解をさせていただきました。

現在、指定管理者と職員並びに担当課の皆様のご努力のおかげで、本当に児童館の多くの利用者が安心して楽しく過ごして、無事に家に帰れている環境でございます。この安心・安全な環境は絶対崩してはいけない条件だと思っております。ですので、今後も美浦村子ども・子育て会議の方々の声を十分に取り入れ、また、現場の自由に即した対応を講じられますように要望をさせていただきます。

何としても5年を待たずにという村長の答弁を信用させていただき、何とか進捗状況を、出ましたときには全協でもよろしいです、議会を招集いただき、決定する前にある程度、案をお示しいただけるとありがたいと思っております。今後の検討を期待をさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上で、児童館についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、民間交番について質問をいたします。

民間交番とは、警察ではなく地域のさまざまな団体等による安心・安全を確保するためにパトロール、補導活動、子どもや高齢者の見守り、相談を受けたり、情報を発信したりする、誰でも立ち寄れる交流の場のことを言っております。

今、民間交番を設置する地域活動が全国に広がっております。日本経済新聞に掲載された福島県いわき市の例の一つ申しますと、「神社に向かった人の姿が見えなくなった」と民間交番に連絡が入りました。詰めていた方が急行すると、男性は山菜取りをしていただけ。ということで人騒がせな通報と思われがちでありますけれども、その方は、「無事で何より。こうした周囲の目が住民の安心につながるんだ」と言われたそうであります。

また、笠間市にも昨年、警察官OBと防犯連絡員による民間交番あさひが店舗を改装して開所いたしました。午後2時から7時まで民間交番職員を、セーフティサポーターとして地域の防犯活動に精通した者の中から、市長が委嘱するシステムであります。直接、私自身も伺わせていただいて話を伺ってまいりました。

近所の、ちょうどその日はディスカウントストアで暴力沙汰があり、通報を受け、民間交番で話を聞き、また、その暴力沙汰を起こした子どもたちを、警察官を呼んでいる最中でした。話を伺っている途中で、小学生の下校見回りパトロールに行かれるチームがおりました。常駐しているということで、地域住民の交流拠点として喜ばれ、犯罪抑止に貢献できているという話を伺ってまいりました。

本村の現状を見ますと、交番はなく、各学校区にあった駐在所も、安中地区はなくなり、木原駐在所と美駒駐在所の2カ所のみであります。担当警察官の派出所勤務は3名の輪番制で勤務され、1日1人が自分の管轄内の児童見守りとして、朝の30分、夕方1時間のみで、派出所はほとんど不在。緊急時は110番通報するしかございません。ですので、何か緊急の事態が起こったときに110番通報をしても優先順位を問われますので、緊急性のあるほうを優先されますと、その内容からすると本人は緊急であっても、警察署の判断で緊急でないと見なされると、順番を待たされて、40分から1時間を要するという現状もございます。これでは、本当に110番通報しても現実困っている方からすると、不便のきわみでございます。

そんな中でも、提出資料にありますように、地域住民のために最大限の努力をされている警察官の方には敬意を表するものであります。毎月1回駐在所だよりを発行し、派出所に貼られておりますが、こういうのもなるべくであれば、地域の皆様にも配布できるというのかなということを思いながら、拝見をさせていただきました。

また、水の事故のチラシですが、地域の方々のご協力が頼りであるとも言っておられました。さらに、常駐していただければ、今以上に早期対応がなされ、地域の方々の情報収集の場となり、高齢者の詐欺被害の防止や犯罪者への抑止力につながると考えております。そこで、まず現在の美浦村の犯罪等の発生状況をお尋ねいたします。

議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） 林議員のご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、美浦村の防犯、それと交通安全に係る状況の説明でございます。犯罪の発生件数としては、平成24年度、刑法犯認知件数が153件、25年度は162件で、本年は7月までで70件という状況でございます。ちなみに平成24年度は、件数でなく発生の率で申し上げますと、県内市町村の34番目ということで、少ないほうから数えて11番目という状況でございます。

交通安全の面では、平成24年度の交通事故の発生件数が227件、25年度は259件、本年は8月までで141件という状況でございます。

平成24年度の県内市町村における順番でございますけれども、これも件数ではなく発生率で申し上げますと、43番目、少ないほうから数えますと2番目という状況になっております。他の市町村と比較することが適切であるかは別としまして、美浦村は、防犯面でも交通安全の面でも、比較的良好な環境であるといえるのではないかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（下村 宏君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） ただいま美浦村の発生現状をお示しいただきました。防犯面でも交通安全面でも、県内の中では劣悪な環境ではないということで、まずは安心はするわけですが、現実には発生件数は25年度でいえば162件とか、259件とか、実際にありますので、この事件、事故に遭われた方は本当に痛ましい思いをされていることと推察いたします。

そこで、県内でも治安のいい地域性ということがわかりましたけれども、それでは現在本村で行っている防犯対策事業と実績があれば、実績を教えていただきたいと思います。

議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） それでは、現在まで美浦村が行ってきました防犯に関する事業、そして、交通安全に関する事業を申し上げます。

児童生徒の安全確保のために、学校教育課が所管する事業としまして、スクールガードリーダー活用事業というものがございます。これは、毎日朝夕の通学時間に合わせまして、小中学生の通学時の見守り、そして通学路の安全確保を行っていただいております。累計では年間で300回以上になります。

また、PTAの活動としましては、当番制で保護者の方が、横断歩道等の通学路の危険箇所で見守りをいただいております。

また、村の社会福祉協議会が、村老人クラブ連合会の事業として行っている地域見守り活動では、各学期の初めの10日間、会員の方が下校時の立哨を行っていただいております。本年、平成26年1月から9月までの活動の実績を申し上げますと、延べ人数で約2,000人の皆様にご協力をいただいております。

また、村の防犯、交通安全を担当しております生活環境課の所管の事業としましては、交通安全の面では、交通安全推進員及び交通安全母の会が立哨、それと各季の交通安全のキャンペーン、小学校の安全教室等の活動を年間を通して実施をいただいております。また、個人の方が自主的に下校時、通学路に立ち、子どもたちに声かけや見守り活動を行っているという事例もございます。

防犯の面では、美浦村防犯連絡員協議会事業として、週1回、夜は午後7時から、昼は午後3時から、地域安全パトロールを行っております。さらに、防犯連絡員の方には、防犯キャンペーン活動や祭りの際の防犯パトロール等も行っております。

生涯学習課所管の事業では、青少年育成村民会議の事業として、非行防止及び環境巡視

として、下校時の声かけや祭りの際の巡回活動をしていただいております。

また、本年4月から警察官OBを美浦村廃棄物対策管理官として雇用しており、毎週2回防犯パトロール車、ライオン号で不法投棄の監視を行いながら、あわせて防犯パトロールを実施をしているところでございます。

廃棄物対策管理官の業務としましては、現在のところほとんどの時間をパトロールに充てていただいております。1日の走行距離でいきますと100キロを超えているようなパトロールを実施しております。

このように多くの方の協力を得まして、防犯及び交通安全に関するさまざまな活動を行っているところでございます。

議長（下村 宏君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） 防犯対策事業と実績を今、述べていただきましたわけですが、昨日も敬老会のほうでも会長のほうからお話がありまして、地域の見守り活動へのご協力をお話されておまして、本当にありがたい限りでございます。平成26年1月から9月までで2,000名の協力、これはすばらしい協力でございます。どれだけ保護者の方が安心して感謝をされていることでしょうかと本当に胸をなでおろす思いであります。

また、本年4月から行っております美浦村廃棄物対策管理官の方も、ほとんどの時間をパトロール実施ということで、1日に100キロというのはすごい距離でございます。それだけ村内を隈なくパトロールしていただけていることも、本当に安心材料でありますので、こういうことも私といたしましてもPRをしていきたいなというふうに実感をさせていただきました。

ただいまの答弁を伺って、本当に村としてでき得る限りの対策をされていることがわかりました。また、関係されている多くの方々に感謝を改めて申し上げる次第でございます。

現在、防犯メールで連日いろいろな犯罪が起こっている現状、車上狙いですとか、女性対象の犯罪ですとか、ニセ電話詐欺だとか、いろいろな防犯メールが連日流れております。そういう意味では、美浦村でも起こらないという保障はどこにもございません。近隣でも自警団を発足して、犯罪に対する防犯に力を入れております。

私自身もいろいろなところで対話をしておりますと、何とか詐欺に引っかかっちゃったよとか、もうお金払っちゃったよとか、また、下校時に不審者に追いかけられたなどという話を伺う機会がございます。ですので、県として数値として上がってなくても、実際にすい上がっていない被害も実例は結構あることがうかがえます。

ですので、保護者は特に下校時、不審者に遭遇しないかということに危惧されて、1人で帰ることが心配で、車で迎えに行ってしまうという現実もございます。ただ、車で送り迎えしたりとか、下校時間、車で迎えに行くことが安心は安心ですが、やはり子どもたちの体力面を考えますと、歩いて帰ることも体力の向上につながるもので、何とも言いえない現象でございます。ですので、そこでやっぱり1人で帰っても安心というような地域

の安全性をPRしていただくことも、大切なことになってくるのかなというふうに思うわけでございます。

そこで、常駐の民間交番の存在があれば、見守る目がふえ、より安全で犯罪も未然に防ぐ大きな力になると考えております。そこで住民の安心・安全を守るため、民間交番の設置を考えられないかということをお伺いさせていただきます。

議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） 民間交番のほうを本村にも設置ができないかということですが、県内の警察署というのは28カ所、28署でございます。交番数は92。駐在所の数は186カ所でございます。本村を所管する稲敷警察署管内には、駐在所が8カ所ありまして、本村では木原地区と美駒地区に駐在所が所在をしているということでございます。

先ほど林議員のご質問の中でありましたその駐在所に警察官が詰めている時間が少ないというご指摘であります。私も同感でございます。話を聞きますと、30分と60分ということで、確かにその警察官が駐在所に詰めている時間が少ないという印象はあるかと思いません。

ただ、警察のほうに聞いてみますと、「駐在所に詰めていない時間も、地域の中をパトロールをしているんですよ」という説明もありました。それから、不在にするときには、電話のほうは稲敷警察署のほうに転送するようなシステムになっていきますと。また、美駒駐在所に関しましては、交番の外に稲敷警察署と直通でつながる電話が設置されております。そういうことで対応しておりますのでご理解をいただけますかというようなことで、警察のほうからは伺っております。

ご指摘の民間交番の県内の設置の状況を申し上げますと、お手元に資料を配付いたしましたとおりでございます。茨城県の平成26年度市町村安全なまちづくり対策現況調査によりますと、8市町村で9カ所の民間交番、または自主防災ステーションというものが運営をされております。体制につきましては、林議員ご指摘のとおり、警官のOBの方を採用しましたり、あるいは防犯連絡員の方をお願いをして、民間の交番に詰めていただいているというような状況でございます。

私も、土浦市のJR荒川沖駅の東口近くには民間交番が設置されているんですけども、状況を見て、実際交番に勤めている警察官のOBの方に話を聞いてきましたが、確かにその設置をすることによって、またその方たちはパトロールをしているようですが、そのことによって、確かに犯罪の抑止にはなっていくだろうということは実際やっている方も感じているようでした。荒川沖の死傷事件が契機で、荒川沖の東口の民間交番は設置をされ、「駅を安全に利用していただけるのを第一の目標として、私たちは活動しています」というようなことをおっしゃっていました。

そうしたことで、民間交番を設置できれば、さらなる防犯対策の一助には確かになると思います。しかしながら、今の美浦村の現状を見ますと、先ほど、現在美浦村、多くの方

にご協力をいただいているさまざまな活動、これをさらに充実をさせていくこと、そして、さらに防犯パトロール等をもうちょっと気楽な形で多くの方に参加していただくことも新たに検討をしたいと考えております。

北海道の留萌市では、ついでにパトロールということで、散歩をしながらとか、犬の散歩をしながらとか、買い物に行きながらとか、そういうことで、パトロールを時間とかそういうものを義務づけしないで、自分ができる時間、できることから始めて、その活動を長続きさせていくというような取り組みをしているようでございます。こういう活動を見ますと、美浦村でもそうした活動はできるのではないかなというようなことで考えております。こうした事例は全国でも、ほかの活動の仕方がいろいろあると思います。新たな自主的な防犯活動をボランティアとしてご協力をしていただけるような活動、そうしたものを今後検討をしていくというようなことで、民間の交番につきましては、今申し上げたようなこれまでの活動、そして、新たなそうした自主の防犯活動を充実させることで、当面の民間交番の設置というものは考えないで、そちらの方策をとってまいりたいということで考えております。以上でございます。

議長（下村 宏君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） 前向きな答弁、ありがとうございました。自主的な活動を充実させていくということで、今現在としては民間交番は考えていないという答弁をいただいたかと思えます。それで時間もございませんので、最後に村長にまた簡潔にご答弁いただきたいと思えますが、一つ要望させていただきます。

ボランティアセンターとかシルバー人材センターの活用、また、教育長が常々おっしゃっておりますSS本部の立ち上げを早くに立ち上げていただき、子どもたちの安全確保に全力を注いでほしいということをお願いしたいと思えます。

もう一つは、先ほど美浦村の名を全国に発信するんだという心強い答弁をされておりました。そういう意味では、犯罪率は低いということですので、逆にいいますと、安心・安全で住みやすいまちとして、防犯ゼロを目指す美浦村ということを大きく掲げ、民間交番、そういう意味で治安のいい題材になるので、大きなPRとなることは間違いないと私は自負しております。ですので、小さな自治体だからできる住民の安全確保のために、民間交番ということも視野に入れた検討を強く要望いたしますが、その点に関する村長の見解を求めて、質問を終わらせていただきます。

議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

村長（中島 栄君） それでは、林議員の民間交番について、今、8市町村ですか全部で交番を設置してあるのは。結構、JRの駅関係のところが多いんですけども、土浦市、部長が見てきたのは、荒川沖のところは無差別の殺傷事件があったということで、大きな話題になりました。そういうところでなかなか派出所、交番という部分が、今、警察もなかなか業務が多忙ということで、実際パトロールはしているんでしょうけれども、いる時

間が本当に少ないということで、地域の人たちもちょっと交番に行って、駐在所に行って、相談という部分についても、なかなかその相談ができないというのが確かに議員おっしゃるように、住民の不安はそういうところで、いつもいてくれるという部分であれば、安心という部分がひとつこうできてくるのかなと思います。そういう意味では、今の駐在所の運営の仕方も、これは署のほうに上げて、少し改善もお願いしたいというふうな部分は、自治体からの要望としても上げていきたいなというふうに思います。

そういう中で、いろいろな交通事故とか防犯に関する部分では、44市町村の中では低いといえますけれども、もし何か起きれば、大きな事件になったり被害をこうむる方が出てきますので、そういう部分がないようなまずの対策は必要であろうというふうに思います。まして今、なかなか美浦村の中ではにぎわいを見せているようなところがないというところも、交通事故も少ない、防犯の部分も少ないという部分なのかもしれませんけれども、先ほどの地区計画として、そういう人が集まる場所として、そういうものが早期にできたときには、これはいろいろな事件性も含めて、署のほうでそういう駐在所的な部分、また交番としての部分ができるものなのかどうか、もしできなければ、それは行政独自に、村であっても、その八つの市町村が先駆けてやっておりますけれども、未然に防止するということは、防御が一番の災害の起きない部分だというふうに思います。起きてからやるというのは考え方がまた違うんだろう。起きる前にそういう対策もしておくことが必要であるし、先にやるのが起こさせないという一つの抑止力にもなっていくだろうというふうに思いますので、その辺、この八つの市町村で九つの交番がありますけれども、その辺はちょっと研修もさせていただきながら、また署のほうとも協議をしながら、抑止力につながる部分では、まずもって先に仕掛けるという部分は必要だろうと思います。

その前に今、ボランティアさんとか老人会さんとか、それから村の防犯連絡協議会の皆さん、いろいろなところでご協力をいただいておりますこと、これが今、美浦村の中の少ない原因だろうというふうに思っております。これも本当にこの場を借りて御礼を申し上げたいなというふうには思っております。

そういう中でも、安心をしているという意味ではなくて、起きる前の対策を一步先んじて全てやっていかないと、大きな事故、事件が発生をしてしまうということになりかねませんので、その辺は議員おっしゃるような先取りをした部分で検討をしてみたいというふうに考えております。

議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

通告のありました一般質問は全て終了をいたしました。

以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時58分散会

平成26年第3回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成26年9月19日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第3号 美浦村公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金条例
議案第4号 美浦村税条例の一部を改正する条例
議案第5号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第6号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
議案第7号 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第8号 美浦村定住促進条例の一部を改正する条例
議案第9号 平成26年度美浦村一般会計補正予算(第3号)
議案第10号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第11号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第12号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第13号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第14号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第15号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

(一括上程・委員長報告・討論・採決)

- 議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件
議案第17号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件
議案第18号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件
議案第19号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件
議案第20号 平成25年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件
議案第21号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件
議案第22号 平成25年度美浦村水道事業会計決算認定の件
議案第23号 平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

- 議案第24号 工事請負契約の締結について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 陳情第1号 公共工事における建設労働者の適正な賃金確保のため「公契約法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情(平成26年第2回定例会付託)

請願第 1 号 教育予算の拡充を求める請願

請願第 2 号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発議第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書

発議第 2 号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	塚 本 光 司 君	2 番	岡 沢 清 君
3 番	飯 田 洋 司 君	4 番	椎 名 利 夫 君
5 番	山 崎 幸 子 君	7 番	山 本 一 惠 君
8 番	林 昌 子 君	9 番	下 村 宏 君
10 番	坂 本 一 夫 君	11 番	羽 成 邦 夫 君
12 番	小 泉 輝 忠 君	13 番	石 川 修 君
14 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
税 務 課 長	増 尾 利 治 君
収 納 課 長	高 橋 利 夫 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	石 神 真 司 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君

都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君
生 活 環 境 課 長	北 出 攻 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	堀 越 文 恵 君
幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	飯 塚 尚 央
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午前10時00分開議

議長（下村 宏君） おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。

ただいまから、平成26年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りをいたします。

暫時休憩をし、全員協議会を開会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩をし、全員協議会を開会することに決定をいたしました。

暫時休憩といたします。

午前10時01分休憩

午前11時30分開議

議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

議長（下村 宏君） 日程第1 議案第3号 美浦村公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第2 議案第4号 美浦村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第3 議案第5号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第4 議案第6号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本案に対しましては、岡沢 清君外1名から、手元に配付しました修正の動議が提出されております。よって、これを本案とあわせて議題といたします。

修正案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 修正案の説明をさせていただきます。

まず、第21条第2項の修正の趣旨については、第21条第2項とは、特定教育・保育施設における勤務体制の確保を定めたものです。そして、「ただし、支給認定こどもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。」とあります。この「特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務」については、条例については、どのような業務であるか書かれていません。将来この条文、ただし書きがあることによって拡大解釈され、保育の場で有資格者、保育士の資格を持たない、そういった方々の数が拡大することを懸念するもので、このただし書きは削るべきだという趣旨です。

なお、私は、美浦村において、現状あるいは近い将来においてそのようなことが起こると考えるものではありません。あくまで条例は、改正あるいは改廃がない限りは生きるものであるから、やはり必要ない文言だということで削除を求めるものです。

そして、第47条第2項の修正についても同じような意味合いを持つものですが、「ただし、支給認定こどもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。」 この「直接影響を及ぼさない業務についても、条例では定められていません。具体的な運営要綱で定められると思いますが、この特定地域型保育というのは四つのタイプがありまして、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、四つのタイプ、さまざまなものがあります。少人数で行われるところまで。

また、子ども・子育て支援法の趣旨を見ますと、事業所内の保育においては、ビルの中の一室でも可能となるような内容を含んでいます。やはり小規模事業を含めた特定地域型保育については、資格を持った保育士が当たるべきであると考えています。

ついでに説明いたしますと、小規模保育事業については、A型、B型、C型と三つのタイプがあり、他の自治体で出されている条例の中に、国の指針によりますと、A型につい

ては全員保育士の資格を持つ者、B型については2分の1でよいという指針が出されているところもあります。そういったことは、子どもの成長というものを考えますと、やはり健全な発達を阻害するものではないかという趣旨で、この第47条第2項中のただし書きを削ることを求めるものです。

議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

石川 修君。

13番（石川 修君）この案件につきましては、先ほど全員協議会の中で質疑をしていますので、もう採決に移ったらどうでしょうか。

議長（下村 宏君） ただいま石川議員より提案がありました。

お諮りします。

ただいまの意見に賛成する方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（下村 宏君） 全員賛成ということですので、それでは、質疑のほうは省略をして討論のほうに入らせていただきます。

原案及び修正案に対しての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に対する岡沢 清君外1名から提出された修正案について、挙手により採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

議長（下村 宏君） 挙手少数です。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、挙手により採決をいたします。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（下村 宏君） 挙手多数です。

よって、議案第6号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

議長（下村 宏君） 日程第5 議案第7号 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本案に対しては、岡沢 清君外 1名の議員より、お手元に配付しました修正の動議が提出されております。よって、これを本案とあわせて議題といたします。

修正案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 議案第7号に対する修正案の内容の説明を行います。

まず、第9条第2項に対する修正案ですが、第9条第2項は、放課後児童健全育成事業の設備を定める基準の中で、利用者1人につき専用区画の面積を定めたものです。条例案では、「1.65平方メートル」となっています。しかし、文部科学省のホームページを見ますと、全国学童保育連絡協議会について説明があります。

「全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。」と紹介されています。

この全国学童保育連絡協議会は、保護者だけでなく学童保育設置者及び指導員の加入も含めて成るものです。その全国学童保育連絡協議会の方針として、学童保育における専用区画の面積は1人当たり1.98平方メートルがふさわしいと、そういった方針が述べられています。私も、保護者や学童保育関係者がそういった趣旨で望んでいいよということですし、私はそれに賛成し修正案を提出するものです。

なお、「1.65平方メートル」という文言であっても、「1.98平方メートル」ということも「3.0平方メートル」ということは可能です。しかし、この条例は自治体における法律であり、現行の施策とはまた別のものです。村政における施策はいつ変わるかわかりません。あくまで、条例としては「1.98平方メートル」と定めることによって、子どもたちに、学童保育を利用する子どもたちに十分なスペースを確保するという前提で修正を述べるものです。

次に、第10条第2項について、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに「2人以上とする」というのが条例の案ですが、これまで全員協議会の場でも協議した結果、本村においては、大谷時計台児童館、木原城山児童館においては、その児童館の中に児童クラブ室として設置されているものです。そして、その運用の形態は、放課後児童クラブにおいては、その専用区画のみでなく、遊戯室や本を読む場所、園庭なども利用されて、多岐な範囲にわたって学童保育がなされていることから、「2人以上」というこの数字については「3人以上」とすべき。つまり、全ての学童保育に目が行き渡るような、そのような学

童保育をすべきであるという趣旨です。以上です。

議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

原案及び修正案に対しての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に対する岡沢 清君外1名から提出された修正案について、挙手により採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

議長（下村 宏君） 挙手少数です。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について挙手により採決いたします。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（下村 宏君） 挙手多数です。

よって、議案第7号 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

議長（下村 宏君） 日程第6 議案第8号 美浦村定住促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第7 議案第9号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

小泉輝忠君。

12番（小泉輝忠君） 議案書の79ページですけれども、美浦中学校教育振興事業費ということで、補助金として全国大会出場と関東大会出場ということで補助金が出されていますけれども、その結果がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ただいまの小泉議員のご質問にお答えします。

まず初めに、出場した種目を申し上げたいと思います。全国大会出場ですが、これは水泳になってございます。1名でございます。場所が高知県のほうで行われてございます。成績につきましては、予選を通らずというようなところでございました。

続いて、関東大会でございます。関東大会でも水泳競技1名、それと剣道大会、これは団体ですので9名出席してございます。それと陸上競技大会、1名でございます。それとソフトテニス大会が1組2人になってございます。以上の選手の方の今回補助金というようなことで計上してございますのは、選手の交通費、宿泊費とあと引率の先生、そちらの経費を学校から上げていただきましたものを計上してございます。

それで、成績につきましては、ちょっと把握していないところもありますので、タブレットのほうへ送らせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

14番（沼崎光芳君） 81ページの委託料、中央公民館エレベーター設置工事設計業務委託料ということで、118万8,000円ということで上がっています。今まで議会のほうでもエレベーターの設置を要望していたわけですが、今後のスケジュール等について教えていただきたいと思います。以上です。

議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 沼崎議員のご質問にお答えいたします。

中央公民館のエレベーターの設置工事の委託料を、今回補正予算にのせてございます。それが118万8,000円。それと、今後の進みなんです、これにつきましては、実際の実設計の期間は約3カ月ぐらい要するというような形で聞いておりますので、今年度中にわかった時点で、新年度予算の中に計上できるかどうか要求していきたく思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

14番（沼崎光芳君） 今年度は設計をやって、積算見積もりができた段階で来年度の予算に組み込むかどうか要求していくというので、ちょっと弱い表現なんですけれども、値段によってはやれないというような受け取り方でいいんですかね。そんなに高くなるような公算なんですかね。その辺を教えてくださいなんですけれども。

議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） じゃ、お答えいたします。これから設計をしますので、正確な数字はまだ出ていないというのが実情でございます。見積もりのときにいろいろ見積もりを出された会社のほうからご意見は聞いてございまして、これはあくまでも目安として聞いていただきたいと思いますと思うんですが、約2,300万円ぐらいはかかるんじゃないかなということ聞いてございます。

ですから、あとは工事の監理とかそういうのもまた上乘せになりますので、その辺が工事費のところかなというようなところで、あくまでもこれは目安でございます。よろしくお願いします。

議長（下村 宏君） ほかに質疑ありませんか。

石川 修君。

13番（石川 修君） それでは、議案書の67ページ、予防費で予防接種事業費で業務委託料ということで、444万9,000円計上されておりますけれども、この内容についてお尋ねをいたします。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） それでは、石川議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、需用費の中の印刷製本費でございます。こちらが4万1,000円ということで、高齢者肺炎球菌予防接種予診票を約954人分ということで、概算で出しております。

また、水痘予防接種予診票、こちらが1,200部、それと個別通知封筒代としまして2,000枚、以上、印刷製本費として4万1,000円計上いたしております。

続きまして、役務費でございます。先ほど申し上げました高齢者肺炎球菌と水痘予防接種の該当者に向けまして、通知をいたします。1,450通の予定をしております。金額で8万3,000円でございます。

続きまして、委託料といたしまして、予防接種業務委託料。高齢者肺炎球菌ワクチンの部分では予防接種のB類に該当いたしますので、補助ということで1人当たり3,000円の補助でございます。該当者は960人いるわけでございますが、全員が受けない、といいますか実績に基づいて、インフルエンザの接種率がございまして、美浦村の。それをもとに約50%ということになっております。

それと、水痘ワクチンの接種、こちらはA類になりますので、こちらは該当する方は無料で受けられるという部分でございます。こちらが年齢別にございまして、250人を予定しております。合計の金額が444万9,000円となっております。

なお、今申し上げました水痘ワクチンの接種につきましては、医療機関との契約で1回当たり8,900円ということで予定をしております。以上でございます。

議長（下村 宏君） ここで、会議の途中でありますが、昼食の……。

〔挙手あり〕

議長（下村 宏君） 失礼しました。

どうぞ、石川 修君。

13番（石川 修君） 済みません、これを終わらせてから昼食に入ってください。

今、保健福祉部長のほうから内訳を聞きました。高齢者の肺炎球菌ワクチンと水痘ワクチンということで、二つの補助ということで理解してよろしいですかね。

議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

保健福祉部長（浅野重人君） それでは、お答えを申し上げます。

この補正に上げました予防費につきましては、予防接種法が改正になりましたので、高齢者肺炎球菌予防接種と水痘ワクチン予防接種、こちらは改正になった部分でございます。改正になりまして、追加を今回計上させていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（下村 宏君） よろしいですか。

ここで会議の途中でありますが、昼食のため、暫時休憩といたします。

午後1時より再開いたします。

午後零時05分休憩

午後1時00分開議

議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計補正予算の質疑を継続いたしますので、質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 議案書の59ページです。

自治体クラウド導入事業費は、職員手当等、委託料、負担金補助及び交付金とありますが、この負担金は、社会保障・税番号制度負担金、いわゆるマイナンバー制度への中間サーバに対する負担金ということですが、これは補正予算に上げてあること、また、自治体クラウド導入事業が行われたことによる中間サーバへの接続だと思ってしまうのですが、この負担金というのは年間負担金なのでしょうか。それとも、この時点で年間の月割とかということで負担金が発生しているのでしょうか。

議長（下村 宏君） 企画財政課長石橋喜和君。

企画財政課長（石橋喜和君） それでは、お答え申し上げます。

ただいまのご質問でございますが、社会保障・税番号制度の負担金につきましては、年間負担金でございます。以上でございます。

議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） それと、さらに自治体クラウド導入に関しては、茨城ブロードバンドネットワークシステムを介してL G W A Nに参加することにより導入経過となったんですけれども、この中間サーバというのは一体、茨城ブロードバンドの部分での中間サーバなのでしょうか。どこにあるものなのでしょうか。

議長（下村 宏君） 企画財政課長石橋喜和君。

企画財政課長（石橋喜和君） お答え申し上げます。中間サーバにつきましては、全国2カ所に設定をしてございます。以上でございます。

議長（下村 宏君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第8 議案第10号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第9 議案第11号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別

会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第10 議案第12号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第11 議案第13号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第12 議案第14号 平成26年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第13 議案第15号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第14 議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件

から、日程第21 議案第23号 平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長椎名利夫君。

決算審査特別委員長（椎名利夫君） 平成25年度美浦村決算認定の8議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は平成26年9月9日、本議会において設置され、同日議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件から議案第23号 平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件の8議案が委員会付託になりました。

特別委員会は、9月9日、9月17日、9月18日の3日間開催をいたしました。

9月9日の特別委員会では、正副委員長の互選を行いました。指名推選により決算審査特別委員会委員長に、私、椎名利夫、副委員長に山崎幸子君が選任をされました。

9月17日、9月18日の特別委員会では、議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件から議案第23号 平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件の8議案について審査を行いました。審査の結果、議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件から議案第23号 平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件の全8議案は、全員賛成により認定をするものと決定いたしました。

以上の結果を、美浦村議会会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

議長（下村 宏君） 委員長報告が終了しました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略をいたします。

議長（下村 宏君） これより、日程第14 議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第15 議案第17号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第16 議案第18号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別
会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第17 議案第19号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会
計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第18 議案第20号 平成25年度美浦村介護保険特別会計決算

認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第19 議案第21号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第20 議案第22号 平成25年度美浦村水道事業会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第21 議案第23号 平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第22 議案第24号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

議長（下村 宏君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、議案第24号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

稲敷・美浦連絡道路につきましては、稲敷市犬塚地区から美浦村信太地区までの延長488メートルで、江戸崎消防署と江戸崎消防署美浦出張所との統合消防署建設に伴う新設道路であります。平成24年から稲敷市、美浦村で協定を締結し、測量を行い、平成25年に用地買収が完了し、平成26年は今回お願いいたします改良工事を行い、平成27年に盛土工事、舗装工事を行い、完了の予定で進めております。

なお、改良工事につきましては、稲敷市と協定を締結し、稲敷市区間についても本村で工事を行い、当該費用は稲敷市から負担金として支払われることになっております。

以上、議案第24号についてご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

石川 修君。

13番（石川 修君） それでは、工事請負契約の締結について、質問をさせていただきます。一般競争入札で沼崎・石井特定JVのほうで落札をしているようですけれども、応札業者は何社か。それから、予定価格は幾らなのか、落札率はどのくらいなのかご答弁をお願いします。

議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） 石川議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、応札業者なんですけれども、3者ございました。一つが沼崎・石井特定建設工事共同企業体、二つ目が栗山・伊藤特定建設工事共同企業体、三つ目としまして、篠崎・丸太特定建設工事共同企業体という3者でございます。3者というか6者になりますか。三つのJVが応札をしております。

それから、予定価格のほうなんですけれども、予定価格のほうがちょっと手元に資料がございませんけれども、予定価格は公表をしておりますので、これはちょっと時間をいただければ調べさせていただいてよろしいでしょうか。時間をいただきたいと思っております。

ちなみに、落札率のほうは99.16%というようなことになっております。予定価格については、至急調べますのでお待ちいただきたいと思っております。

議長（下村 宏君） 今、調べておりますので、暫時休憩とします。

〔「自席でね」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 自席休憩でお願いします。

午後1時24分休憩

午後1時26分開議

議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済建設部長増尾嘉一君。

経済建設部長（増尾嘉一君） 予定価格のほうを申し上げます。消費税込みの額でございます。6,349万3,200円でございます。

もう一度申し上げます。6,349万3,200円です。

議長（下村 宏君） いいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第23 陳情第1号 公共工事における建設労働者の適正な賃金確保のため「公契約法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情（平成26年第2回定例会付託）を議題といたします。

陳情第1号は、本年第2回議会定例会において、経済建設常任委員会の閉会中の継続審査としていたものであります。今般、委員長から陳情第1号の審査終了の報告を受けております。委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長羽成邦夫君。

経済建設常任委員長（羽成邦夫君） それでは、第2回議会定例会において陳情されました陳情第1号 公共工事における建設労働者の適正な賃金確保のため「公契約法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情が継続審査となっておりましたので、結果をご報告申し上げます。

経済建設常任委員会は、9月10日午後2時より委員会を開催し、再審議いたしました。公契約条例の特徴は、条例の対象となる契約に従事する全ての労働者の賃金水準を定め、受注者に賃金水準を上回る賃金を払うことを義務づけ、違反者に契約解除等の罰則を科すことができるというものであります。

1点目、公契約法の制定について検討することについては、平成21年に参議院で採択され、現在、内閣において多岐にわたる審査がなされているとの確認をとりました。本村においても、元請け下請けの関係は良好な関係を保っており、条例を制定しなくても何ら問題はないと判断いたしました。

2点目の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議の実行ある施策を実施することについては、現在の本村の入札状況を関係部署に確認したところ、阿見町稲敷市間の決議においても何の問題もなく遂行されていることと伺いました。

以上の点から、国への陳情は時期尚早であり、今後の国の動向を注視すべきとの意見が出されました。

採決の結果、陳情第1号 公共工事における建設労働者の適正な賃金確保のため「公契約法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情につきましては、不採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

議長（下村 宏君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみです。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決をいたします。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択とするものであります。

この陳情は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長（下村 宏君） 全会一致で、本案は不採択とすることに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第24 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長椎名利夫君。

厚生文教常任委員長（椎名利夫君） 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、9月11日午前10時より委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者、茨城県教職員組合、吉田 豊氏外69名。紹介議員は山崎幸子議員です。委員より、これからの教育では、一人一人の子どもに丁寧な対応をとることは時代の流れであり、それに伴い、一学級当たりの学級規模を1、2年生のみならず、各学年に拡充することは、各市町村でも推奨されていくだろうという意見が出されました。採決の結果、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択とすることです。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第25 請願第2号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長椎名利夫君。

厚生文教常任委員長（椎名利夫君） 請願第2号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において、当委員会に付託されました請願第2号を審査するため、9月11日午前10時より委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者、茨城県保険医協会会長宮崎三弘氏、紹介議員は岡沢 清議員です。

委員より、私たちの健康の一つとして食べることがあり、歯の健康を保つことは幾つになっても必要不可欠である。歯科治療が受けやすい体制を整えることは非常に重要であるとの意見が出されました。採決の結果、請願第2号 「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書につきましては、採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択することです。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第26 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

椎名利夫君。

4番（椎名利夫君） 先ほどは、教育予算の拡充を求める請願について満場一致で採択されましたことに対して、敬意を表します。ありがとうございました。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決し、議会の意見書として各関係機関に送付することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第27 発議第2号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

椎名利夫君。

4番（椎名利夫君） 先ほどは、「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書について、満場一致で採択されましたことに対して敬意を表します。ありがとうございました。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

山本一恵君。

7番（山本一恵君） 済みません、最初にいただいたものには「より良い」という文章

でなっております、ちょっと意味合いが違ふと思ひます。「良い歯科医療の実現」じゃなくて、「保険でより良い」ということなので、それでしたら賛成いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長（下村 宏君） ただいま山本議員のほうから発言がありました。「より良い」というような形になります。それはもう始めからわかっていたんですけども、これはプリントミスだと思います。岡沢議員、それでいいんですよ。

2番（岡沢 清君） はい。

議長（下村 宏君） はい。

それでは、そのほか質問がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） それでは、質問もないようですので、「より良い」を入れるというようなことで、質疑のほうを打ち切りたいというふうに思ひます。

それでは、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 日程第28 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りをいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了をいたしました。これで、本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成26年第3回美浦村議会定例会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

午後1時51分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 石 川 修

署 名 議 員 沼 崎 光 芳

署 名 議 員 塚 本 光 司

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 1 号)

平成 26 年 9 月 9 日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	椎名利夫君
副委員長	山崎幸子君
委員	塚本光司君
"	岡沢清君
"	飯田洋司君
"	山本一恵君
"	林昌子君
"	下村宏君
"	坂本一夫君
"	羽成邦夫君
"	小泉輝忠君
"	石川修君
"	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	飯塚尚央
書記	浅野洋子

午後 1 時 54 分開会

議会事務局長（飯塚尚央君） それでは、ご苦労さまです。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う

ことになっております。

出席委員中、坂本委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長（坂本一夫君） ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから決算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時決算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選までご協力よろしくをお願いいたします。

本日の会議を開きます。

臨時委員長（坂本一夫君） ただいまの出席委員数は、13人でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

臨時委員長（坂本一夫君） これより決算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（坂本一夫君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（坂本一夫君） ご異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法により、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（坂本一夫君） ご異議なしと認め、椎名利夫君を委員長に指名いたします。ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、椎名利夫君が委員長に当選されました。

ありがとうございました。

それでは、委員長と交代をいたします。

委員長（椎名利夫君） それでは、委員会を再開いたします。

これより、決算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法により行いますか、それとも投

票のいずれにより行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 指名推選とのことですので、決算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） ご異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） ご異議なしと認め、山崎幸子君を副委員長に指名いたします。ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 異議なしと認めます。よって、山崎幸子君が副委員長に当選されました。

委員長（椎名利夫君） 以上で、決算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の決算審査特別委員会は9月17日午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時58分散会

美浦村議会決算審査特別委員会
(第 2 号)

平成26年9月17日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件
- 2) 議案第17号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件
- 3) 議案第18号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件
- 4) 議案第19号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件
- 5) 議案第20号 平成25年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件
- 6) 議案第21号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 7) 議案第22号 平成25年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 8) 議案第23号 平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件

1. 出席委員

委員長	椎名利夫君
副委員長	山崎幸子君
委員	塚本光司君
"	岡沢清君
"	飯田洋司君
"	山本一恵君
"	林昌子君
"	下村宏君
"	坂本一夫君
"	羽成邦夫君
"	小泉輝忠君
"	石川修君
"	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長 中島 栄 君

教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
税 務 課 長	増 尾 利 治 君
収 納 課 長	高 橋 利 夫 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
会計管理者兼会計課長	大 竹 美佐子 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	石 神 真 司 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君
生 活 環 境 課 長	北 出 攻 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	堀 越 文 恵 君
幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	飯 塚 尚 央
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午前10時01分開議

委員長(椎名利夫君) 皆さん、おはようございます。決算審査特別委員会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席委員数は13名です。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第16号から議案第23号まで、各会計の決算認定8議案となっております。

なお、執行部からの説明は、議案上程の際にいただいておりますので省略いたします。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては、質疑の際、決算書ページ数及び科目名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。また、執行部におかれましては、明快な答弁をお願いいたします。さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用してはっきりと発言するようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

委員長（椎名利夫君） 議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

山崎委員

委員（山崎幸子君） おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、3点ほどお聞きしたいと思います。

決算書の69ページの上のほうの段の03各種団体経費で、その次が05産業後継者対策事業費で、04というのは、予算書を見ると、04でこれの間に固定資産評価審査会委員費で、これが当初予算では7万3,000円ということでのっているんですけど、前年のときも、この固定資産評価審査会委員費、これもやっぱり予算書ではのっていて、決算のほうには上がってこなかったというのがあるんですけど、これはどういうものなのか。こういうものが出てきたときのために、これを予算書にはのせてあるものなのか、それがどういうものなのかをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、次に決算書の79ページの中ほどの職員給与関係経費の中の05時間外勤務手当、これが昨年の決算のときも、昨年の場合で当初予算が325万円の当初予算だったものが、昨年の決算のときで484万9,000円のっていて、これの内訳、これだけ上がったのはどうしてかという質問のときに、収納課4名分の時間外手当の、茨城租税債権管理機構派遣研修に係る人事異動等により時間外単価が上がったためという回答と、あとは、滞納事案の処理が膨大で1人退職したために時間外勤務時間数がふえたという答弁だったんですけども、ことしも、当初予算では400万円だったものがやはりことしも当初予算よりは上がっている。ことしの場合のその上がった理由を教えてください。

それともう1点が、決算書の163ページの上の枠の中の05耐震改修促進事業費、これが当初予算では350万円計上していたが、決算では17万5,000円、かなり当初予算の額よりは低くなっているんですけども、これは、耐震改修のための周知が住民に対して足りなかったのではないかというので、この17万5,000円、その内訳、何件だったのかを教えてください。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） きょうは本当にお疲れさまでございます。

まず私のほうから、ただいまのご質問に対してご説明を申し上げます。

当初、固定資産税評価審査委員会というところで、7万3,000円とってあったんですけれども、これは、税務課のほうでの固定資産税の評価をしたときに、その評価に対して不服申し立てがあった場合についてのみ、審査会を開いて、その審議を行うという会になっておりますので、これまでの経過を申し上げますと、その審議については、実際にその申し立てがありません。

ございませんでしたので、これまで、とりあえず、もしかしてあるかもしれませんが、そういう場合のときのために委員さんの報酬とか旅費とかそういうものを当初に上げさせていただきました。決算では、その案件がございませんでしたので、この決算の中にはのってきておりません。以上です。

委員長（椎名利夫君） 高橋収納課長

収納課長（高橋利夫君） 山崎委員からご質問がありました徴税費の時間外勤務手当563万4,647円について、お答えをさせていただきます。

収納課職員の時間外勤務手当につきましては、平成25年度当初予算額400万円、補正予算額120万円及び予算流用等をさせていただきますと、43万5,000円により執行させていただきました。

平成25年度時間外勤務手当の支出済額につきましては、563万4,000円となっているわけですが、平成24年度支出済額484万9,000円との比較では、78万5,000円の増、率にして1.16倍となっております。

それで、時間外勤務手当の支出がふえた理由でございますが、人事異動等による収納課職員の平均時間外単価につきましては平成25年度が2,190円、平成24年度が2,170円でありまして、平成24年度との比較では20円の増、率にして1%の増となっております。そういったしますと、差し引き99%、ほとんどの部分は時間外勤務時間数がふえたということになるわけでございます。

収納課職員1人1カ月当たりの平均時間外勤務時間数は、平成25年度が50.4時間、平成24年度が46.5時間でありまして、平成24年度との比較では3.9時間の増、率にして1.08倍となっております。1人当たり1週間で1時間弱ふえたということでございます。

時間外勤務時間がふえた理由でございますが、ここ数年来、高額滞納案件について集中して取り組んできた結果、高額滞納案件の平均滞納額が下がってきたことによりまして、前年にもまして滞納整理案件を処理していく必要が出てきております。

平成25年度当初におきましては、本税滞納額25万円以上の方が447人、平均滞納額63万7,000円、平成24年度当初におきましては、本税滞納額40万円以上の方が343人、平均滞納額102万4,000円でありまして、平成24年度との比較では、高額滞納案件の平均滞納額が38万7,000円ほど下がってきておりまして、前年度の徴収率を維持するには、前年度の1.6倍の案件を整理する必要がございました。

滞納者の財産調査につきましても、その対象を平成24年度の「本税滞納額30万円以上」

から平成25年度は「本税滞納額20万円以上」まで引き下げまして、滞納者の財産の状況や生活の状況により適切な滞納処分ができるよう努めました。

滞納処分に伴う債権差し押さえに係る取り立て実績につきましては、預貯金、生命保険、給料等、年金等を合わせまして、平成25年度は取り立て件数が223件、取り立て金額が4,382万1,000円、1件当たりの取り立て金額が19万7,000円となっております。

これに対しまして、平成24年度は取り立て件数が181件、取り立て金額が3,249万9,000円、1件当たりの取り立て金額が18万円でありまして、平成24年度との比較では、取り立て件数、取り立て金額ともにふえておりまして、取り立て件数で42件の増、取り立て金額で1,132万2,000円の増となっております。また、高額滞納案件がかなり整理されてきている中で、平成24年度との比較では、1件当たりの取り立て金額が1万7,000円の増となっております。

次に、時間外勤務の内容でございますが、滞納対策係2名、管理徴収係2名ということでやっておりますが、滞納整理に関することは全員で分担してやっておりますので、時間外勤務の8割以上は滞納整理に関する事務に費やされておるところです。

平成25年度は、4月の人事異動によりまして職員が1人ふえましたが、途中退職となっても補充はされないということでございました。時間外勤務は、あらかじめその日にやるべき仕事としていたものや当日新たに発生した仕事が完了していないといったような場合、翌日で差し支えないものは翌日に回していただくということを基本としておりますが、期限がある仕事が立て込んでいるようなときなど、すぐに処理しなければならないこともございます。

また、差し押さえ、換価、配当等、滞納処分に関する書類や、不動産競売等、執行機関への交付要求に関する書類の作成、納税相談等滞納者との納税交渉の記録、財産調査の記録、及び執行停止、時効対策を含めた滞納事案ごとの整理方針の記録など、滞納者に関する記録の整備、収納消し込み等につきましては、課内において情報を共有いたしまして、効率的な事務処理ができるよう努めております。

滞納整理に関する事務につきましては、徴収率を上げていくことにより、納期内納税者をふやし、安定した財源の確保を図ることができます。そして、よりよい行政サービスの提供と住民福祉の向上に資するものと考えております。予算の関係、事務処理の効率性、職員の健康管理等につきましては、留意していく必要がありますので、徴収率等において一定の数値目標を立て、滞納対策係長の進行管理のもと、計画的な取り組みをしております。

今後におきましては、さらに業務に精通するよう努めるとともに、貴重な限られた時間の中で、前年度を上回る徴収率を達成させていきまして、税負担の公平性の確保と納税意識の向上に資するよう、引き続き全力を上げて取り組んでまいります。

よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 答弁、ありがとうございました。

質問されましたことに対して明快な答弁を。もう少し端的にポイントをつかまえて答弁してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

池延都市建設課長。

都市建設課長（池延政夫君） 耐震改修促進事業費についてご説明いたします。

この事業費は、平成24年度策定いたしました美浦村耐震改修促進計画に基づいて、昭和56年5月31日以前に着工した建物の診断を行うもので、専門知識を持つ診断士の派遣を行い、耐震性能の確認などを行う事業でございます。平成24年の時点で美浦村の耐震化率は77.5%になっておりまして、国の方針が平成27年度に住宅の耐震化を、目標90%とさせていただきますということで、美浦村がその90%を達成するためには、790戸の耐震化を促進、していく必要があるということで、平成25年度は耐震診断100戸を計画に上げました。1件当たり3万5,000円になっておりまして、平成25年度の申し込みが5戸ありました。5戸で17万5,000円でございます。

それで、周知のほうなんですけれども、2回ほど「広報みほ」のほうに載せまして周知はしております。以上です。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

固定資産評価審査委員会は、この評価に対して不服申し立てがあった場合のために予算を上げていたということで、不服がなかったということで、よかったことだとは思いますが。

それと、時間外勤務手当のほうは、前年度の徴収率を維持するためとか、あとは、高額滞納者を減らすため、すごく皆さん、職員の方々がご苦労されていることと、ありがたいと思います。

それと、耐震診断は5戸のみの申請だったということで、やはりこれからも広報等、もっと住民に対して周知をお願いしたいと思います。以上です。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 決算書のページ数131ページ、衛生費の予防費のところ05の健康増進事業費で、あわせて事業報告書の84ページに出ております健康増進事業のそれぞれの内容が載っている中で、前年度にはなかった部分でがん予防普及啓発、それと街の保健室事業というのが25年度に初めてやっていると思うんですけれども、当初予算にはなかったかと思うので説明していただきたいのと、がん予防に関しては、がん予防推進員がいらっちゃって、その方が実施したということで、開催回数が1回で、参加者が110人ということなんですけれども、このがん予防推進員の人数とどういうメンバーなのかと、どこでやったのかというのを教えていただきたいのと、あと、街の保健室はどういう経緯で、ヨークベニマル美浦店で3月15日、たしか広報にも載ってありました。どういう経緯で行ったか。それと、あとは、これは予算には、事業費の中の41万5,140円の中のどの部分に反映している

のか、あわせてお願いします。

委員長（椎名利夫君） 石神健康増進課長。

健康増進課長（石神真司君） それでは、山本委員の健康増進事業費についてのご質問にお答えいたします。

まず、街の保健室を行った経緯ということでございますが、稲敷地域医療連絡協議会という協議会がございまして、構成としては、阿見町、稲敷市、美浦村と東京医大茨城医療センターのこの四つの協議会でございます。

その中での事業といたしまして、それぞれの町村におきまして、街の保健室事業ということで、東京医大茨城医療センターの看護師さんのほうをお願いしまして、住民の方、25年度はヨークベニマルのほうの場所をお借りしまして、住民の方の健康意識増進のほうを助けるというか、そういう意識を持ってもらうという内容で行いました。

この費用につきましては、ページ数が決算書のページ数が129ページの19の負担金、補助及び交付金の中の25の稲敷地域医療連絡協議会というところで4万円の負担金を出しておりますが、この中でのそれぞれ人口割と均等割等で、今言った3市町村が出し合った中で美浦村においては4万円なんですけど、その中での負担金の中で行われた事業です。

あと、もう一つのがん予防推進員の人数、メンバーというような内容のご質問ですが、ちょっと今、申しわけありませんが、手元に資料がございませんので、ちょっと調べてからお答えしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 済みません、課長の時代ではないことを聞いておりまして申しわけない。後で資料をお願いいたします。

街の保健室なんですけれども、これは今後、継続してやっていくのかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 石神健康増進課長。

健康増進課長（石神真司君） それでは、山本委員のご質問にお答えいたします。

街の保健室の事業の継続ということでございますが、平成26年度、今年度につきまして一度協議会の会議がございまして、その中でもそういう26年度、ことしの事業の中に盛り込んでありました。

それで、美浦村としては10月、11月ぐらいに土曜日なんですけれども、一回医療センターのほうの看護師さんの都合を聞いたり、あと、また、場所的にはヨークベニマルのほうを考えておりまして、一度打診はしてありまして、いいですよという返事をいただきました。それで、その中で詰めていきまして、10月、過ぎれば11月にまたことしも行いたいと思います。

以上です。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） ありがとうございます。こういう事業は継続していただきたいなと思います。

他の市町村では、例えば産業文化祭とかそういうところでも健康相談ということでやっているところもあるんですね。だから、そういう場所を活用してもいいのかと思いましたが、その辺も検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 石神健康増進課長。

健康増進課長（石神真司君） 山本委員のご質問にお答えいたします。

ことしも産業文化祭等をそういうところでやるのもいいのかなという、内部で意見も出ました。ですが、ちょっと医療センターの看護師さんのほうの都合的にちょっと厳しいのかなという部分がございます、来年度以降は早目に持ちかまして、そういうことも機会を考えていきたいと思えます。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 決算書の14ページ15ページです。村税、村民税、法人税です。

法人税の現年度課税分のところで、収入済額とそれから当初予算の差が約2,190万円。それで、事業報告書の15ページを見ますと、やはり法人税は、調定額の内訳ですけれども、均等割・法人税割額それぞれ記載されていまして、トータルで6,984万5,000円増と書かれています。均等割より法人税割のほうが圧倒的に多いのは当然のことなんですけれども、質問したいのは、その均等割の172万8,000円の増というのは、具体的には、申告企業が何社ぐらいふえているのかということです。あるいは、ふえていなくて、例えば資本金とかそういった部分でふえているのかということも考えられますけれども。

それから法人税割額、前年対比だと思えますけれども、6,984万5,000円増というのは。これは主に、村内企業の何社ぐらいが業績好調になって、例えば私なんか、テキサスあたりを想像するんですけれども、主な企業を、もし名前を教えていただけるものでしたら教えていただきたいと思えます。

委員長（椎名利夫君） 増尾税務課長。

税務課長（増尾利治君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、法人税割が上がった、企業名というのは実際、皆さんご承知のようにIT企業のみです。この関係で上がりました。

それと、均等割の上上がったというのは、どうしても、1号法人から9号法人という資産、資本金、従業員で割り当てられる税率があるわけなんです、その動きによって結果的にふえたという形になっております。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 申告件数の、企業がふえたのか。あるいは、今言われた資本金とか従業員の比でふえたのか、それはどちらなのでしょう。

委員長（椎名利夫君） 増尾税務課長。

税務課長（増尾利治君） まず、申告件数は、30件ほどふえております。24年度と比較しまして25年度は30件ふえております。ちなみに24年が385件、25年度が415件とふえております。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 決算書の16ページ17ページです。配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金、それぞれ予算に対して収入済額が格段の額でふえていますけれども、これは、理解としてはそれぞれ配当割課税と株式等譲渡所得に課す課税の税率改正で単に上がったものというふうに理解してよろしいのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 石橋企画財政課長。

企画財政課長（石橋喜和君） ただいまのご質問ですけれども、税率改正もございましたけれども、県のほうの配当割ということで交付されて、これも計算上で交付されてきておりますので、この金額が計上されてございます。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 今の質問に関してですけれども、税率改正もあり、県のほうの交付金の額もふえたというそのような趣旨であったと思うんですけれども、ということは、例えば株式等譲渡所得が実際にふえたとかいう結論ではないということなのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 石橋企画財政課長。

企画財政課長（石橋喜和君） そこまで実際に株式等譲渡が多かったのかという質問については、ちょっと私どものほうではわかりかねます。

ただ、税率改正等もございましたので、駆け込みでやったのも現実的にあるのかなというように推測はしてございます。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 決算書の113ページの一番下の08児童虐待防止対策緊急強化事業費の中で、これは多分新規事業で25年度に上げていただいて、事業報告書の66ページに出ておりますけれども、赤ちゃん事業用の備品ということで、こんにちは赤ちゃん事業を実施しているということで、備品で45万3,040円、早期対応に必要な公用車ということで96万2,584円と出ております。

今、本当に児童虐待というのは社会問題になっておりますけれども、このこんにちはあかちゃん事業の備品、私、予算のときに聞き漏らしたのかちょっと記憶にないので、再度お聞きいたしますけれども、どういうものなのか教えていただきたいのと、実際にこの公用車でそういう事例があって運行したというのがあれば、件数なりそういうのを教えていただきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） それではお答えいたします。

初めてのこんにちは赤ちゃん事業ですけれども、こちらは携帯用の体重計を購入してございます。

それから、公用車ですけれども、結果的には安い公用車となってしまったんですけれども、普通乗用車1台を購入しております、対応については、今のところは聞いておりません。以上でございます。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 備品で携帯用の体重計というんですけれども、これはどういうようなときにどう、使うのか。あと、ゼロ、対応していないということで、これは25年度ですね。ちょっとついでに聞くんですが、ことし26年度もまだゼロなのでしょうか。今、結構この虐待というのはあるんですけれども、ゼロというのはどうなのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 車に関しては、去年は購入したということだけで、対応については出勤はしておりません。今年度につきましては、何件かあったような記憶がございますので、ちょっと調べてまいります。

体重計は、訪問時に携帯用として持っていくものでございます。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 体重計というのは、訪問時にということは、子どもが例えば何も食べないでやせている状態とかそういうのを見るための体重計ということによろしいのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 子どもさんが標準的に育っているかどうか、そういった部分の検査をするものでございまして、やせているとか太っているとかではございません。標準の規格の中に入っているかどうかの調査でございまして、それで、その中に当然入っていなかったという場合は、それなりの指導をしているところでございます。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 済みません、しつこいんですけれども。

よく家庭にある普通の体重計は結構持ち運びできるものがあるんですけれども、携帯用というのがよくわからないので、後でそのもののカタログではないですけど、何かあったら、先ほどの公用車の件数と合わせて資料提供をお願いしたいと思います。

結構、45万円というのは高いので、その辺よろしくお願いします。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） それでは、後ほど資料のほうを提出させていただきます。

委員長（椎名利夫君） 石神健康増進課長。

健康増進課長（石神真司君） 済みません、時間をかけまして申しわけありません。山

本委員の先ほどの質問につきまして、お答えいたします。

がん防止推進員に関係することにつきまして、平成25年度に行ったことにつきましては、婦人科がん検診のときに、テーマといたしまして減塩と食事バランスの重要性につきまして、来られた方に普及啓発を行いました。

それと、人数とメンバーにつきましてですが、人数としましては12名で、構成メンバーとしましては、美浦村食生活改善推進員の方々が主にメンバーとなっております。

ということで、よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） じゃ、検診時にやるということなので一回なんですけれども、そのがん予防推進委員12名、その方たちは何か資格とかそういうのがあるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 石神健康増進課長。

健康増進課長（石神真司君） 山本委員の質問にお答えいたします。これは、県のがん予防推進リーダー及びがん予防推進員設置ということで、それに基づきまして、1日の講義研修で取得をされるということでございます。ちなみに、25年度は4名の方が講義研修のほうに行かれまして、取得をされております。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 研修を1日受ければ推進員になれるということですよ。そうすると、その方たちは一看護師でも、そういう特別な資格がなくても、一般の方が資格が取れるということなのではないでしょうか、その辺。

委員長（椎名利夫君） 石神健康増進課長。

健康増進課長（石神真司君） 山本委員の質問にお答えいたします。

一般の方でも、研修を受ければなれるということでございます。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） それでは、私のほうから、また3点ほど質問をお願いします。

まず、決算書の95ページの下の方の03の要援護事業費、この中の「かいこう（回向）手数料」と読むのでしょうか。これが32万4,300円、このかいこう手数料、かいこうというのはその要援護者になっている人たちのところを見回りに行くことなのか。

委員長（椎名利夫君） ちょっといいですか。

〔「かいこうでなくて、えこう」と呼ぶ者あり〕

委員（山崎幸子君） 「えこう」、済みません。回向（えこう）手数料。これは、民生委員の方が見回り……。

委員長（椎名利夫君） 課長がいないので、担当課長が。後に回していただけますか。

委員（山崎幸子君） じゃあ、今の質問は後で、課長が戻ってきてからにします。

それでは、203ページの上のほうの幼稚園就園奨励費、これが事業報告書の115ページと

関連するんですけれども、決算書の203ページのほうには、05の755万9,700円の中に私立の幼稚園、事業報告書のほうでは、115ページの中ほどで、幼稚園就園奨励費補助金というので。

〔「山崎さん、山崎さん、幼稚園長も午前中いません」と呼ぶ者あり〕

委員（山崎幸子君） 済みません、この幼稚園就園奨励費補助金のこの中の説明のところに、補助対象者は、私立幼稚園の9名と私立幼稚園3園に通園する76名が該当しています、ということでこの事業報告書のほうには載っているんですけれども、決算書のほうの203ページ、06のところには私立幼稚園3歳児助成事業費として57万3,000円が載っているんですけど、この私立幼稚園3歳児というのは、この事業報告書の中にある私立幼稚園76名の中には含まれていないということなのではないでしょうか。

それが1点と、あと決算書の207ページの中ほどよりちょっと下の06の放課後子ども教室推進事業費で事業協力者謝礼13万140円。この事業協力者謝礼というの、これは事業協力者はどのような人たちなのかというのと、これの明細をお願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 増尾教育次長。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 私のほうからちょっとご説明いたします。203ページの私立幼稚園3歳児助成事業費57万3,000円でございます。これにつきましては、美浦幼稚園のほうで3歳児保育を取り入れた時点から、翌年からですか行ったもので、その当時、申し込みが多くて抽選になったという形になってございます。3歳児保育が入った年、抽選になった。それで、抽選に漏れた人が当然ありますので、その方についても私立幼稚園に3歳児で預けている保護者の方がおりますので、それに対する助成ということになってございます。この06番の私立幼稚園の3歳児というのは、それで、事業報告書のほうの中ごろにあります就園奨励費とはまた別のものがございます。

それで、この就園奨励費につきましては、私立幼稚園の保育料というのが結構高額になりますので、それを補うために国のほうで3分の1の補助というような形で出していますので、主に私立幼稚園の3園に通園する76名の保護者が対象だというようなことで交付しております。ですから、この3歳児の助成事業費とこちらの事業報告書の私立幼稚園3園というのは別の支払い項目になっております。以上でございます。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） 済みません、もう一つのほうの前に、ちょっと何か質問を忘れちゃいそうなので済みません。

そうしますと、じゃ、05番の幼稚園就園奨励費、この中にも3歳児も含まれているわけですよ、私立に行っている。そうすると3歳児の子は両方、私立に行っている3歳児の子はこの05のほうにも該当していて、06のほうにも該当しているということなのではないでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 増尾教育次長。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 今のご質問ですが、ダブっている方もおります。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） 放課後子ども教室推進事業費の事業協力者謝礼ということでご質問がありました件について、回答いたします。

この事業協力者謝礼というのは、この放課後子ども教室推進事業を運営する上で、コーディネーター、安全管理員、学習アドバイザーになられた方に対する謝礼でございます。

委員長（椎名利夫君） どうぞ。

生涯学習課長（堀越文恵君） 細かい明細については、運営委員会というのがございまして、その中にちょっと内容が入っているんですが、コーディネーターについては720円が出た時間、安全員については、360円の日数に3時間ということ。学習アドバイザーについては、540円の3時間の日数ということを出しているんですが、人数についてはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、人数については後ほどご報告したいと思います。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） ありがとうございます。このコーディネーターとか学習アドバイザー、安全何でしたっけ、ちょっと聞き取れなかったんですけど、この人たちは一般の人たちで、さっきのあれみたいにちょっと講習を受ければすぐ資格がもらえるというような人たちなのか、それともきちっとした資格を持っている人なのか、お願いします。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） この事業そのものが地域住民との交流ということなので、そういう資格ということではなく、そういう活動に村と一緒にやっていきたいという方々が、集まっていたいてやっているものでございますので、そういう資格等というのはございません。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） そうしますと、これは一般住民でそういったことに協力をしてくださるという方をお願いをしている。これはどういうところで募集をかけているのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） この事業は、もともと平成16年度の国のそういった補助、子どもたちの放課後の居場所づくりの拠点活動を整備していこうという補助事業でございまして、それが名称をかえて引き続いてやっている事業でございまして、そのときに呼びかけをした団体、老人クラブだったりボランティアだったり、子ども会、育成会だったり、一般の方だったり子育てサポーターだったり、そういう各種団体に声をかけまして、ご協力していただける方を募って発足しておりまして、それをずっと継続しているということでございます。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） それは、じゃ、正式な募集ということではなくて、口コミみたいな、「あなたもやらない」とかそういうような感じなのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） 改めて募集という形ではなく、こういう事業を広報等で周知して、その中で募集という形じゃないかもしれません。周知をして、「やりたい方はお願いします」という形での周知作業は、コーディネーターさんがそういう発信もしてますし、あとは学校等に、こういう広報等この事業の内容の広報等を発行はして、周知はしております、その中でやりたいという方は、こちらに声をかけてきていただけるようにはなっております。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） そうしますと、「広報みほ」とかそういったところには掲載はされていないくて、学校のおたよりみたいな、そういったところに載せているということなのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） はい、そうです。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） それは、じゃ、広く村民みんなに周知するような形で今後「広報みほ」に載せるというようなお考えはないのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） そういった形でも、広く住民の方にご協力していただける方を募っていければと思いますので検討をさせて、やっていきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 浅野保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） 先ほど95ページの要援護事業費の中の回向手数料の件につきましてご質問いただきました。これにつきましては、身寄りのない方の葬祭費、葬儀費用でございます。2名いらっしゃいまして、火葬にいたしまして、村の納骨施設にお骨を入れてございます。

県の補助もでございます。ただ、県の補助は25年度ではなくて、26年度にこの費用の一部の補助が歳入見込み予定となっております。以上でございます。

委員長（椎名利夫君） それでは、質疑の途中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。11時10分再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時11分開議

委員長（椎名利夫君） それでは、再開いたします。

質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

委員(塚本光司君) ページ39ページの学校給食収入のほうです。款20の項5の目の2、学校給食収入の過年度分の入金になった分なんです、上から順番に、木原小学校、大谷小学校、安中小学校がなしで、美浦中学校と、過年度分が3件ありまして、これは全部未納の生徒の分が全て入ったのかどうかちょっとわからないですけども、25年度が31万8,497円、例えば24年度を例にしますと、60万4,018円の過年度分の集金ということでなっていて、そのときの1年前の説明だと、木原小で7人、大谷小で13人、美浦中で7人。それで中学校7人分で、いまだ3人未納というふうにあったんですけども、これがこの25年度分だと、31万8,497円の過年度分の入金ですよという形になったようです。

実際に今これは何人分入って、いまだに未納の人が何人いるとか、その辺をお聞かせいただきたいのが1件と、あとページ43ページの備考146番のところにある、過年度子ども手当返還金の3万4,000円という分です。24年度のをちょっと確認したら7万何ぼだったかな。おかあさんが土浦市にいて、おじいさんが美浦村にいてなんて何かややこしいような、そんな説明を受けました。今回この3万4,000円というのはどんな具合になっているのか、とりあえずこの2件をお聞かせください。

委員長(椎名利夫君) 増尾教育次長。

教育次長兼学校教育課長(増尾正己君) それでは、私のほうからは学校給食の給食費の過年度分のところでお話したいと思います。学校給食につきましては、大分未納者が多いというようなことで、昨年もそうなんです、いろいろ取り組みをやってございます。その中の一つの取り組みとしまして、児童手当からお支払いしていただくというようなことをやっています。児童手当といいますのは、年に3回の支給になっておりますので、これは福祉介護課のほうで児童手当の支払いというようなところの窓口になっておりますので、そこと連携をとりながらやってございます。

まずは、未納になっている保護者のほうに現金支給というようなことで手続をしております。それで当日、役場のほうに来ますので、それで支給しまして、学校教育課が面接いたしまして、これだけの給食費の未納がございまして、というような形でその児童手当から払ってもらっているというような形になっています。

それで、まずは、過年度よりも現年度の徴収を第一にちょっと考えまして、25年度の児童手当については、まず、もう25年度は未納がないようにしてくれよというようなことで保護者と相談をさせていただきます。

それで、25年度の状況だけまず先にちょっと申し上げたいんですが、木原小学校は25年度の未納はございません。ゼロです。安中小はもともとありませんでしたので、ゼロでございます。大谷小学校が3万7,800円です。美浦中学校の25年度が9万9,000円というような形で児童手当からいただきまして、現年度分をなるべくというか、現年度分だけは払っ

ていただきたいというようなことでやっけていまして、それで、余裕がある、と言ったら語弊なんです、古いものを、23・24年度分とかそれ以前のものについてもお支払いしてくれというようなことではお話をしているんですが、なかなかそこまで至らないというようなところがございます。こういう形のもので25年度については、大谷小学校と美浦中が未納者、あくまでも25年度の未納者なんです、そういう方になってございます。

それで、あと委員質問の中に人数の話だったんですが、私ちょっと持ってきた資料が金額だけの資料でしたので、人数は下に行けばすぐわかりますので、調べてまたご報告いたしますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 先ほどの山本委員の児童虐待に関する資料につきましては、大変恐縮なんですけれども、担当が現在出ておりまして、午後から回答させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、塚本委員の質問ですけれども、こちらは、昨年も説明させてもらったかと思うんですけれども、過年度分の子ども手当返還金にかかわるものでございまして、継続して対応している案件でございます。こちらは2市村でそれぞれ子ども手当を支給してしまったためのものでございます。この返還金につきましては、決算では6万5,000円となっておりますけれども、現在は5万7,000円まで減少しているところでございます。受給者に大変経済的な問題がございまして少額の返還金となっている状況ですけれども、引き続き対応してまいりたいと考えているところでございます。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） それでは、今、塚本委員が学校給食の件で質問されましたので、その関連で聞かさせていただくんですけれども、先ほど、あの資料を取りに行っていますよね

委員長（椎名利夫君） 次長はいなかった。

委員（林 昌子君） わかりました。そうしましたら、ちょっと内容をかえます。

決算書の42ページ、諸収入なんですけれども、備考の167茨城県町村会事業推進交付金ということがありました。昨年ですと、166に市町村防災対策事業交付金というのが300万円計上されていまして、25年度はなかったということかと思うんですけれども、同じ300万という金額ですので、これは何の事業に交付されるのか、また、この交付金は県か国なのかということをお尋ねをいたします。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、県の町村会のほうにも美浦村、当然入っております。各町村の該当するところに対しての補助金というか交付金、いろいろな事業をするので、充てるための交付金ということで、一律で各団体のところにいただいているものでございます。

毎年特に要望等なんかも各市町村から、県や国それから町村会を通してそういう要望等も上げているところでございますけれども、なかなか現実、要望に沿ったものがなかなかできておりませんけれども、そういう点も含めて、各市町村でそういう事業等に使うていくとかそういうことでの交付金で、推進していくための交付金として各市町村でこちらにいただいているものでございます。以上です。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） ということだと、じゃ、使用目的は各自治体で決めてよいということですね。また、その事業を行ったこの300万円に関して、何に使ったかというのをまた県に報告するという内容の交付金でしょうかね。

そうしましたら、昨年まではなかったんですが、今までは防災対策費とかあったから、防災という目的で昨年は支給されていましたが、今回同じ300万円ということですので、目的を定めず広く交付していただく内容になったということに理解してよろしいでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですが、ご指摘のとおりだと思います。特に美浦村は災害の対象になった地域ですので、その辺も含めてご指摘のとおり、防災とかそういう方面での分も含んでの内容になっております。以上です。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） 済みません、理解をいたしました。ありがとうございます。

続きまして、その下の168の町イチ！村イチ！参加助成金ということで20万円が交付されておりますけれども、これは東京でのイベントのことかと思いますが、これも県からということで。その参加した実績といいますか、そういうものをちょっと教えていただけたらと思います。

委員長（椎名利夫君） 中澤経済課長。

経済課長（中澤真一君） ただいまのご質問に、「町イチ！村イチ！2014」というイベントが全国町村会の主催で、1月の10日、11日に東京国際フォーラムにおきまして、各町村のPR活動ということで物産の販売等を行っております。美浦村におきましては初参加でございましたので、また、現場で全国町村会で打ち合わせ等により、ブースが一坪もないぐらいのブースだったものですから、各方面の団体には連絡せず、経済課のみでそのとき取れる農産物を買上げ、現場参加しております。

経済課職員3名の持っていった農産物としましては、主なものは、レンコン・イチゴ・パプリカ、一応周りの市町村も同じだったんですが、米も若干買上げて展示のような感じになってしまいましたが、2日間行っております。その参加費としまして、茨城県町村会より助成の20万が来たところでございます。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方。はい、岡沢議員。

委員（岡沢 清君） 決算書の24、25ページです。国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金として、社会資本整備総合交付金、（道路）（防災・安全）（住宅）に分かれてそれぞれ示されていますが、この対象事業なんですけれども、24年度の当初予算なり補正予算書を見れば、財源の内訳があって、国・県支出金というのは大体これだろうとわかるんですけれども、その作業というかちょっと難しかったものですから、その予算の提案の段階では、財源の内訳として説明を既にされているとは思いますが、この（道路）（防災・安全）（住宅）の部分で対象事業の認識を確かなものにするためにも、改めて対象事業について教えていただきたいんですが。

それと、事業報告書を見ますと、社会資本整備総合交付金は24年度に比べて3,400万円ほどふえているということなんです、これは多分（防災・安全）という部分だと思うんですけれども、そういったところも含めて対象事業について教えてください。

委員長（椎名利夫君） 池延都市建設課長。

都市建設課長（池延政夫君） これは24年度の繰越明許で行った事業であります。

25ページの社会資本整備総合交付金（道路）の1,000万円、（防災・安全）につきましては、村道1508号線、興津の元の都寿司から笹山の十字路まで800メートル、道路拡幅と歩道の整備を国の補助で行っております。

あと、村道101号線、これは土屋の池ノ台マンション曲がり角のところ、横断歩道がないということで、通学路の安全点検のときに危ないということで、横断歩道をつけてほしいということで警察のほうにはお願いをして、2本の横断歩道はだめということで、田んぼ側に横断歩道をつけまして、1カ所で横断歩道を渡るような形で事業は行っております。

あと、橋梁長寿命化ということで、美浦の地内の橋梁、59橋あるんですけれども、15メートル以上の橋8橋と、そのほか重要路線にかかっております7橋、15橋を長寿命化対策ということで、その診断をしております。それで来年から事業化になっております。

以上です。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方。

池延都市建設課長。

都市建設課長（池延政夫君） この社会資本整備総合交付金の住宅につきましては、都市建設課のほうの担当の木造住宅耐震診断派遣ということで、50%の補助を受けております。

そのほか、母子・父子家庭家賃助成、住宅リフォーム助成、重度障害者住宅リフォーム補助、高齢者住宅改修補助、定住促進奨励、電気式生ごみ処理器設置、農林漁業者トレーニングセンター耐震補強設計ということで、こういう内容になっております。以上です。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 今までの説明は、（防災・安全）も含めての説明だったと理解してよろしいでしょうか。

都市建設課長（池延政夫君） 住宅のやつは、（防災・安全）じゃないです。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 池延課長から、いろいろ道路、橋梁、あるいは住宅リフォームとか木造住宅耐震とかいろいろやった、これはここに示されている（道路）（防災・安全）（住宅）全てについての回答でよかったのでしょうか。

都市建設課長（池延政夫君） はい、そうです。（住宅）については、都市建設課のほうで窓口になっておりまして、うちのほうでまとめています。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

委員（山崎幸子君） 決算書の41ページのちょっと初歩的な質問で申しわけないんですが、ちょっと私が理解できていない部分があるものですから。

この40、41ページの雑入のところでの収入未済額ですか、これは6万5,000円。この雑入というのは、何かこの備考欄にもあるように電話代だとか地図を販売したお金だとか、そういう何かが起きて入ってくるお金ですよ。このそういったものに対して、このまだ収入未済額というのは、まだ入ってくる予定だったんだけど、まだ入ってこない金額ということですよ。ちょっと私がもし間違えてあれているのかもしれないんですけども、これの雑入に対しての収入未済額というのは、どういうものなのかちょっと教えていただきたいんですけど。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 収入未済の6万5,000円に関してですけども、43ページの146番、過年度子ども手当返還金の部分でございまして、先ほど来、塚本委員のほうから質問あったこととございます。

繰り返して言うようですけども、2市村で子ども手当をそれぞれに支払ったものがございます、その分を返してもらっているというところとございます。ただ、受給者に経済的な問題があるということで、少額の返済金となっているところとございます。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） そうしますと、じゃ、本来この過年度子ども手当返還金というのは、この「3万4,000円＋6万5,000円」のその両方の金額が該当して返還されるべきものだったということなのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 昨年は9万9,000円ほどございまして、3万4,000円ほど納まったので、その残り分が収入未済の6万5,000円という、今、委員が言われたとおりとございます。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） じゃ、この雑入の収入未済額に関しては了解しました。

次に、事業報告書の56ページの一番上のほうのいきいき子育て支援金で、これは三子以上の子どもを養育する家庭に対して、対象児童1歳から3歳の誕生日を迎えると支援金を支給する事業。これは、そうすると1歳から3歳までの間に1回のみなのか、それとも1歳、2歳、3歳と3回支給されるのか。

それと、これは申告制になっていますので、これは対象の子どもがいる家庭には、役場のほうから通知をしているのでしょうか、その辺教えてください。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） ただいまの質問ですけれども、こちらにつきましては、社会福祉協議会で行っている事業でございますので、私どもではここに記載されているところしかわかりかねますので、詳しいことは調べてまいります。時間をいただきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 増尾教育次長。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 先ほどの塚本委員の学校給食の未納の件でございます。それで、人数というようなことがございましたので、今、確認をしております。

まず、大谷小学校でございます。これは24年度までの過年度分の未納の人数でございます。24世帯、26人です。兄弟姉妹がおりますので、世帯と人数ではちょっと若干、2人ぐらい違いになっています。大谷小学校15世帯22人。美浦中学校33世帯43人になっています。

もう一度読み上げます。木原小学校24世帯26人、大谷小学校15世帯22人。美浦中学校33世帯43人、以上の人数と世帯数になってございます。よろしく申し上げます。

委員長（椎名利夫君） 塚本委員。

委員（塚本光司君） ありがとうございます。やはり兄弟がいるので、例えば、どこ学校、おにいちゃんおねえちゃん、中学校という感じで、そういう世帯というのはやっぱりどっちも、そういうことですね。はい、わかりました。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方、どうぞ。

林委員。

委員（林 昌子君） それでは、今の塚本委員の続きになるわけですがけれども、収入未済額596万8,023円の内訳一覧がありましたら、ご提示いただきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 増尾教育次長。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） これは例月の出納監査ですか、そのときに提示している資料がございますので、その印刷というようなことでよろしいですか。

はい、じゃ、コピーで差し上げますのでよろしく申し上げます。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） 事業報告書の30ページ、一番上のチャイルドシート購入費補助金交付、申請件数が54件で、補助金交付額が25万8,800円、これの購入費の補助金というのは、

これは一律なものなのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助金の額でございますが、チャイルドシートの購入額の半額ということで、限度額は1人1台につき5,000円でございます。1万円以下になりますと5,000円を割るというようなことになります。以上でございます。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方、どうぞ。

林委員。

委員（林 昌子君） 今、生活環境課長が述べられましたのにちょっと関連で。

事業報告書の89ページ、環境美化活動関係なんですけれども、一応、空き家改修事業の中で処理をしている文言の次で、その他企業等のボランティア活動も行われており、村は活動で使用するごみ袋の無償配布を行うことで大きな成果を上げることができました、とありました。ありがたい活動でございますので、どういう企業が参加されたのか、また、このボランティア活動の参加数とか実績等を教えていただけたらと思います。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） ただいまのご質問でございますが、参加団体、あと活動内容等々、ただいまちょっと団体等の詳細がございませんので、後ほど午後からでもお答えしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） そうしましたら、実際ごみ袋の件なんですけれども、村内のボランティア活動、いろいろな方に村として保管をしています旧ごみ袋を使用されているかと思えますけれども、今現在ストックされているごみ袋はどれぐらいでしょうか。

前に一度、結構ストックしているので安く売れたら、みたいなお話がちょっと出たことがあったものですから、その後の進捗状況を教えていただけたらと思います。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） こちらに関しましても、ストックの残量はまことに申しわけございませんが、現在のところ把握してございません。ことしからボランティアでごみ箱等々を清掃されてる方につきましては、無償配布と。また、高齢者の障がい者に関しても無料で配布するというようなことでやっておりますので、今のところちょっとどのくらい出ているかというのは把握できないというような状況でございます。申しわけございませんが、こちらはご容赦願えればと思います。よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 決算書の36ページ、37ページに係るんですけれども、諸収入、延滞金で備考、70延滞金（資産税過年度分）とあるのは、主に個人に係る固定資産税と考えてよろしいのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 高橋収納課長。

収納課長（高橋利夫君） 岡沢委員のご質問にお答えをいたします。

資産税の過年度分に係る延滞金については個人なのか、あるいは法人なのかというご質問だったと思うわけなんです、こちらにつきましては、その詳細の内容がちょっと今把握をしておりませんので、お調べをいたしましてお答えをさせていただきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 私は詳細をお聞きしたのではなくて、主に個人に係る資産税の過年度分なのかということで、別に額までは教えていただかなくても、大体の構成を今わかればなんです。とはいっても、もしきちんと説明したいということであれば、後ほどまた説明していただきます。

委員長（椎名利夫君） 高橋収納課長。

収納課長（高橋利夫君） 大まかなことになってしまって申しわけないわけなんです、この延滞金なんです、全部、どちらがどちらとも、全部とも言えませんが、延滞金につきましては、滞納となった場合、本税、督促手数料、そちらを優先させて徴収のほうをしております。実際そうしますと個人の方の場合、滞納がかなり法人と比べて残っておりますので、大部分は個人の方が本税、督促手数料を納めた後で、延滞金だけが残っている状態になった、その場合にお支払いをいただいているものというように思っております。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方はどうぞ。

増尾教育次長。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、先ほどの滞納金の一覧の表をコピーしましたので、ちょっと皆さんにお配りしまして、表の見方だけちょっとご説明します。

〔資料配付〕

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） お配りしました調書なんです、これについては、26年の4月30日の日付でつくってございます。表で見ますと、年度でいきますと平成15年から平成25年までありますが、これは24年までが過年度ということになりますので、それぞれの年度の金額と人数になってございます。それで、25年度については、26年の4月では確定になっておりませんので、これはそれぞれの額ごとにゼロというようなことになってございます。

ですから、過年度の金額と人数、人数については表の一番下に書いてあるとおりでございます、わかるかと思えます。それで、表の計の一番下のところには、世帯数と人数が載ってございますので、これでわかるかなというような形だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） 資料の提出、どうもありがとうございます。この件に関しては、またちょっと午後に質問をさせていただきたいと思います。今、時間があと5分ですので、

簡単な質問をちょっとさせていただきますが、決算書の53ページ、総務費の総務管理費、05負担金の中で、05の茨城県原子力協議会4,000円が計上されておりますけれども、この協議会にはどなたが参加をされているのか、また、今現在審議されている内容とか、また、県内全域だと思いますので、その負担割合とか、そういう使い道、そういうものをちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、この茨城県原子力協議会というのは、ご存じのとおり東海原発がもとになっております。茨城県としては、それに賛同してくれるところです。恐らく、今ちょっと詳しいところもちょっと申しわけないんですけれども、賛同してくれているところが参加していただいているところで、原子力の、この当時、廃炉とかいう問題ではなくて、当時は原子力について有効に活用していくような状況の、昔はそうだったんですけれども、中身が最近にわたっては、原発に対する取り扱いとかそういうところまで含めてのそういう審議というか、話し合いをさせていただく場として協議会を設定して、そこに参加している団体があるわけです。団体数についてはちょっと今資料を持っておりませんので、後ほどでよろしいでしょうか。大変申しわけございません。そういうところで、負担金として支払いをしております。以上です。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） 他市町村に関しては後ほどということですが、本村においてはどなたが参加されているのかお尋ねいたします。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですが、この原子力協議会には、首長さんが行っておりますので、美浦村では中島村長がこちらに出席しております。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） ちょっと予算とは離れてしまいましたが、村長といたしましては原子力に対してどのようなご意見と、また、協議会の中でどのような方向性に今進んでいるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 中島村長。

村長（中島 栄君） この下のほうに、脱原発をめざす首長会議というものもあります。今、元首長も入れて今100名を超えたところなんですけれども、全国でですね。茨城県はこれを要するに今、東海村の前の村上前村長が、要するにこの協議会の監事のほうをやっていただいているということもあって、身近に、要するにあそこはちょっと原子炉の事故としてはあんまりなかったんですが、前にもちょっと放射能の事故がありまして、村上前村長いわく、自分の村ではそういうふうな、日本で最初に原子炉の灯をともした自治体としていたんですけれども、この前の3.11の事故以来、やっぱり住民に対して安全・安心なという部分から考えると、原子炉に頼らないものを築き上げていくものが必要であろうとい

うことで、まずは科学の力に頼らないという部分で呼びかけもありましたし、今、全国では茨城県が一番人数が多くなってきたかな。14市町村ぐらいが今、参加を、前とか元の方もおいでになりますけれども、全国では47都道府県中、茨城県が一番、そういう中に参加をしているというところがあります。

ただ、その前の原子力協議会というのは、原子力関連で「安全ですよ」という、いろいろな施設を見学をしたりして、原子炉の推進を図っていたところなんですけれども、使い方、要するに原子力の研究施設が東海村にはあるんですが、そういうものはいろいろな医療とか新たな産業の創出にも寄与をしているということもあります。

そういう意味では、原子力としての科学的な部分の利用によっては、いい利用方法もあるんですけれども、一旦事故が起きてしまうと、臨界事故なんかが起きてしまうと、委員もご存じのように、東海村30キロ圏というと、96～97万の人がいるということもありますので、その辺は有効利用として研究する部分にはいいのかもしれませんが、原子力発電をして事故が起きたときのことを考えれば、もっと安全なところで研究はしていただいて、自然の災害があってもそういうことに、臨界事故が起きたり放射能をまき散らすようなことがないような部分でやっていただくことに、私のほうは方向転換をしていただければなというふうに考えて、脱原発のほうも賛成をして入らせていただいております。

原子力協議会のほうは、有効利用と、それから新たな産業と医療関係の部分でも研究ができるということであれば、それはすばらしい施設だなというふうには考えております。

委員長（椎名利夫君） それでは、質疑の途中ではございますが、昼食のため、1時まで休憩といたします。

午後零時00分休憩

午後1時00分開議

委員長（椎名利夫君） それでは、再開いたします。

松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） 引き続きご説明のほうをさせていただきます。

先ほどの林委員さんからのご質問の中で、原子力協議会についてご質問ございました。資料なんですけれども、皆様のお手元のところに配付させていただきました。先ほど私、「会員は」とご質問の中であつたんですが、茨城県のまず役員と会員のところで、「正会員」と、それから「賛助会員」というのがございまして。

〔「資料はないの」と呼ぶ者あり〕

総務課長（松葉博昭君） どうも失礼しました。じゃ、ちょっと概要だけちょっと。申しわけございません。資料がなくても言葉でちょっと。後ほどお配りしますけれども。

茨城県内の市町村長さんは、賛助会員ということで中に入っておられます。この中で役員構成としましては、会長に筑波大学の教授とか、近隣での市町村長については、大洗町

とか東海村はもちろんですけれども、そういう方々の市町村長については、理事ということでこの会の中に参加しております。

多くは、いろいろな例えば県の生活環境部長とか教育庁の教育次長さんとかそういう方々、または一般企業とか、企業では放射能・医学総合研究所とか、それから一般の団体のところでは、食生活改善推進員とか原子力を勉強する女性の集いとか、そういう会長さんとかしかるべき方がこの中の会員になっているようです。

去年は、直接その事業後、もちろんほかの市町村長におかれましては、事業そのものに参加しているわけではないんですけれども、いろいろな案内が来まして、例えば、去年の事業報告的なものというのはないのですが、いろいろな案内とか講演会とかをやっていますよ、みたいなどころがありまして、特に常設展なんかでは、この原子力の基礎知識を展示したり、例えば最近では「J - P A R Cの概要について」とか、それから、いろいろな子どもたち向けのいろいろな勉強会とかそういうのを開いて、原子力のいろいろな安全・安心を含めたところでのいろいろな原子力の使い方。どうやったら正しく使って、有効に使えるかというところでのいろいろな勉強会をしているような団体です。

今後先ほどもお話ししたとおり脱原発の方向になっておりますので、その辺についても、今後再稼働する意思もあるのでしょうかから、そこら辺も含めてさらに理解をしていくということで、いろいろな講演会をやったり、いろいろな地区で各地区、県南・県北、そういうところで全部展示コーナーを設置したり、特産品を開設したり、いろいろな形をとりながら理解をいただいているようなそういう組織になっております。以上です。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） 先ほどの午前中の林委員からのご質問、申しわけございませんでした。ボランティア活動によるごみ袋の配布ということでご質問がございましたが、25年度、団体としては5団体で、日本テキサス・インスツルメンツ社、それから花王の霞ヶ浦研修所、それから美浦村のライオンズクラブが2回、NPO法人水辺基盤協会、こちらが3回ということで、合計8回ほどやっていただいております。

ごみ袋の給付枚数につきましては、可燃の大、こちらは10枚一袋になっていますが、こちらが118袋で、小が82袋、金属類が47袋、ガラス類が47袋ということで支給をやってございます。ちなみに、参加人数につきましては、延べで893人でございます。

日数につきましては、8件で8日ということになっております。

それから、ごみ袋のストック残量ということで、先ほどちょっと失礼したところでございますが、去年の6月に皆様にご承認をいただきまして、補正ですね、80万円ほど補正をいただきまして、190袋、可燃の大ですね。こちら袋でなくて190箱ですね。こちらを購入しております。現在、先ほども申しましたが、本年度から始まった支給と。また、村内にある不法投棄等に使ったりと。あと庁内で使ったりと。それから村内一斉のごみの回収、ごみゼロの日に使っておりますその回収等につきましては、1世帯1人1袋ということで

やっているんですが、9枚とか8枚になりますと、ばらばらになってしまいますので、大体10枚単位で地区に対して支給をしております。その関係上、計算上は現在150箱ぐらいの残量がある、前後になるかと思えます。

この管理に関しましては、今後厳正に管理をしていきたいとこのように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長（椎名利夫君） 浅野保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） それでは、山崎委員からご質問のありました件について、お答え申し上げます。事業報告書の56ページ、児童・青少年育成、子育て支援の中で、いきいき子育て支援金の部分でございます。先ほども申し上げましたとおり、こちらは美浦村社会福祉協議会の事業でございます。お手元にお配りをいたしました、美浦村いきいき子育て支援金の案内書と、美浦村いきいき子育て支援金支給要項等がございます。支給要項等は社会福祉協議会で定めております。

先ほどもお話ししました美浦村いきいき子育て支援金の案内の書類でございますが、こちらは保健センターと社会福祉協議会の窓口においてあるようでございます。第三子以降の子どもさんが対象で、1歳児になったとき、2歳児になったとき、3歳児になったとき、おのおの申請をしていただいて支給をするということで、運営しているようでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） 先ほど山崎委員さんからご質問のありました放課後子ども教室推進事業費、事業協力者謝礼の13万140円の内訳でございます。先ほど名称のみとなっていましたので、内訳についてご回答いたします。

コーディネーターでございますけれども、これは1名ということで、33日間、7万9,920円でございます。

次に、安全管理員でございますが、こちらは15日間、延べ30人ということで、これは、各子ども会育成連合会の方が当たっていただいております。1万6,200円。

学習アドバイザーにつきましては、3万4,020円。延べ42人のアドバイザーの方をお願いして、こちらは団体等については団体に支給をしているということでございます。

それと、そのサポーター等の募集についてでございますが、先ほど学校だけということで私、お答えしたと思えますけれども、年に2回、「遊び場通信」というのを発行しております。それは学校のみだけではなく、広報と一緒に回覧という形で周知をし、募集を行っているということでございます。よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 午前中の山本委員のご質問にお答えをいたします。

お手元にカタログのコピーを配らせていただきました。これで、体重計だけと言ってしまいましたけれども、そのほかに、管理用のパソコンも購入してございました。合計で30

万3,450円、そのほかに消耗品を含めた金額が、事業報告書の備品ということで、45万3,040円という記載になっております。

公用車につきましては、公用車代ほか役務費ということでの合計で、公用車購入ということで96万2,584円の記載となっております。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） 先ほど浅野部長のほうから資料をいただきまして、いきいき子育て支援金に関してなんですけど、これは、1歳、2歳、3歳と、3回それぞれで申請をして支給をしてもらえるということで、それで、もう一つ質問したところの、申告制になっているけれども、これは第三子の対象のお子さんがある家庭には、通知をしているのかという質問の答えをまだいただいているものから。

委員長（椎名利夫君） 浅野保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） この件につきましては申告制ということで、これは社会福祉協議会が行っておりますので、個人情報取り扱いと関係してくるのかなと思います。ですから、申告をするという形で、こちらから通知はしないということになってございます。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） そうしますと、こういう制度があるということを知らない家庭は、これをもらえずじまいということになるのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 浅野保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） 今、山崎委員から質問のあったとおり、そのような形になるのかなと思います。ただ、今後、社会福祉協議会におきましては、周知の方法を考えていただいて、広く村民の方に周知をするような形で、こちらから社会福祉協議会のほうに申し入れをしたいと考えております。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） これはやはり、税金等は取るときはしっかり取るけど、もらえるものは、本人が申告しなきゃもらえないというようなことにならないように、ホームページなり広報なりに掲載するようにお願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 先ほど山本委員の質問にお答えしたわけですがけれども、一つ言い忘れてしまいました。大変済みません。

「本年度（26年度）の虐待の相談件数は」というようなことを聞かれておまして、それについて回答させていただきます。

相談件数は7件でございます。そのうち2件は解決をしております。残りの5件につきましては、児童相談所や学校、それから役場を含めて相談に当たっているところでございます。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方はどうぞ。

林委員。

委員（林 昌子君） 資料の説明、どうもありがとうございました。ちょっと山崎委員の質問のいきいき子育て支援なんですけれども、申しわけございません、関連で。

周知の方法なんですけど、いろいろ妊婦健診だとか乳幼児健診とか、保健センターで必ずその該当の方が行く場所がございます。そういうところに、そのときに配布資料としてお渡し、こういうものが支援金がありますよというようなご案内の資料等があれば喜ばれるのかなというふうに思いますので、なるべく保健センターと社協だけではちょっと、なかなか社協にはまだ用事がない方が多いと思いますので、子育て支援センターとかやっぱり該当の方が集まる場所のところに、こういう周知・啓発的な資料を置いておいていただけるとありがたいかなと思いますので、これは要望です。よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 浅野保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） ただいまの林委員のご質問でございますけれども、今後、そのような形で広く、子育て支援センターと、やはり健診等でお子さんが集まる場所に置いて、配布をしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） ぜひよろしく願いいたします。意外とこういうもの保護者は敏感ですので、誰かがいただけていると結構口コミで広がっていきますので。

〔「窓口においてあるんですよ」と呼ぶ者あり〕

委員（林 昌子君） ありがとうございます。意外とこういういただけるものには、結構敏感です、保護者の方は。ですので、誰か1人が支給されていますと、結構口コミで広がる部分もございますので、また、そういう保護者同士の連携のほうでもご協力いただけたらいいのかなと思います。

それと、原子力のほうも了解をいたしました。

私関連では、学校給食費のほうなんですけれども、資料をいただきまして、過年度分、24年度以前のものは過年度分ということになりますけれども、もう10年前ですと、子どもも成人をしているような年齢になろうかと思えます。

あと、昨年も伺ったときに、もう引っ越してしまっていて追跡調査しても見つからないとか、回収不可能とかそういう方も出てきていらっしゃる現状ではないかなと思います。ですので、ある程度回収できる村内にいらっしゃる方は、何とかこの平成25年以前の滞納分の徴収のほう、どうかご尽力いただけたらなと思います。

あと、先ほどほかの委員とも話をしていたんですけれども、もし成人をしていけば、本人の責任のもとに、本人が負担することも可能になってくるのかなというふうにも思いますので、そういうところも、今からやっぱりお子様方にもそういう、食べたものを払うというか、当たり前なことなんですよ。やっぱりその倫理観を教育する意味でも、お子様

方にもそういう教育は必要になってくるのかなと思いますので、そういう徴収の働きかけというのは考えられないかどうか、ちょっとお尋ねをいたします。

委員長（椎名利夫君） 増尾教育次長。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 学校給食の未納につきましては大分、私らもそうなんです、学校のほうでも大分苦戦しているというのが実情でございます。

これは毎回、この決算のときにもそうであるし、あるいは村の監査委員さんのほうからも相談を受けるとかいろいろしておりまして、この過年度分の取り扱いにつきましても、村の監査委員さんのほうからもちょっと相談とかを受けてまして、私のほうではまだ結論は出していないんですが、ちょっと調べていたりしております。

それと、考え方なんです、やはり過年度分といいましても、小学校6年、中学校3年ありますので、在籍、小学校1年のときから未納であれば、9年間はずっと未納というようなことですので、そういう在籍されている子どもさんについては、不納欠損的なものというのは働かないのかなというふうに考えてございます。

やはり在籍していて、何年前のやつは不納欠損だよということだと何か不自然なことでちょっと考えられますので、やはり在学しています小学校6年、中学校3年については、過去のものであっても、小学校1年のころのものであっても、やはり納めていただかなくてはならないかなという形で、保護者のほうにはお話をしているところでございます。

また、中学校のように卒業された子どもさん、平成15年ですともう10年も前の子どもさんになってしまいますが、やはりこの点については、やはり子どもさんよりも保護者の責任というようなところが、やはり保護責任というのが働くのかなというようなことを考えますので、卒業した子どもさんのほうには、ちょっとお話は持っていけないのかなというふうに私は考えてございます。

それと、この給食費の不納欠損ということなんです、これは税でいいますと、不納欠損といいますと5年というようなことで、法律上考えてございます。

それで、学校給食の場合の給食費については、税金ではございませんので、民法の制約になってございます。その民法でいいますと、時効は2年間というようなことになってございます。これが税と給食費の違いがございまして、税ですとかなり強い、収納するについても、財産とかそういうところも差し押さえとかいろいろ強いところができるんですが、なかなか給食費だとそういうのができないものですから、また25年度から、先ほどもお話ししましたが、児童手当、そちらのほうから交付になったときに回していただくというようなことで、現金をいただいたらすぐもらうというようなことで、よろしく願いしたいということでやっております。

それで、過年度分についても、やはり余裕があれば納めてくれというようなことでお願いしてはいますので、過年度分についても納めていただいている保護者もおります。

それとあと、これが生活費の一部なのでちょっと納められないよという家庭も何軒かご

ざいます。私らが直接対応したのでは、「ガスがとまってしまうので、これをそれに充てたい」と。あとは、「電気がとめられちゃうから、それに充てたい」というようなことの相談を受けちゃいますと、「いや、そうはいきませんよ」と言うわけにはちょっといきませんので、やはりそういう生活のところが重要ですので、じゃ、次の機会というんですか、給食費が納められるときまでお願いします、というようなことで返答しているケースも何件かございます。

そういう形で、ちょっと答えになっているかどうかわかりませんが、やはり卒業されたお子さんについては、お子さんのほうからは、請求はちょっと難しいのではないのかなというのが私の考えでございます。よろしくお願いします。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） 教育次長のお考えは理解はするわけですがけれども、意外とその不納の方の保護者、本当に生活が困窮している方は援助があるじゃないですか、ある意味、在学中は。だから、そういう在学中、援助も受けなくて、普通の収入のある方は、給食費ぐらいは払えるような生活環境の方であると認識しているわけです。ですので、今言われたように、ガス代とかが払えないとかそういう方というのは、在学中であれば、そういう生活資金というか、ある程度学校の援助というかあるはずですよ。

だから、今、卒業した後にそうなのか、在学中にそういう事例なのか、そのガス代に困窮しているという方の幾つのかの話なのか、ちょっと教えていただけますか。

委員長（椎名利夫君） 増尾教育次長。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 今のお答えなんですけど、25年度の児童手当の交付のときのお話でございます。それと、やはりいろいろな方がおまして、私は二ケースぐらい知っているんですけど、一人の方は自営業を営んでございまして、やはり自営業ですので、そういう援助的なものは事業に差し支えがあるので、それは申請したくないというようなことでお断りされました。

それと、そのとき、その方もちょっと入院とかしていましたので、福祉の制度で生活保護というようなこともありますので、そちらのほうに相談したらいかがですかというようなことでお話ししてございます。そのとき、教育委員会の学校教育課のほうに出向いてきたケースだったものですから、福祉のほうのお話はしたんですけど、やはり自営業なので、やはり今後の仕事に差し支えるから、福祉的な援助は受けたくありませんというようなことをはっきり言われちゃいまして、そういうふうに言われちゃうと、こちらも強いことは言えないし、給食費ですので、要保護・準要保護という制度もあるんですけど、そちらのほうはどうですかというようなことでもやっても、やはり申請はしたくありませんというような、そういうケースの方が子どもさん2人～3人おりますので、そういう方の未納がちょっと残っているという形になってございます。

あとは、いろいろ学校も未納者の方といろいろお話しはしているんですけど、やはりしたく

ないという方も中にはおります。そういう方が残ってしまうというようなことが現実、そうはいないんですが、何名かはそういう方もおられるというようなことでございます。よろしくをお願いします。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） 何となく想像のできる保護者がいらっしゃいました。わかりました。その保護者の考え方ですので、なかなかご苦労されていること本当にありがとうございます。

ただ、実際に要保護・準要保護を受けたからといって、自営のほうに影響はないんだということを安心をしていただけることが一番なのかなというふうに思いますので、またご助言いただきたいということと、もし、どうしても払えないのであれば、お弁当にすると何かそういうような形とか措置をしていただいてもよろしいのかなというふうに思います。

あとは、先ほど言おうとしたのは、結局支払わないでずっと9年間という方も現実にはいらっしゃったかと思います。そういう方のお子さんは、自分の給食費が払われていないというのは自覚していますね。そういうお子様が大きくなったとき、自分が親になったとき、また、同じような繰り返しをするということをちょっと私は心配をいたします。ですので、やはりある程度、10代になりまして中学生ぐらいになりましたら、そういうところは自覚をしていただいて、きちっと、堂々と給食が食べられるような、お子さんが後ろめたい気持ちではなく、堂々と食べられるような環境のための保護者の説得のほうを、またさらにご尽力いただきたいと思います。

あと、不納欠損の件でも、給食は民法なのでというお話がありました。ただ、昨年も言っていましたけれども、重複しますが、移転をして追及先が見つからないとか、どうしても回収できないような金額が現在あるのであれば、その部分はもう切っちゃってよろしいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。どれくらいあるものでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 増尾教育次長。

教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 古いものからありますので、そこまではちょっと追跡調査はしておりませんが、今回ちょっと監査委員さんのほうからも指摘というか意見もございますので、私どものほうでも古いものの追跡調査をいたしまして、先ほど委員がおっしゃるように、もう転出されたとか、転出されているとか、住所が美浦村にはないというような状況のところも、精査しまして、それで監査委員さんとか、村長とも相談しながら、その件も協議していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） どうもありがとうございます。じゃ、ぜひそのように精査をして、常にここに数字が残っているのもまた収納課のほうも大変、また、学校関係の方も大変な思いが、精神的なものがありますので、どうか、どうしても相手先が見つからない方は、

そのような精査の仕方をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、先ほどの生活環境課のごみ袋の件ですが、ご説明いただきましてありがとうございます。多くの方のご協力をいただいて、また美浦村の環境整備にご尽力いただいている方には敬意を表するわけでございます。

旧のごみ袋の件ですけれども、多分広報にも載せていただいたかと思うんですが、高齢者の方へ無償配布とか、あと、乳幼児のオムツを利用されている保護者への無料支給とか、何か載せていただきましたよね。すばらしい事業だと思うんです。これもしっかりとまた関係のところ、子育て支援のところとか、また保健センターとか、そういうところにもこういう無償の、どうしても面積、かさばりますので、ごみ袋をたくさん利用する年代ですので、それは継続をしてお願いしたいと思います。

あとは、ごみステーションのお掃除担当の方への配布はどのように周知されているのでしょうか。区長さん等のご協力をいただいているのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） ボランティアでの清掃をしたときの配布ということですよ。

現在のごみステーションの掃除は、各使用していただいている10軒であれば10軒、15軒であれば15軒のところへやっていただいて、清掃をしていただいているというのが大体のところでございますけれども、そういう班がないところで、10軒とか15軒あってごみ箱を設置したというようなところだと、なかなか回り番で清掃ができないというようなところがありまして、そういうところに関しましては、代表の方とか、また近くの人がボランティアで清掃をやっていただいているというのが現在の現状でございます。そちらの方に関しましては、先ほどの要項にのっとりまして、ごみ袋の支給をしているというところでございます。以上です。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） 了解しました。本当にご配慮ありがとうございます。

ということで、要は申告制ですね、そういう方々へのね。ぜひまた今後とも周知していただき、多くの方にボランティアをされている方に恩恵が行くような配布の仕方、またよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

委員長（椎名利夫君） 小泉委員。

委員（小泉輝忠君） 決算書の231ページに、テニスコート人工芝改修工事ということでなされていると思うんですけど、今、光と風の丘公園の野球場では、茨城県の軟式野球の県大会が実施されているんですよ。それで、私、前々から話をさせてもらっているんですけども、バックスクリーンが光と風の丘公園の職員の方で、1枚のボードが剥がれちゃっているんで、ベニヤ板で修理してペンキを塗ってもらってはいたんですが、現在キノコが生えているような状態なんですよ。

そして、これは県大会ですから、水戸市とか高萩市とか県北のほうから全部来て、軟式野球の茨城県の秋季大会の代表を決めている大会なので、できれば、あとちょっと見たら、あと2カ所ぐらい破れかけていて、崩落しそうな状態に前のボードがなっているような状態なので、以前には改修計画で来年再来年になるかどうかかわからないんですけども、できればその辺ちょっと早めて実施させてもらわないと、今、光と風の丘公園の球場が結構県のレベルで使う大会が多いんですね。社会人であれば、高松宮賜杯とか天皇杯とかそういう茨城県の大会のレベルが結構入っているもので、できればちょっと確認をしていただいて、早急に対処してもらいたいなというような部分があるので、確認の意味でちょっと今発言させてもらったんですけども、どうでしょう。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） 今のご質問についてでございますけれども、野球場、それからテニスコート等については、老朽化が進んでおり、随時修理をしているところでございますが、今言われた部分についても確認をし、早急に修理のほうをできるように検討したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

委員長（椎名利夫君） 小泉委員。

委員（小泉輝忠君） 今、生涯学習課長のほうから説明がありました。光と風の丘公園の設備としては、今、先ほど話したように県のレベルの大会が結構入っているので、茨城県の大会ですから、会社も来ますし高校生も来るので、そういう大会のことを考えると、ちょっと板をしてあっても、単なる何枚か破けたところを補修しているんじゃないくて、バックスクリーンですから、結局、今はビデオカメラとかいろいろ持ってきて、みんな写しているんですね。だから、できればその辺のことを考えて修理してもらわないとイメージ的に、「美浦村つつうのはこういう村だ」とかとアピールしたいところたくさんあるんですけども、あれを見るとちょっとダウンする部分もあるので、できれば早く対応してもらいたいと思って発言させていただきました。以上です。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 決算書の101ページ、あと事業報告書の48ページ。私毎年、このひとりぐらし老人愛の定期便事業を質問しておりまして、なかなか改善されていない部分があるので、再度質問させていただきます。

予算のときに、2人3人という現状を5人というすごい低い目標で予算をとっておりまして、予算は6万7,000円ぐらいだと思いますけれども、とってあります。実際、決算になりましたら3人ということで、すごい、また2人3人のをずっときているんだなという思いがしまして、これは本当に70歳以上のひとり暮らしの高齢者の安否確認が第一の目的ではないのかなということなんです。

きのうも敬老会のときに、老人クラブの方が見守りもやりますということでしたけれども、このヤクルトを配る安否確認というのは、直接その方にお渡しするという事業ですの

で、直接そのお話ができる唯一の見守りの安否確認だと思うんですね。ですから、これは乳製品が好き嫌いの問題ではなくて、ぜひ事業としてきっちりとこれを推し進めていただきたいなと思います。その点どうでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 確かに委員の言われているとおり、見守りが基本的なことかと思えます。人数、PR的には、民生委員とか包括支援センターを利用してPRはしているところがございますけれども、なかなかふえないというのが現状でありまして、その中でも、ふえたと思ったら亡くなってしまったとかということで、なかなか申しわけないんですが、ふえないというのが現状でございます。ただ、見守りは当然強化していきなきゃならない部分でございます。

そのほかにも生協さんとかその代わり新聞屋さんとかと協定も結ばせていただいて、そちらもあわせて見守りのほうを強化しているところがございます。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） ヤクルトに限らないんですけれども、乳製品ということですね。美浦村は少ないと業者の方は言うておりました。民生委員の方の進め方がどうかちょっとわからないんですけれども、やはりこういう事業があるということ、しっかりあなたの安否を見守りますよとかそういう思いで勧めていただきたいと思いますと思うんですね。

大体ひとり暮らしの高齢者が300人ぐらいいると載ってましたよね、計画書に。その中でたった3人というのは、いかんせん少ないなという思いがしました。ヤクルトの場合、ヤクルトに限っていないんですが、乳製品を配る方は若いおねえさんが多いんですね。私のところにも安否確認に来ていただいています、週に1回。すごく話をしてくれるんですよ。ですから、そういうのでつい時間が過ぎてしまうぐらい。私は予備軍ですからね。今やっけていただいているんですけれども。

そういう意味でも進めるときに、お話し相手になってくれるとか、そういう見守りですよとそういう、何か取りたいなと、来てほしいなと思うような勧め方、PRの仕方も工夫ではないのかなと思います。これがずっと、2人3人と続いたら、この事業はどうなのかなという思いがします。これは本人の顔を見て一対一でできる唯一の見守りですので、新聞屋は入れるだけとかそういう感じですので、ぜひこれは、26年度はもう半分来ていますけれども、力を入れていただきたい事業と思いますので、その辺、決意なり何かこうしていくという、そういう何か一課長では言えませんかとか。よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 見守りを強化していくといった部分で、民生委員とか包括支援センターを活用しまして、再度PRさせていただきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 私、毎年この事業を見守っていきますので、よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 美浦村いきいき子育て支援に関連なんですけど、この場では答えるのは難しいのかなと思って、あえて質問させてもらうんですけども、支給要項、支給条件に、第3条 申請者及び申請者と生計を一にする世帯の構成員に係る村税等に滞納がなく、生活保護法の規定による……云々とあります。生活保護の場合は、想像するに、生活保護世帯に支給しても、収入認定されて、その分減らされてしまうからかなと思ったんですが、そういった観点なんでしょうか。

それと、村税等の滞納ということなんですけれども、なぜ、滞納しているからといって支援を行わないわけでしょうか。1歳から3歳までの乳幼児の子育ての行き届いた環境を支援するという観点であれば、例えば村税滞納している世帯では、子どものために使われないだろうという、使われないだろうということなのか、それとも、村税滞納しているから義務を果たしていないから支援しないとなるのか。あるいは、その子どものために使われる保障がないというのであれば、何らかの現物支給するとか、そういったことは考えられないのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 浅野保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） 今お手元にごさいます美浦村いきいき子育て支援金支給要項でございますが、これは美浦村社会福祉協議会の要項でございます、ここでちょっとお答えはできない部分がございますので、私が理事で村長が理事長でございますので、その辺は持ち帰りまして。

委員長（椎名利夫君） 中島村長。

村長（中島 栄君） 多分これは、私になってからこの制度、本当は役場の中の福祉介護課の中で立ち上げれば一番いいことなんですけれども、でも、社会福祉協議会の中でこれはお金という、最初はなぜ3歳のときに1万円なのか、2万円、2万円、1万円ということで。これは、オムツ代の援助をしようということで、大体オムツが取れるのが2歳半、3歳にはほぼ取れているので、2歳以降は半額にしようということで、それで1万円という。これはあくまでもオムツを買っていただくための助成ということで。

社会福祉協議会もいろいろなところからお金をいただいて運営もしております。そういう意味でも、生活保護を受ける受けない関係なしにという部分ではなく、税と公共料金を一応完納している方という部分で、そういう部分を捉えていかないと、公平性。納めている方も納めていない方も一緒だよというわけには、なかなかいかないのかなと。そういう納めている人のいろいろな寄附をいただいたり、社協に対しての助成をいただいた中からこういうものの制度をつくり上げた部分もございますので、当初は現物でいこうかなという話がありましたけれども、なかなか社協で現物を買ってそれを手渡し、というわけにも

いきませんので、満1歳を迎えたときとか2歳を迎えたとき、3歳をという。

あくまでも美浦村に住所が1年以上有する者という部分をしておかないと、前にも住所を転々としながら、そういう補助をいただきながらやっていたという経緯も、違う補助の部分でもありましたから、あくまでもそういうお金を補助でもらえる部分、それから美浦村に住所があれば緊急的にお金を借りられるという制度も前にあったんですけれども、これは、住所を持ってきて、すぐ借りて、また今度違う自治体に行ってお金を借りるというようなことがありました。これは1年以上とかそういう部分でこういう美浦村に住所を1年以上有しているという部分をはめこんでいかないと、転々と住所を持ち歩く人がふえてしまうということがあって、こういう制度になったというふうに私は記憶しております。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 確かに社会福祉協議会が実施している小口融資資金であるとか生活融資資金は、美浦村に住居を持って1年ということを基本にしているのはわかっていますので、それとは、これは支給の条件はそれは書いていないわけですから、その答弁をいただいてもちょっと理解できないんです。

それで、税の公平性は当たり前です。義務を果たしてもらうのは当たり前です。しかし、1歳から3歳の子どもに納税の義務はありません。その1歳から3歳の子どもに何の義務があるのでしょうか。1歳から3歳までの幼児・乳幼児、親の義務でもあります、扶養は。しかし、今、条例提案されている子ども・子育て支援法や、あるいは学校教育法や児童福祉法で、市町村には保育の義務があるとちゃんとうたわれています。なぜ、親が滞納しているから、同じ美浦村に住む1歳から3歳までの子どもがなぜ差がつけられてしまうのでしょうか。私は、そのあり方は理解できないんですけれども。

それと、先ほど私が確認しましたけれども、生活保護を受けている者は支給の対象にならないというのは、私が言ったように、例えば現金で支給しても収入認定とされてしまって、生活保護費から引かれてしまうから何もならないから対象にしていないということなのではないでしょうか。これは確認のためにお聞きします。

委員長（椎名利夫君） 中島村長。

村長（中島 栄君） このお金の部分については、あくまでも現物の支給の代がえということで、生活のための部分ではない、子どものオムツの部分という部分で最初はやった部分なので、これは生活費ではないです。

ですから、これはお金の収入として見るというときには、社協のほうに言っていただければ、これは生活のための部分ではないですよ。子どもの現物を支給する部分をお金で支給しているということで、あくまでもこれはお金に、今、金額は変わっていますけれども、第三子以降の部分でオムツが取れるまでの補助をしよう。こういう制度をやっているのは多分美浦村だけだと思います。よそではその部分はやっていないと思いますね。社協関係で見ても。多分美浦村だけだとかこういうふうな制度の部分でやっているのは、これ

は村の福祉介護課のほうとは全然かけ離れてはいるんですけども、社協自体も村と全然関係ないということではなく、福祉的に関連している部分はたくさんありますけれども、でも、この事業に関してはまた社協独自の事業としてこれはやっている部分でございます。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） ちょっとまだ理解できないんですけども、現物支給であろうが、現金支給であろうが、その形態がどうのこうのではなくて、滞納がある場合、子どもには納税の義務もないのに、そして1歳から3歳までの子どもの子育て、それは誰のためかといったら、最終的には子どもがすくすくと育つためのものなので、そこで差が出るのはやはりおかしいと思いますが、これ以上答弁を求めると水かけ論になりますけれども。

それと、生活保護の関係なんですけど、私も県の地域福祉課の担当、美浦村は県南県民センターの人と結構話を聞いたりしたこともあるんですけど、こういった場合でも収入認定に当たると、一切お金の収入は収入認定に当たって、原則その分は生活保護費から差し引きますということを知りました。

だから、生活保護を受けているところへ例えば現金支給しても、それこそ、それを隠していると、下手したら生活保護停止になるケースも、まあ1万円ぐらいじゃないかなとは思いますが、ただ厳しくなるんですよ。何でなんだって。私もその現場に居合わせたことがあるんですけども、ちょっとした所得申告しなかったのだから、その観点で支給の対象としてないのか、そこがちょっと、まだわからないんです。その観点で支給していないというのだったら、対象したら、すっかりすっきりするんです。

委員長（椎名利夫君） 中島村長。

村長（中島 栄君） 生活保護を受けている方がお金を例えば2万円、満1歳児のときに2万円、2歳児2万円ということでもらったときに、生活保護の、臨時収入があったときには、毎月もらうお金からその入ってきた部分を差し引いた分をもらうということになっているので、お金をもらってしまうと、そちらが差し引かれてしまうということであれば、社協にお話を、この行き来のこの部分であるとすれば、現物でお願いしたいということであれば現物で、お金だけということじゃなくて、これはあくまでも2万円に相当する現物であれば、現物であれば、それはないわけですよ。だから、そこは社協のほうに相談していただければ、社協では、だめだということではございませんので、自分の生活の実態に合わせて、減額されるということがあれば現物でお願いしたいということを申し出ただけであれば、それは社協のほうでそういう支給の方法も可能であるというふうには思います。

私が、局長とこの担当のほうと話をして、そういう家庭事情で、「現金ではちょっと支給額がとめられてしまう部分があるので」と、「減額されますから」ということで言っていたら、現物の支給を考えることはできると思います。

〔「理事会諮ればいい」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 中島村長。

村長（中島 栄君） ここはあくまでも、現物を置いておくというのは大変なわけです。最初は現物を支給するというで始まったことなんですけれども、でも、なかなかそれはいきませんので、この支援の意味は、理事の方もみんな理解はしていて、こういう制度をつくったわけですから。だから、そこに現金でもらうとなかなかとめられてしまうという部分については、ちゃんと話をして、金額にかわる現物は可能だというふうに私は思います。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） 今の質問に関連しての質問です。これは、本来このオムツ代の補助ということが目的だっておっしゃられましたけれども、そしたら、1歳未満の子どもはどうして支給されないのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 中島村長。

村長（中島 栄君） 生まれたときから必要なんですけれども、これは誕生日をもって、ということでこういうふうな支給の部分を決めてございます。

ですから、初年度は満1歳になったときに申告、2歳になったときに申告、3歳になったときにも申告ですけれども、3歳のときには1万円というふうになっているので、生まれたからそのときというわけには、親はこれ、1年以上住んでいるからという部分があるかもしれませんが、そういうこともあって、いつを支給の日にするかということをしたときに、満1歳を迎えたときにという部分を、これをつくるときにそういう部分で決めていたものですから、誕生日を迎えた日を一つの支給の部分として要項の中では決めたということでございますので、過ぎてからという話はするかもしれませんが、その辺は要項の中で決めるのには、どこをとという部分でやると、このような要項に定まったということでございます。

本当はもう、生まれたときからこれは必要なのはわかります。それは、こういう制度がなくてもオムツは使うんですけれども、そういう意味で、それはおかしいんじゃないかということも考えれば、こういう制度がないところは自分のところでやるしかない部分もあって、どこで美浦村の社協としては支援をするかということは、満1歳、2歳、3歳をもってこの制度を申請をしてもらおうということで一応決まっています。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） やはり今、美浦村でも子育て支援に力を入れて、よそからの人たちも、美浦村で子育てをやりやすいから美浦村に来てください、というようなことをアピールするためにも、今後、その理事会のときに諮ってでも、1歳未満の子ども、生まれたら紙オムツの補助がありますよ、というか、オムツの補助がありますよというようなそういう制度にしていきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 中島村長。

村長（中島 栄君） 社協の中の理事会の中で、そういう議会からの意見も出ましたということで、この制度の要項をどのように変えれば、より子育てをしやすくなるかという部分で意見がありました、ということは伝えていきたいというふうに思います。

委員長（椎名利夫君） それでは、質疑の途中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。2時15分再開いたします。

午後2時03分休憩

午後2時16分開議

委員長（椎名利夫君） それでは、再開いたします。

質疑のある方は、どうぞ。

沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） 207ページの教育費、07ノーテレビ・ノーゲーム運動事業費102万3,220円なんですけど、先日、議会に対して学校教育課のほうで、学力のことの報告があったわけですが、その中で、やはりノーテレビ・ノーゲームの事業の成果があらわれていないのではないかなということを感じたんですけども、この100万円使って教育長としてどのようにお考えになっているのかお伺いをしたいと思います。

次に、231ページの14使用料及び賃借料の中の02賃借料、05土地借上料522万2,165円なんですけれども、これについてちょっと説明をお願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 門脇教育長。

教育長（門脇厚司君） 沼崎委員の質問にお答えいたします。

ノーテレビ・ノーゲーム運動はことしで4年目に入ったところでありますけれども、学力向上等の効果はいまいちないのじゃないのかというふうに委員は考えておられるようなんですけれども、私は、効果は間違いなく上がっているというふうに思っています。

今年度の説明会でもデータをお示ししてはいますが、明らかにゲームとかテレビ離れをしている子どものほうが、相当の開きをもって、少ない子どもよりも多く見ている子どもの成績は悪いというふうになっているわけですね。

一昨年に効果測定調査というのを悉皆でやりました。その結果を見ても、残念ながら学年が上になるほどテレビを見る時間がどんどん、どんどんふえるというような結果でした。小学校から中学生になると一段とふえるというような結果が見られました。

先日、報告した結果の中でも、ことしの中学3年生の場合は、確かに全国平均を下回るような、とりわけ考える力とか数学の点では残念な結果になっていたわけなんですけれども、小学校のほうについては、昨年度もある一つの小学校は全国平均を全科目で上回っていますし、ことしも、学校名は言えませんが同じような結果になっています。

ですから、私の考え方では、保育所から幼稚園、小学校の低学年からしっかりと家庭での生活リズムをしっかりと確保すると。とりわけ家庭での学習習慣をきちんとつけるとい

うようなことが続けば、このまま続いていけば、今の小学生の下級生、あるいは幼稚園の子どもたちが中学校になるころには、私の楽観的かもしれませんが、ごく自然に全国平均を上回るようなところまではいくだろうというふうに思っています。

残念ながら長期の休みのときには、チャレンジシートというのが全戸に渡して回答してもらっています。小学校の低学年、1年生2年生3年生の保護者は、保護者の目から見て、ノーテレビ・ノーゲームをやったらどういう変化がありましたかということ、保護者はかなりの回答をしてきています。それが4年生ぐらいになると、保護者の回答率が相当下がる。中学生になるとほとんど1学年140名から150名いますけれども、親が個別に回答しているのはわずか10名程度しかないということです。

だから、これをどういうふうに見るかというふうに考えているわけですが、間違いなく中学生ぐらいになると、子どもに親が「見るな」というようなことを言っても、ほとんど相手にされないような状況。親自身も、そういうことが何度も重なると、もう放棄するというようなことが続いているんじゃないかというふうに、私自身は見ているわけですね。

ですから、中学生になってから、こうしなさい、ああしなさいと言っても親が言ってもなかなか効果がないとしたら、保育所、幼稚園、小学校の低学年あたりからしっかりと習慣化するというようなことを続けるということが、だからこそ必要なんだというふうに思って、以後、さらにまた力を入れてやっていく必要があるんじゃないかというふうに考えているところです。以上です。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） 231ページの土地借上料についてでございますが、こちらについては、光と風の丘公園の土地を借り上げた4名の方に対して支払っているものでございます。平米を130円で計算してございます。

委員長（椎名利夫君） 沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） ノーテレビ・ノーゲームのほうなんです、この前も教育長のほうは、確実に成果は上がっているよという説明だったんですけども、ちょっと私のほうとしてはそういうふうには取れなかったもので、ちょっと今、質問させてもらいました。

教育長の判断ですと、一部は成績が悪いけれども、一部は格段に上がっているということで、じゃ、一部がよくなればいいのかというふうにも取りかねないというか、やっぱり美浦村でやっているものですから、全体が学力が上がっていかねばいけない。ですから、これは楽観視するものではないんじゃないのかなと思います。やはり全体的に上げていってもらうためにはどうしたらいいのかということで、もっと真剣に考えてもらいたいなというのがあります。

また、アンケートでも、テレビを見るか見ないかというアンケートの中で、その成果が出ていないようなちょっと報告だったような感じがします。ノーテレビ・ノーゲームとい

う運動事業をやっている割には、成果が出ていないというアンケートの内容だったと思います。

やはり、100万円かけてやっている事業ですから、同じページの成人式の事業は66万円とかしか使っていないわけですから、普通民間だったら、長期に考えているんですよということかもしれませんけれども、成果が上がらなければ印刷製本費で70数万使っていますけれども、成果が上がらないのであれば、予算的にも削っていくしかないのかなというふうにも判断を私はするんですけれども、その辺について教育長のほうからもう一度よろしくお願いしたいと思います。

また、光と風の丘公園の土地借上料なんですけれども、4名の方から平米130円で借りているということなんですけれども、具体的に内訳を、どれぐらいの面積で、この借上料は、光と風の丘公園ができた当初から支払われていると思うんですけれども、今現在、どのぐらいのトータルのお金が支払われてきたのか、その点についてよろしくお願いしたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 門脇教育長。

教育長（門脇厚司君） お答えいたします。ノーテレビ・ノーゲーム運動については、先ほどもお答えしたと思いますけれども、ことしやったから、次の年にすぐ効果が上がるというような、そういう性格のものではないということをご理解いただきたい。

それで、小学校、幼稚園の段階から、小学校低学年あたりから、しっかりと習慣化を続けると。その効果が数年後に上がってくるということは、先ほどの説明のとおりですね。

例えば、私が教育長になってからすぐ始めたことの 하나가、選書会というのがあります。これは、ここから文部科学省がやっている調査の結果ですけれども、これはこちらのほうは、自分が好きな本を自分で選びなさいというようなことでやれば、自分が選んだ本が、選んだ後に数カ月で図書室に入るというようなことになりますから、文科省の調査でも全国平均よりはるかに貸し出し量が多くなってきていると。これも学力向上もにかなり貢献しているんじゃないかというふうに私は考えておりますけれども。

何かそういうような、例えば選書会はすぐに効果が上がる。ノーテレビ・ノーゲームは、やればすぐに効果があらわれるものではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、102万円の金を毎年かけているというふうに誤解されているようですけれども、先ほど指摘がありました印刷製本費のこの79万円は、先ほども説明しましたけれども、去年おとしに効果測定調査というのをやりました。その報告書の印刷代です。最初は1,000部ぐらい刷ったのでしょうか。それでは足りないということで、林委員から、こういうような結果があるんだから全戸に配布するよということ、正確にちょっと部数はわかりませんが、全戸に配布するよという1,000部か2,000部を上乗せしました。その分が多くなったというふうなことでございます。

また、この効果測定というのは毎年やるわけじゃありませんで、毎年やっているのは、夏休みの最初に推進大会というのをやって、これにかかる経費というのは20万程度だと思いますね。講師の謝礼ぐらいが主で、標語を募集するときの、小学生に図書券を1万円とか5,000円とかをやっている程度のもので、これは合わせても、上り旗をつくった費用も含めて、正確にちょっとわかりませんが、20万円か30万円まではいっていないだろうというふうに思っています。ですから、毎年100万円ずつ投入しているというわけではないということもご理解いただきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） 231ページ、土地借上料でございますけれども、ちょっとお名前は伏せさせていただきたいんですが、3万4,147平方メートルお借りしております方は、443万9,110円お支払いしています。

あと、1,455平方メートルの方については18万9,150円、1,803平方メートルの方については23万4,390円、5,531平方メートルお借りしている方については、ちょっと条件がございまして、工作物をつくらないでほしいという条件がありますので、130円の半額、65円で計算しておりまして、35万9,515円をお支払いしているところございまして、あと細かい内容につきましては、当初のほうの契約書をちょっと見て確認をさせていただきたいと思うので、その辺までしか、きょうはちょっと資料がありませんのでお答えはできない状態になっておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） ノーテレビ・ノーゲームなんですけれども、なかなかすぐに効果が出るものではないということの教育長の話なんですけれども、もう4年目ということで、やはり4年は短いようで、私は4年は長いのではないのかなと。あと、村長はどういうふうに考えているのかわかりませんが、じゃあ、適当な年数というのは、どれぐらいを見ておけば、どれぐらいで効果があらわれるんだと具体的にお示しをしていただければと思います。

また、土地借上料ですけれども、今ちょっと控えたんですけれども、控えきれないので、その資料を名前は伏せても構いませんので、資料の提出をよろしく願いをしたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 門脇教育長。

教育長（門脇厚司君） なかなか難しい質問でありますけれども、私の見込みでは、何度も繰り返していますけれども、保育所、幼稚園、それから小学校低学年あたりで、ノーテレビ・ノーゲームをしっかりと習慣化する。また、この狙いの一つは、家庭学習を定着させること。家庭学習を習慣化させるということが、一つの大きな目的でやっているわけですね。

こういうような習慣がきちんとできれば、ですから、小学校3年生あたりまできちんと

そういうようなことができれば、これはまた、先ほども申し上げましたけれども、保護者の自分の子どもがノーテレビ・ノーゲームをやったときに、どのような変化が起こったかというような回答は、これは感想集というのをずっと毎年つくっていますけれども、その内容を見てもわかりますけれども、明らかに親自身が自分の子どもに大きな変化が起こっているというふうなことで認めていますから、そういうようなことが、例えば小学校3年生までの間にきちんと、そういういい習慣ができれば、その子が6年生になるころ、あるいは中学3年生になるころは、間違いなくいい結果につながっていくだろうというふうに思っています。

また、この全国学力テストというのは、2007年から始まって2007年、2008年、2009年まで悉皆でやっていたから、美浦村も試験に応じていたわけですね。その後、2010年、2011年、2012年までは悉皆でなかったもので、美浦村は参加していませんでした。

昨年の説明会でも報告しましたけれども、2007年、2008年、2009年の結果と、2013年の結果を見れば、誰もがわかる形で相当に成績はよくなっているというような結果が見られますから、先ほども申し上げましたけれども、ある小学校は全科目で全国平均を上回ると。ことしも同じような成果が出ていますから、少なくともそういうような成果が小学校ではもう既に見られていると思います。それが、さらにまた中学の段階に行くのは、あと2、3年は必要なのかなというふうにも思っているところです。

そういう期待でぜひ、これからも応援をしていただければありがたいと思っております。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） それでは、土地借上料については、後ほど資料により提出させていただきますのでよろしくお願いたします。

委員長（椎名利夫君） 沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） ノーテレビ・ノーゲームの件については、教育長のほうは、学力は上がっているよということなんですけれども、裏を返せば、やっぱり保護者というか、親御さんとすれば、教育長がそのような形で、どこどこの学校は学力はいいよ、どこどこの学校は学力は上がっているよといったときに、小学校なので、自分の住んでいる学区にしか行けませんので、学校は選べないという中で、じゃ、小学校へ入れました。

じゃ今度、中学校に入るときに、やはり教育長はそのような形で全体で上がっているよということなんですけれども、今の父兄の間では、美浦中学校がそんなに近隣の町村に比べて学力は上がったというイメージは持っていないのが現状だと思います。

そういった意味も踏まえて、やっぱり美浦トレーニング・センターの話になってしまいますけれども、美浦トレーニング・センターのある程度裕福な家庭の人らは、皆さん、阿見町だとか牛久市だとか、教育だとかあと交通の便のいいところに早くから移ってしまうというのが、今の現状だと思います。

だから、そういった意味で、ノーテレビ・ノーゲーム運動だけではないと思うんですけ

れども、やはり全体的にイメージアップというのはしていかなければならない中で、「もう少し時間をください」というようには聞こえるんですけども、やはりある程度、もう4年たつわけですから、成果というものは出していただかなければならないと私は思うんですけども、村長、いかがでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 中島村長。

村長（中島 栄君） これは、今、美浦村からそういうふうに他市町のほうですか、そこに異動をしているという事実、これは事実なので、その家族はまず沼崎委員がおっしゃるように、まずは学校の部分だけなのかなという部分ではなく、家庭として生活しやすいところ、そういうところも一つはあって、一番異動しているところは、ひたち野うしくの周りに一番、美浦村の、どういう方がというとやっぱり美浦トレーニング・センター関係の人が一番行っているのかなというふうには思います。そういう意味でもちょっと牛久市の市長からは頭を下げられるんですけども、「美浦の村長、ありがとうね」と言う部分については、何がありがたいのかなと。要するに所得税がある程度ある方があそこに集まってしまうという、交通の便、それから生活しやすい面という部分があるんだろうなというふうに思います。

そういう意味では自治体としても、今の状況ではもうだめだろうという部分も村民が抱かないように、皆さんもご存じのように、地区計画の中で住みやすさというものを、やっぱりつくっていかねばならないというふうに思っております。

教育の面では、誰も自分の子どもが優秀だろうというふうに思って、学習の場の提供は、親が教育の義務は親にあるので、そういうところでは環境も含めて、教育の環境も親が整えてあげたいという親心。そしてまた、小学校から中学校へ上がるときに、皆さんもご存じのように私立を目指して行ってしまうという部分があります。

私立は、選んで入ってくる子どもたち、また保護者が選んでそこに来るということで、ある程度、校則で、学校の経営である程度絞り込みができますけれども、公立の場合にはそうはいきませんので、選ばれた人だけの教育というわけにはいきません。そういう意味では、美浦村の中にいても、ノーテレビ・ノーゲームをやっていないときでも優秀な人はいました。そうじゃない方もおりましたけれども、でも、その辺は底上げをどこですか。

みんなが同じ意識を持って、保護者がそこに子どものためにというふうに思っていたければいいんですけども、なかなか保護者の中でもそこに同調できない保護者の方も中にはいるので、選ばれた私立であれば、保護者の考え方もほぼその学校の水準に合わせて学校を選ぶということがありますがけれども、公立の場合にはなかなかそこが、選んで来る、じゃなくて学区、美浦村でいうと中学校は一つしかないの、選ぶ条件は何もない。

そこで環境としては選択肢を、村も、教育委員会も含めてですけども、そういう選択肢はやっぱりつくってあげて、そこに自分で入ってもらえるかどうか。保護者もまた、協力をしていただけるかどうか。幾らやっても協力も何もしないという部分も、これはこう

いう制度だからという部分で、なかなかそこに右倣えはちょっとさせられない部分があります。

ですから、その辺は私立とのもどかしさは、多分公立の場合にはあるんでしょうけれども、どこで底上げをしていくかというのは、やっぱり保護者そして子どもたちに、ある程度理解をいただいてそこに入っていたかなければならないということで、それがどのぐらいの割合がそこに同調していただけるかという部分が一つの平均から上に行くのか行かないのかになってしまうのではないのかなと。

ですから、これは一概に私も、3年4年で成果が出るのが当たり前だろうという部分は、出ている方もいるだろうし、取り組みをしてもそこに入ってきて、一緒にそこに流れることができないという人も中にはいるのだろうというふうに思います。ですから、これは一概に全部が底上げをするというのは、なかなか至難だろうなというふうには私も思っています。

できれば、美浦村として、以前は木原中学校、安中中学校という時代には、木原中学校に入れれば、学区が、ある程度いい学校に行けるから、越境してでも美浦中に入れたいという時代があったそうです。美浦中じゃない、木原中学校に入れたいというような保護者が、阿見とか江戸崎のほうからもあったそうです。

でも、今は逆に、美浦から違うところの学校に行ったほうがといったような考え方を持っている保護者もいるというふうに聞いておりますので、一番多いときには20人からの私立の中学校へ行ってしまうというときがありましたけれども、そういう部分を覆せるぐらいの美浦村の教育が充実するということは、これは私だけじゃなくて、委員の皆さんも学校の先生方も望んでいる部分なので、そこに到達するには時間がこのぐらいかかるというのはなかなか私にも読めないし、子どもたちは年々、1学年ずつ上に上がっていきますので、ただ、村としてはそういう環境を整えるための整備、それにはお金もかかるだろうし、それについては議会の皆さんの了解を得て、いろいろなことをやってきておりますけれども、その成果は沼崎委員が教育長に、「その成果は」という部分は、私に対しても「その成果は」の部分だろうというふうに思いますけれども、その辺は私のほうは、環境として整えるべく、ある程度の予算を立てる。その中の仕組みは、教育委員会、学校教育課、教育長のある程度の手腕に委ねると言うしか、今の時点では私の答えとしてはそこまでかな。

それ以上に、「こういうものが、こういう投資をしていただければ、こう変わりますよ」というような部分があれば、それは、投資としてはすべきことは皆さんのご理解を得て投資としては、やっていきたいというふうには考えております。

委員長（椎名利夫君） 門脇教育長。

教育長（門脇厚司君） 答弁を求められておりませんが、補足をさせていただきます。

とにかく、どのようなデータに基づきながら、数的なデータに基づきながら、美浦村の学校の生徒がいまいち成績がよくないというふうに言っているのか、本当にこれは残念至極ですね。

これは、2年前の9月議会で下村委員が美浦村のいじめの問題と不登校の問題についての質問をしてくださいました。そのときにも、平成15年あたりから県の統計データをもとにしながら、石川議長から、長過ぎるからもっと省略しろとか何か言われながら、25分以上長々と答弁した記憶がありますけれども、そのときも申し上げました。

県の客観的なデータで見ても、確かに平成15年から21年ぐらいまでは、不登校の子どもは県で残念ながらトップ、逆に、高校進学率は残念ながら93%ぐらいで、最低レベルでした。これが今は、不登校はほとんどいない状態。ことしも木原小学校と安中小学校はゼロというような状態になっていますし、昨年一昨年あたりの中学生の高校進学率も、98.5%ぐらいになっています。これはほとんど県の平均と同じぐらいですね。

学力テストについても、学校名をなかなか言えないのがちょっと私も残念に思いますけれども、何度も言ったとおり、去年、全国平均を全科目で上回った学校と、ことし全科目で全国平均を上回った学校は異なります。ある特定の学校だけが上がっているということじゃないんですね。去年もことしも、全国平均を全部上回るところまで行かなかった小学校についても、去年よりは確実に点数は上がってます。そういうような詳細なデータをもっと知りたいということであれば、いつでも私の部屋においでいただければ、直接データを示したいと思えますけれども、とにかく、私は並木高等学校の初代のPTA会長をやったときから、皆さんが、保護者が「並木高校はいい学校だ、いい学校だ、いい学校だ」と、もう理由は何でもいいから、とにかく「いい、いい、いい」と言い続けてくれれば、並木高等学校はいい学校に間違いなくなくなりますよということを、PTA会長と言い続けてきました。それもまた、美浦村でも同じようなことが言えるんじゃないか。誰もが、「よくなってますよ」「よくなってますよ」「よくなってますよ」というようなことを言い続けてくれれば、間違いなくいい方向に行くだろうと。

「何の根拠をもって、あなたはそう言うんですか」というふうに言われたら、「教育長のところに行け」というふうに言ってもらえれば、いつでも私が手元にあるデータに基づきながら、保護者であれ委員であれ、どなたにもきちんと説明する自信はありますので、そのことはぜひご了解いただいて、とりわけ影響力の強い委員の先生方ですから、「美浦村はよくなってますよ」「よくなってますよ」「よくなってますよ」ということを言い続けてほしいと思います。

つい、きのうおとといですか飯田委員から、中学校にICTの機器を入れました。もう早速中学校でも使い始めています。その参観をしたいので、日取りを設定してくださいというようなお願いを飯田委員からされましたけれども、これは、いつ行っても自分の都合をつけていただければ、いつ中学校に行っていたいただいても、受け入れ態勢は、いつどうい

う形で見てもらっても、がたつくような授業はしておりません。落ち着いて授業をしています。早速、電子黒板なんかもフルに先生方は活用をしておりますので、そういうような状態もぜひ自分の目で確かめながら今後に期待していただければ、大変ありがたいと思っています。

以上です。

委員長（椎名利夫君） 沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） 教育長の言うとおり、「よくなったよ」とみんなで言って回れば、そういうふうに確かになっていくんでしょうけれども、やっぱり今の時代、やっぱりそういった根拠のない話をしていても、父兄の方には納得していただけませんので、今、教育長のほうから、委員の方には詳細な資料を見せますよということの話がありましたので、ぜひ議員を募って、皆さんで詳細な資料を見に行きたいと思っておりますので、そのときにはよろしくをお願いします。

また、やっぱり村長が言われるように環境もありますし、さまざまな家庭環境というのがあるのはわかるんですけど、でも、やっぱり同じ村の小学校の中で、あの小学校は学力はいいよとか、あの小学校はだめだよとかというのが、やっぱり差が開いているような状況というのは、やっぱりいい状況だとは思いません。

確かにあっちのほうの学校は、片親が多いだとか何とかとって、家庭環境の問題もあるでしょうけれども、そういったことも踏まえて、やっぱり家庭のことまではなかなか難しいと言われるかもしれないけれども、そういう環境というか状況も踏まえて、行政のほうでもっとしっかりとこの教育問題についてはやっていっていただきたい。

常々、教育長が言っている「社会力」というのは、やっぱり美浦村の子どもたちが今後社会に出て飯を食っていける。私たち議会で視察に行った武雄市でさんざん言われましたけれども、美浦村出身の子どもたちが将来、外へ出て生活していける、飯を食っていける大人にしていくんだという思いで、今、教育に努めているという話でしたので、ぜひとも教育長の言われている社会力というのは、いろいろな意味での社会力なんだろうけれども、ぜひともそういう部分もやっぱり踏まえて、学力だけではないとは思いますが、ぜひともそういう形で強い子どもたちを育ててもらいたいという思いで質問をさせていただきました。ぜひともよろしくお願いたしたいと思っております。

また、先ほどの土地賃借料の件で、資料を後で出していただけるとのことだったんですけども、1年間で520万円の賃借料をこれまで払い続けてきたんですけども、単純計算で10年たつと5,000万円、20年で1億円という形で、その土地が、当時の評価とかもあるでしょうけれども、今まで変わらない単価でずっとやってきたのではないのかなと思うんですけども、そういう意味でこれだけの広い公園ですから、いろいろな意味で、利用方法だとか改革というか、つくっちゃったんだから、やっていくしかないというのではなくて、その辺も踏まえて、少し考えていく必要があるのではないのかなということでは

と質問させてもらいました。その資料が出てから、またちょっと質問したいと思います。

委員長（椎名利夫君） 小泉委員。

委員（小泉輝忠君） 今、沼崎委員のほうから社会力ということで話がありました。まして、学力の向上ということで、教育長を初め一生懸命やっただいているのはわかるんですけども、この間の説明の中で、社会力を村全体で、美浦村は社会力日本一を目指すんだというような話を常々ある場所で聞かされているし、私もそういうことは村の中で取り組んでいるというのは、重々知っています。美浦中学校の子どもたちがそういう社会力を、教育を受けていながらも、いじめに対しての認識度では全国的に比べると低いんだというような話をされました。

私もその話を聞いて、どういうわけかな。社会力を育てるということであれば、そういうことに関しては、お互いみんな助け合っているいろいろな部分でやっていくということで、これはもうどこにも負けないぐらいの社会力がついてきているのであれば、いじめにかんしても認識度は、美浦村のいじめに関しては少ないということですから、それはそれでいいことなんですけれども、認識度が低いということはどういうことなのかなということで、この間の部分では教育長に質問をさせていただきました。

そしてもう一つ私が気になることは、学力の向上はどうしても必要だ。いずれ上がっていくよというような教育長の話ですけれども、ことしから美浦村の教育というのは、この教育基本方針にのっとってやるよということであるわけですけれども、その中できのう、林委員の話の中で、SS本部を立ち上げるというような話があったんですけども、村長の説明の中では、そのSS本部のことについては全く触れていなかったもので、きょうここで教育長がいますので、ことしからということなので、結果として今からこういう方向でやりたいというようなことであれば、ちょっと現状がどのぐらいまで進んでいるのかなということで聞かせてもらえればと思って、質問をします。

委員長（椎名利夫君） 門脇教育長。

教育長（門脇厚司君） 最後の部分だけに回答することによろしいでしょうか。

SS本部の件ですけれども、これは村人全体がやっぱり学校を支援するような態勢をとらないことには、じり貧に向かうんじゃないかというふうなおそれがありましたので。私が教育長になって言い始めたのも、もう2年前になります。いろいろな機会で「学校を支援してください、学校を支援してください」というようなことを言い続けてきております。

委員がおっしゃるとおり、今年度から基本計画に基づきながらスタートしておりますが、今は直接は社会、生涯学習課の佐藤さんという方と、それから学校教育課におられる永井先生、指導室長ですね。佐藤さんと永井室長が、ことしは一気に組織化するよりは、できるところから徐々に徐々に人の手当てをしていくというようなことが、長い目で見れば効果が上がるんじゃないかと。私は、最初から50人とかということの組織を考えていたんですけども、そうじゃなくて、できるところからやったほうが無理がなく、長続きするよう

な組織になるだろうということで、今進めてもらっております。そんなところでしょうか。

また、新しい提案を村長にも前々からしているんですけども、そういうようなSS本部の拠点になるようなところが、やっぱりセンターのようなところが必要なんだと。あそこに行けば、いろいろな人が集まっている。いつ行っても集まっているというような場所がないと、なかなか進まないということもあるので、そのセンターの拠点づくりということも何とか考えましょうと。

具体的には、前の茨城銀行の美浦支店が空き家になっていきますので、そこを買い取って、あそこをセンターにしようというような提案も、村長には申し上げたんですけども、組織そのものが動いていない状態でセンターをつくるというのは、これはやっぱり順番が逆であろうということで、じゃ、組織化を進めましょうということで、先ほど申し上げた形で今進めているところです。

できれば、社協のボランティアセンターあたりとも連携しながら、何とか形になるようなことにしていければありがたいと思っています。

委員長（椎名利夫君） 小泉委員。

委員（小泉輝忠君） 今、教育長のほうから、できるところからやるよ、ということなので、先ほどの沼崎委員の話の中でありましたけれども、学力向上の中でSS本部が果たす役割というのは、だんだん大きいものがあるんじゃないのかなと思う部分があるので、村長のほうにもお願いしてあるということですけども、それを早くやらないと、学力の差が、小学校のときから算数がおくれましたよという子どもたちが、果たして中学校のときに、「いや、中学校のとき追いつくよ」というのはなかなか難しい部分があると思うんですよ、算数なんかの場合はね。

国語とか何かの場合は、一時期でカットやって覚える部分があるかもしれないんですけども、算数とかそういう下から積み重ねていくような部分に対しては、そういうSS本部とかというものの役割が大きいと思うので、私は今、あえて教育長に質問をしたわけです。

教育長（門脇厚司君） この件には答弁は必要でしょうか。

委員（小泉輝忠君） いえ、いいです。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 関連してSS本部なんですけれども、昨今よくテーマに上げられる稲敷消防署美浦出張所の跡地の利用という話が出ると、かねてから教育長の言っているSS本部、いいのかなと思っていたんですけども、参考までに、そこは候補に挙がっていないんですか。

委員長（椎名利夫君） 門脇教育長。

教育長（門脇厚司君） 私は密かに狙っています。総務課長に、きょうも多分、きょうか、きのうかな、「消防署の跡地を見に行きましょう」と言ったら、何か鍵は総務課で持っ

ていないんだというので、来週出かけることになっていて、それを私の目で確認した後に提案をしよう。今、総務部があそこの跡地利用の募集をしていますので、私も責任で現場を見てから、具体的に提案をしようというふうに考えておりました。以上です。

〔「現場の写真、20～30枚ありますよ。全部撮りました」と呼ぶ者あり〕。

教育長（門脇厚司君）　そうですか。

委員長（椎名利夫君）　質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

委員（下村　宏君）　今回の決算書を見て、この予算書を初めにつくるとき、予算がなくて本当に大変なんだよというようなことを耳にしていました。ところが、不用額がかなり出てきています。

この不用額の中でも、例えば委託料とかそういう関係のやつというのは、落札の関係で不用額が出てくるのかなと理解はしているんですけども、例えば63ページの区分が14の中に使用料及び賃借料というやつがあるんですけども、ここで不用額が500万円出ているんですけども、2,500万円組んだうち、500万円余っていると。

それともう一つ、ページが89ページになりますけれども、目の4番目の下から18番の備品購入費、これも50万円予算組んだけど、全然使っていないと。

それと、もう一つ、153ページの項の3の目1で水産業振興費の中で、やっぱり負担金、補助及び交付金が91万8,000円の予算を組んでいるのに対して、支出が22万9,000円というようなことで、こういうものは何か原因があって、これだけの不用額が発生したのかどうかを確認をさせてください。

委員長（椎名利夫君）　石橋企画財政課長。

企画財政課長（石橋喜和君）　ただいまの質問にお答え申し上げます。

企画費でございます。63ページで使用料及び賃借料514万5,420円の不用額が出ているというようなご指摘でございます。これにつきましては、情報ネットワークの関係の不用額でございます。情報システムのまずシステム使用料でございます。

こちらにつきましては、情報システムの変更及びインシデント発生等、不測の事態に備えるための予算も計上しておりますが、その不測の事態が発生しなかったための不用額というようなことでございます。不測の事態が発生すると、お金が幾らあっても足らなくなっちゃうということで、予備費的にもう何があっても対応できるというような状況で予算は計上してございます。3月の補正予算のときにも何があるかわからないという状況に置かれていますので、減額のほうはしてございませんでした。そこで54万円ぐらい。

それから、モバイル通信使用料においても同じでございます。モバイル通信回線使用料でも65万5,894円というような不用額が出ています。これにつきましても、今と説明は同じです。パソコンリース料についても同じに、情報システム変更及びインシデント発生等、不測の事態に備えるための予算を計上していたが、不測の事態が発生しなかったための不

用額ということになってございます。

これは昨年もこういうお話をいただいて、こういうことで説明はしてるかと思うんですけども、いかにせん使用料及び賃借料は、いろいろな部門のやつを積み上げてここの企画費に出ていますので、全ての部門でやるとすごく大きな不用額というようなことで出ていると思います。

できることであれば、我々企画のほうとしても、3月の補正時期に間に合えば、減額補正したいとは思ってるんですが、いかにせん突発的なことがあった場合にどうするかというようなことがございまして、不用額として計上させていただきました。以上でございます。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問の中で2番目の備品購入費、89ページの県知事選挙費の中の備品購入費となっておりますけれども、これは県のほうの選挙管理委員会のほうに、どれぐらいの経費がかかるんだよということで前もって予算を提出させていただきます。その中で、実はあの機械、手作業じゃなくて、作業効率を上げるために当初、機械の購入、何ですか、こうパラパラっとやる機械なんですけれども、あ、そうです、計算する機械を購入する予定だったんですが、県のほうの査定の段階で、実はこれは該当しませんよということで、一時上げてはおいたんですけれども、実際には購入できなくて、そのまま残りまして、選挙のほうは精算払いになっていますので、精算というか、どれぐらいかかったかという申請をして払ってきます、向こうから来ますので、該当しないものについては、それは抜いて申請をしますので、この部分はそのまま使わないで残ってしまったというのが現実です。以上です。

委員長（椎名利夫君） 中澤経済課長。

経済課長（中澤真一君） 決算書153ページですか、水産業振興費のところの、19負担金、補助及び交付金のところでございます。水産業につきましては、稚魚の放流や外来種の撤去事業への補助金等この中には含まれておりました。

ウナギ等におきましては、いまだ放射能の関係上、稚魚の放流、出荷停止等がかかっております。そのようなことから事業がなされなかったとのこと。それに伴い、ほかの漁業につきましても、外来種の撤去事業、その他につきましても、震災以降、飼料会社の回収がちょっと低迷してまして、漁業者の皆様もそういう事業のほうをやられてなかったというところでございます。

漁業組合代表者のほうを確認しましたところ、やはり再開はしたいとのことで、年度末までこれは申告制の補助金が含まれておりますので、25年度事業未実施で請求、補助金申請がなかった点が大かと思われれます。以上です。

委員長（椎名利夫君） 下村委員。

委員（下村 宏君） 了解をいたしました。費用削減で不用額が出るのは大変いいこと

だと別に思うんですけれども、ただ、やはり補正、補正とあるので、そのときできるだけ補正を使って、不用額というような形の数字が出ないようにするのが決算だと思っておりますので、次回からできるだけ努力をしていただきたいと思います。以上です。

委員長（椎名利夫君） 質疑の途中ではございますが、ここで暫時休憩といたします。
3時30分再開といたします。

午後3時12分休憩

午後3時30分開議

委員長（椎名利夫君） それでは、再開いたします。

質疑のある方、どうぞ。

岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 決算書の163ページです。土木費の03住宅リフォーム助成事業費、これは全額リフォーム資金補助金ですけれども、当初予算書に限りなく近い実績となっておりますが、ここで確認なんです、この住宅リフォーム助成事業については、申請が予算より上回った場合には、当然補正予算として上積みされるべきものと考えらるんですけれども、大体当初予算、例えば100万円が110万円と組んでいますけれども、どのくらいまで補正として拡大していくつもりなのかお聞きしたいんですけれども。

委員長（椎名利夫君） 池延都市建設課長。

都市建設課長（池延政夫君） これはたまたま予算内におさまってますけれども、もし超えた場合は、やはり平等の立場で補正をお願いしてやる予定であります。金額も当然相談してからの話ですけど。

リフォームは、条件として、美浦村に3年以上住みまして、外壁・屋根を除くリフォームということで、上限10万円ということでやっております。以上です。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 上限10万円は承知しているんですが、その申請の件数へ予算を上回る状況になった場合には、当然補正を組んで、この予算が100万円だったら100万円を超えたという場合には、その補正ということになると思うんですけれども、この住宅リフォーム助成事業費については、じゃ、限度というのは1人当たりの10万円とかいう限度ではなくて、予算としての大体上限とか目安はあるんですか。それとも申請件数があつた分は必ず補正に、ふえた場合、上げていきますか。広報でも、結構頻繁にPRというか周知されていますので、それでもし、大体のところ打ち切りとなるわけにいかないと思うんですけれども。

別に今、金額が決まっていなかったら、別にそれはそれで構わないんですが。

委員長（椎名利夫君） 池延都市建設課長。

都市建設課長（池延政夫君） 昨年は12件申し込みがありまして、97万7,000円です。

それで、この住宅リフォームをやるときに、近隣の町村を調べた結果、その予算で打ち切る市町村もありました。それで美浦村はまだ出ていないので、先ほどお話ししたように平等の立場からいうと、補正をお願いしてやるべきだと思います。以上です。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 例えば、予算そのものが人口にもよるとか戸数にもよりますけれども、300万円のところもありますし、美浦村は、住宅リフォーム事業の初年度は、大体このくらいなものだろうなと思って予算を立てたのかとは思っていたんですが、予算は最初の初年度ですから。ただ申請、つまり需要が超えた場合には当然補正ということになるかなと思ったんですけど、頭の中でちょっと疑念があったのは、100万円の予算が、申請があったから200万円までは行くものなのかなと思っていたんですけども、それは申請があった場合のことですけど、仮の話をして申しわけありませんが、平等の立場ということであれば、120万円であろうが130、200万円までも予算拡大しなきゃ平等にはならないと思いますので、そういった観点で了解してよろしいのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 池延都市建設課長。

都市建設課長（池延政夫君） 予算面はちょっと、財政担当に話を聞かないとわからないですけども、やはり補正をお願いしてやるべきだと思います。以上です。

委員長（椎名利夫君） 中島村長。

村長（中島 栄君） 今、課長のほうが補正をと言うので、補正になれば議会の承認が必要なので、議会の承認をいただければ、財政のほうは多分補正の予算が通るということでご理解いただければと思います。でも、1,000万円でも2,000万円でもというわけにいきませんので、ある程度美浦村の中の常識の範囲の中の公平という部分で考えていただければいいのかなというふうに思います。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 当然、当初予算で100万円とか110万円ですから、1,000万円とか1億円とかの補正なんか絶対あり得ない。だから、その100万円、200万円の範囲であれば、ほかの議員の皆さんも反対はしないと思いますので、執行部のほうでもなるべく助成を受ける。例えば、人もそうですけれども、村内の産業の育成という観点もありますので、その点、お願いしたいと思います。以上です。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方、どうぞ。

塚本委員。

委員（塚本光司君） 51ページの款2の1項総務管理費の13委託料、総合案内業務委託料210万円ですね。総合窓口のいろいろなところへの部署への案内だと思うんですが、多分これは初めてですよ、25年度で。26年度にはたしか上がってなかったし、たしか前に沼崎部長のときにボトムアップで職員があそこにおいてやったというような報告を前受けた記憶があるんですが、非常にきれいな女性がそこにおいて、非常に住民の方にもよく受け入れ

られていて、親切にやってもらっているということなんです、これはこの料金がうんぬんということよりも、以前伺ったときに、ボトムアップで上がってきて、職員の方がそこに張りついて案内していたということなんです、これはこの25年度でこれ210万円とってやめて、やめるかどうかわからないですけど、26年度はどんなふうにするのか、予算が上がっていませんでしたので、それをどんなふうに考えているのか、また、職員の人でそれをやろうとしているのか。

あるんですか。何かなかったような気がしたんですが、26年度のあれに。ちょっと私の見間違いかもしれません。

それが1件と、55ページの目2の文書広報費という部分です。13の委託料として15万9,216円。これはその前年、24年度を見ると、シルバー人材へ何か委託をしたようなのですが、何かを配るか何かしたのかどうか。もしくは例えば区長さん方の広報なり、何かそういうのに一緒にそれを配布ということではできない代物だったので、こういうふうにしたのか。シルバー人材さんに委託したのか、そこをお伺いしたいのと、あと最後は69ページです。

69ページのところの8目諸費、真ん中辺の線を引っ張った上なんです、05産業後継者対策事業費40万円、05産業後継者結婚促進協議会補助金ですね。これが事業報告書の6ページ見ると、産業後継者対策ということで、運営資金として37万円の補助、美浦村のカップリングパーティ等々を催すのに充てたと。それとあと産業後継者の仲買、仲人さんの奨励金交付が2件あって、これは6万円を交付したとあるんですが、これとは合計しても40万円にはならないので別物だとは思いますが。

私も商工会の青年部さんなんかでよく、つくば市あたりでカップリングパーティやっていますよね。あれはわかっているんですが、これは2年前だと23年度だと当時は10万円組んでいました。24年度が40万円が上がってきて、25年度40万円とこういうふうになっているんですが、これによつての成果なるもの何なり報告を受けているものなのかどうなのか、その辺もちょっとお聞かせいただければと思っています。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問です。ご説明申し上げます。

まず、1点目の総合案内業務委託料210万円、これは25年度におきましては、議員ご指摘のように、7月から9月までは職員で行っております。10月から3月までは委託でやりましょうということで、試験的に試行的に2種類で実施しております。その210万円というのは10月から3月まで、業者のほうの人的派遣をしていただいて、延べで6名の方をお願いして、半年で210万円の予算を組んでこの業務に当たっていただいたものです。

参考までに26年度、ことしは臨時職員のほうに上がってしまして、これはうちのほうで募集をしまして、現在4名の方が臨時職員として給与をお支払いして、今現在もやっています。

この中に、委託料でございませぬので、項目が違うところに上がっております。1点目はその点でよろしいでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 塚本委員。

委員（塚本光司君） 半年で210万円、6カ月で。6人雇っても4人雇っても10人雇ってもいいんですが、要するに1人でやっているのか、2人体制でそこにいるのか、その辺をお聞きしたいのと、ということは、1日にすると、6カ月30、40万円だつて240万円か、月40万円、月35万円ぐらいいっちゃってるというか、そうですよね。結構だもんな。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） これはご存じだと思うんですけども、午前の部、午後の部と二つに分けてやっています。半日ずつですから1日2名ということでやっていただいておりますので、実質ですな6人の方をお願いしております。

これは何人であろうと私のほうは、全体の半年で210万円という形で契約しておりますので、人がいなくなればその分補充してくれてますので、実際に来ていただいた方は6名ということで、1日2名ずつで半年という形です。以上です。

委員長（椎名利夫君） 次は。

松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） それから2点目ですけども、広報配布の業務委託料、これはですね毎月広報を配っていただいております。この業務をシルバー人材センターのほうに委託をしております。それに関する委託料として払っているものだけです。以上です。

委員長（椎名利夫君） 塚本委員。

委員（塚本光司君） いろいろな区で区長さんがいて、副区長さんがいて、というのがありますけれども、要するにそういう形での対応のできないところと考えればいいわけですね、とは違うんですか。

〔「区長の家に配るもの」と呼ぶ者あり〕

委員（塚本光司君） はい、わかりました、わかりました。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） 3点目ですけども、産業後継者結婚促進協議会、これは委員ご指摘のとおりなんですけれども、21年度より今、商工会のほうでカップリングパーティということで、結婚促進に関して補助金として、補助金というか金額としてそういう事業をお願いしますよということでお支払いしているのは40万円でございますので、これまでの実績というか成果は上がっているかということなんでしょうけれども、実際ですね、最近の統計ちょっととっていないんですけども、毎回どれぐらいの方が参加して、どれぐらいのカップルが成立したのかというような報告はいただいております。

参加数は、これまで6回実質的に行っています。参加数は、男性が118名、女性が107名、そのうちカップルとしての成立数が37人ということで、これまでは、カップルは成立はし

ているんですが、最終段階までのところ、過去には1名いるんですが、それ以降は1組だけありますけれど、22年の開催されたカップリングパーティでの参加者の中で、23年度に結婚をされた方が1組が、これまでの実績です。

あと、それに関連してなんですが、そのカップルということで仲介している方にも奨励金が出ているんですけれども、それが26組お支払いしております。そういう中でなかなか例えば37人の方がその場で意気投合したとしても、なかなか最終の結婚までは行っていないのが今の成果かなと思っております。以上です。

委員長（椎名利夫君） 塚本委員。

委員（塚本光司君） 今、私の聞き違いかもしれないですけど、37人というふうに聞いたんですけど。

総務課長（松葉博昭君） 37人です。

委員（塚本光司君） 37人。

総務課長（松葉博昭君） ええ。

委員（塚本光司君） あれ、奇数。三角関……、いやいや。

総務課長（松葉博昭君） 37組でした。

委員（塚本光司君） そうだよな。37組でいいですよな。

総務課長（松葉博昭君） ごめんなさい。37組です。1人でカップル。

委員（塚本光司君） それと、このこちらをじゃあ、事業報告書のこの6ページは、ちょっとまた別物ではないですよな。ここで40万円は合わないですものね。仲人によって、仲介の、1組足すとちょうど40万円になるんだけれども、ちょうどこれで。どうなのかなと思って。これは違うんですか。

〔「収支決算ないのか」と呼ぶ者あり〕

委員（塚本光司君） この運営資金というのと、こっちの決算書のほうにあるのと、また別ですか。合わなければいけないものでもないんでしょうか、そこですね。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） 今のご質問なんですけれども、補助金としては40万円を交付しています。ただ、実際に実質的なものというのは、37万円だと思うんです。向こうでの決算書というか、商工会のほうにお渡ししているもので、中のどれぐらいかかって、どれぐらいの事業をやったかというのは、こちらに来ていますので、そういう形でのずれが出ているのかなと思います。以上です。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方、どうぞ。

岡沢委員。

委員（岡沢 清君） これは参考までにお聞きしたいんですけれども、事業報告書の18ページに、平成25年度市町村税徴収率とあって、単純な徴収率でいくと、県内44市町村中、本村は6位。増減順位でいくと5位ということなんですけど、参考までにトップ3はどこな

のか教えてもらえますか。

委員長（椎名利夫君） 高橋収納課長。

収納課長（高橋利夫君） 岡沢委員のご質問にお答えをいたします。

平成25年度の市町村税の徴収率、県で調べていただいたものを載せているわけですが、上位3団体ということでございますが、まず最初に、市町村税徴収率、国保税を除くこちらでございますが、県内順位、1位、東海村、2位、つくばみらい市、3位、守谷市でございます。

それから、個人の市町村民税でございますが、これも同じでございます。1位、東海村、2位、つくばみらい市、3位、守谷市でございます。

それから、固定資産税でございますが、1位、東海村、2位、つくばみらい市、3位、五霞町。

以上でございます。

委員長（椎名利夫君） お諮りいたします。

本日の審査は、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。ご苦労さまでした。

次回の委員会は、18日午前10時に開催いたします。

はい、どうぞ。

教育長（門脇厚司君） 延会が決まったところで、あした10時からということですがけれども、あした、立教小学校の生徒が美浦村に参ります。ということで、私も現地に行って、去年おととしだと思えますけれども、東京の私立学校の校長会で講演を頼まれたときに、立教小学校の校長が寄ってきて、「毎年、美浦村にお世話になっていきます」というふうに言われたんだけど、現場を全然知らなかったものだから、今度私が、「私も現場に出ます」という約束をしております。

また、下村委員からは、前々から都市との交流が何とかできないかというような宿題をいただいておりますので、あした、何とか私も現地に行って、先生方と意見交換をしてみたいと思っておりますので、あした10時から、余り長い時間は取りませんが、11時ぐらいまでこの場に出れないことを、あらかじめご承認いただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

委員長（椎名利夫君） 中澤課長。

経済課長（中澤真一君） 経済課、中澤でございます。私もあした、立教小の稲刈り体験を所管しておりますので、そちらのほうへ出席させていただき、申しわけございません、

委員長、欠席とさせていただきます。

委員長（椎名利夫君） 了解しました。

午後 3 時 5 4 分 延会

美浦村議会決算審査特別委員会
(第 3 号)

平成26年9月18日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件
- 2) 議案第17号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件
- 3) 議案第18号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件
- 4) 議案第19号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件
- 5) 議案第20号 平成25年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件
- 6) 議案第21号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 7) 議案第22号 平成25年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 8) 議案第23号 平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件

1. 出席委員

委員長	椎名利夫君
副委員長	山崎幸子君
委員	塚本光司君
"	岡沢清君
"	飯田洋司君
"	山本一恵君
"	林昌子君
"	下村宏君
"	坂本一夫君
"	羽成邦夫君
"	小泉輝忠君
"	石川修君
"	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長 中島 栄 君

総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	増尾嘉一君
教育次長兼学校教育課長	増尾正己君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	石橋喜和君
税務課長	増尾利治君
収納課長	高橋利夫君
住民課長	武田すみ江君
会計管理者兼会計課長	大竹美佐子君
福祉介護課長	秦野一男君
健康増進課長	石神真司君
国保年金課長	桑野正美君
保育所長	川崎記子君
都市建設課長	池延政夫君
生活環境課長	北出攻君
上下水道課長	青野道生君
生涯学習課長	堀越文恵君
幼稚園長	小泉俊子君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会議務局長	飯塚尚央
書記	浅野洋子
書記	糸賀一欽

午前10時00分開議

委員長（椎名利夫君） 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会へのご参集、ご苦労さまです。

ただいまの出席委員数は、13名です。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を再開いたします。

これより審査に入ります。

委員長（椎名利夫君） 議案第16号 平成25年度美浦村一般会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） おはようございます。

昨日、沼崎委員さんのほうからご質問がありました決算書231ページ、光と風の丘公園管理費の土地借上料の件について、資料のほうをお配りさせていただきました。それについて説明を加えさせていただきます。A4のほうでございます。

昨日、地主が4名ということでお答えをしておりますが、4名の方で、契約が当初、平成2年4月から平成22年3月末ということで、20年契約でございます。契約更新ということで、22年の4月に、42年の3月31日まで更新手続をしてございます。

面積、単価等については、昨日のとおりでございます。

1名の方については、平成5年の10月1日から平成10年の9月30日が当初契約でございまして、その後、ご本人のご希望により、5年ごとの契約とさせていただいております、こちらの方につきましては、建築物の構造及び造成は行わないということで、金額の単価は半額ということで契約をさせていただいております。

そのほか、A3のほうの図面でございます。こちらにございます上の図面は借り上げをしている土地が、枠で囲ってありますところが借り上げをしているところでございます、2枚目の図面については、のついているところがちょっとわかりにくいかと思いますが、照らし合わせてちょっと見ていただければと思うんですが、借りている土地になってございます。よろしく願いをいたします。

済みません、マーカーで染めてございます。でマーカーで染めてある部分が、その借り上げの部分でございます。

委員長（椎名利夫君） 沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。

一応4名の地主さんがいるということで、位置図等も出していただきましてありがとうございました。

ただ、個人情報というのがあると思うんですけれども、このA、B、C、Dの人が、じゃあ、場所がどこなんだというのが、印なんですけど、具体的にAの人はどこを持っていて、Bの人はどこを持っているんだという位置というのは示すことはできないのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） 図面の件でございますが、大きな斜線で引かれているところ2面あると思うんですけれども、太い斜線の部分が同一の方でございます。あとは、×印というか細かく格子にされているところが1名、そのほか、ちっちゃい部分がそれぞれになってございます。ちょっとわかりにくい……。

大きい島の部分が一番大きいAの方になってございます。格子の部分のところDの方でございます。わかりにくくてちょっと申しわけございません。

委員（石川 修君） 委員長、今の説明を聞いてもわからないから、ちょっと局長にあって、AとBとこうやってもらって、こっちに教えてください。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

〔生涯学習課長、対処中〕

委員長（椎名利夫君） 今、A、B、Cでつけたやつをいただきました。

どうしますか。これを。じゃ、回します。

〔書類、回覧〕

委員長（椎名利夫君） 全部の方が見終わるまで暫時、この場で休憩といたします。

午前10時09分休憩

午前10時14分開議

委員長（椎名利夫君） それでは、再開いたします。

沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。A、B、C、Dの位置、よくわかりました。

表を見てわかるとおり、A、B、Cの方はもう20年終わってまして、特にCの方は年間440万円というのをもう20年、終わっているということで、もう8,000万円、9,000万円近くの賃料を払っているということで、これからまた平成42年まで払い続けていくということなんですけれども、今の地価の状況からするとなかなか、買っちゃったほうがいいんじゃないのかなぐらいの金額のような感じもするんですけれども、当時の契約の状況とかあると思いますので、そうはなかなかいかないと思うんですけれども。

これを見てわかるとおり、村ではこれに限らず、村全体で借り入れをしている土地だとか建物だとかあると思うんですけれども、これを機会にどれぐらい村では、賃借料というものを払っているのかというのをちょっと、できれば、どちらにしてもきょうというわけにはいきませんので、会期中にその資料を出していただければと思います。

委員長（椎名利夫君） 中島村長。

村長（中島 栄君） それでは、あした最終日ということで、あしたまでに村のほうで借り上げている土地または建物についても、皆さんにちょっと報告をさせていただきたいと思います。全体的に山林も含めて、農地それから宅地も含めて、あす最終日までに皆さんに報告をしたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 飯田委員。

委員（飯田洋司君） それでは、31ページの安中開発地区土地賃貸料、これは多分太陽光かなと思うんですけども、そこら辺の逆に入ってくるものもついでに出してもらえれば非常にいいなと思うんですけれども、よろしくお願いします。

委員長（椎名利夫君） 石橋企画財政課長。

企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの飯田議員のご質問ですけれども、安中開発地区土地賃借料でございますけれども、これは美浦ゴルフ倶楽部とおかだいらゴルフリンクスの賃料でございます。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方、どうぞ。

飯田委員。

委員（飯田洋司君） 少々お待ちください。

ページ数がわかんなくなりました。見つかったからでいいです。

委員長（椎名利夫君） じゃ、見つかったからにしてください。

林委員。

委員（林 昌子君） 111ページ、款民生費、項児童福祉費の中での03保育所入所事務費の中の19負担金補助及び交付金の補助金なんですけれども、07すこやか保育応援事業補助金ということで、これは収入のほうでは県の負担金として9万9,000円で、こちらの計上が19万8,000円ということで、県と村で半分ずつ補助しているのかなというふうにかがえるんですけれども、具体的にこの補助金をどのような利活用をされているかお尋ねいたします。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） ただいまの質問なんですけれども、こちらは保育所に2人以上入所している2子の3歳未満の要件などを満たすものに、村と県で補助をしているものでございまして、経済的負担を軽減するものでございます。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） 事業報告のほうに入っていなかったものですから、ちょっと伺わせていただいたんですけれども、具体的にお一人に対してどれぐらいの補助というふうになっておりますでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 秦野福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 事業報告書でいうと、66ページの一番下のエのところでございます。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） チェックしていたはずなんですけど、済みません、こちらの確認ミスでございます。対象児6名でということですね。

これは単純に均等割でよろしいですね。

福祉介護課長（秦野一男君） はい。

委員（林 昌子君） 了解いたしました。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 決算書の73ページの防犯対策事業費ですけれども、事業報告書の30ページですね。当初予算の説明の中に、この防犯パトロール、「戸別訪問による防犯診断

など」のというふうに載っております。事業報告書には、戸別訪問による防犯診断をしているという説明がないんですけれども、実際これはやっているのかどうか。

これは本当に、予算書の121万9,000円ぴったりに支出されて予算のとおりなんですけれども、内容がこの事業報告書にはパトロールとかそういうものだけであって、戸別訪問による防犯診断、これは当初は説明欄にはあったんです。これは実際やっているかどうかお伺いします。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） ただいまのご質問でございますが、昨年度につきましては、まことに申しわけございませんが、やっていないというような状況でございます。

委員（山本一恵君） やってないということ。今本当にいろいろな事件がありまして、危険な状態、美浦村も直接はないですけれども、ちよくちよくと追っかけられたとかそういうのがあります。そういう意味でも防犯パトロールの強化はわかるんですけれども、その戸別というのをやっていないということなんですけれども、これは今後事業としてはやるということで、今後はやっていただけるのかどうか。

今、本当にほかの自治体では、防犯という面で防犯カメラを通学路に取りつけるとかそういう動きもある中で、うちのほうは人海作戦ではないですけれども、丁寧にやっていただくということもあるかと思しますので、その点も含めて、戸別訪問はこれからやる予定であるのかどうかお聞きします。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） ただいまのご質問でございますが、戸別訪問、防犯パトロールというか戸別訪問になりますと、こちらに関しましては、防犯パトロール員、推進員等がいるわけでございますけれども、そちらが戸別に訪問していくというのはなかなか難しいのかなと思います。こちらに関しましては、駐在さんのほうで戸別に訪問していただいているというようなことがあるかと思しますので、その範疇になってくるのかなと思っております。

ですから、今後も防犯の推進員による戸別訪問というのは、今のところはできないのかなというようなことで考えているところでございます。以上でございます。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） わかりました。そしたら、今後この事業報告書の欄にはそういう計画が入っておりますので、その辺はやっぱり見直していただきながら、それにかわるものとしては、しっかりパトロールすることをうたっていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） 決算書の61ページ、上のほうで13委託料の中の福祉バス運転業務委託料、この福祉バスに含まれるものというのは、通学・通園バスとか、あとはこの役場

に置いてあるあの大型福祉バス、それが全て含まれているものなのかどうか。通園・通学バスであれば、定期的にはほぼ運行しているので、年間契約というのでわかるんですけども、もしこの大型バスの福祉バスも含まれるのであれば、その福祉バスはどのような料金、使ったたびに委託料が発生するのか、その辺お聞かせください。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、福祉バス運行業務委託料につきましては、あくまでも福祉バスのみです。通園とか通学用には使っておりません。福祉バスの、のみです。村が使っている村のバスだけです。これについては、年間業務回数幾らじゃなくて、年間運転する人、運転者の委託とガソリン代を含んでいますけれども、含んだところでの料金となっております。

ただ、算定としては、年間100回ぐらいを目安に算定させていただいております。契約上、多くなるような場合だと、それは契約の更新はあるかもしれませんが、現在のところ、100回前後での推移をしていますので、契約上、福祉バスの運行の運転の委託に対しての金額となっております。よろしく申し上げます。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） この年間100回前後を予測してということですがけれども、その100回というのは、それぞれ片道、往復すると2回でカウントするのか、往復で1回とするのか。それと、あとはこの25年度の利用状況をちょっと、いますぐは難しいでしょうけれども、よろしく申し上げます。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、この運行委託に対しては、1日でなっていますので、往復になっております。行って、帰ってくる。要項もございませぬけれども、その中では、8時半から5時までということになっております。

それと、年間の運行、25年度の日数なんですけれども、4月から26年の3月までなんですけど、102回運行しております。走行距離にしますと、1万3,389キロのような統計で、とってございます。以上でございます。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） じゃ、その100回というのは往復100回ということの数え方ということ。

平成25年度は102回ということですがけれども、その細かいものを出すのは難しいでしょうか。どういったことに使われたかというのは。例えば、まとめてでもいいです。美浦大なら美浦大が何回やったとか。

委員長（椎名利夫君） 松葉総務課長。

総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですが、大変、概略で申しわけないんですけども、お答え申し上げます。

もともと福祉バスというのは、福祉の団体とか本当の福祉に関連するのが目的でございますので、まず福祉に関連する団体が使った回数が19回、それから老人クラブで18回、村の行事等、いろいろございますけれども、これは13回、それから学校での行事で使ったのが23回、教育委員会で使ったのが28回、その他2回ということでございます。以上です。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） じゃ、回数のほうは了解しました。

それと、じゃあもう1点、今度違う質問なんですけれども、事業報告書の62ページ、この中の医療福祉制度の受給者数で、表の中の3番目の母子家庭の母子、この母子家庭の中に国保、社保、後期高齢、その三つに分かれていますけれども、この母子家庭の医療福祉の補助が受けられる子どもの年齢は18歳までとなっていると思うんですけれども、この後期高齢者の人が1人いて、その母子家庭というのは、親が75歳以上の人の親子ということなのでしょう。そうすると、親が57歳のときに出産した子どもということ、何となく不自然なような気がするんですけれども、これはどうなっているのかちょっと教えてください。

委員長（椎名利夫君） 桑野国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） ただいまのご質問なんですけれども、母子家庭の母子というマル福なんですけれども、こちらは、親子関係でない、例えばお母さんお父さんがいらっしやなくて、その面倒を、例えばおじいちゃんおばあちゃんになる関係の方も、ひとり親世帯という扱いになりますので、たまたまその方については、75歳以上の後期高齢者の方に該当したんだということだと思います。

ですから、母子ですから、必ずしも親子ということではなくて、そういう関係があると思います。そういうことで、後期高齢1人ということになっております。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） じゃ、今の答弁でわかりました。そうすると、そういうおじいちゃんおばあちゃんが面倒を見ている人に対しても、母子家庭の母子という見方をするというので、それはそういった家庭のところには、こういう制度があるんですよと、実際親子関係じゃなくても、おじいちゃんおばあちゃんがお孫さんを面倒見ているときには、こういう医療福祉の制度があるんですよというのは知らせてはいるのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 桑野国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） 今の質問なんですけれども、これはあくまでも申告制度になっておりますので、たまたまこういうお子さんがいた場合には、その面倒を見る方からの申請ですとか相談によって申請されるということで、こちらから調べて、その方に該当しますよという、そこまでのことはしておりません。申請という主義になっておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） わかりました。結構身近でお孫さんの面倒を見ているおじいちゃん

んおばあちゃんというのが結構いるものですから、じゃ、そういった方には、もし該当するようだったらぜひ教えてあげたいと思います。

それと、ちょっと今ついでなんですけど、きのう出たいいき子育て支援金なんですけれど、きのう私、家に帰りまして、やっぱり子ども3人いる方に電話して聞いてみたんですよね。こういう制度があるけど知っているかって。そしたら、「知らなかった」と言うんですよね。「そんなお金もらえるの、あるんですか」というふうに言っていたので、だから、もうその子は3歳になっていました。最後のチャンスで。すぐに申請するよというところは教えてあげましたので、きのう林委員のほうから提案があったように、やはりお子さんを連れのおかあさんたちが行かれる集まるようなところに、そういったもののチラシとか、そういったおかあさんたちに周知するような形をもう少し考えていただきたいと思います。以上です。

委員長（椎名利夫君） 飯田委員。

委員（飯田洋司君） 決算書139ページ、備考の08の再生可能エネルギー導入促進事業費、これは太陽光の多分、東電の引き込みというのか送電線のものかなと思うんですけれども、それでよろしいですね。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） ただいまの飯田委員ご指摘のとおりでございまして、保健センターと中学校に取りつけた太陽光エネルギーの事業でございます。

委員長（椎名利夫君） 飯田委員。

委員（飯田洋司君） 決算書41ページ、雑入の項目なんですけれども、11、12、13、14、15、16の公衆電話使用料、雑入で入っていますけれども、そろそろこの雑入は消してもいいのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

〔答弁なし〕

委員長（椎名利夫君） 飯田委員。

委員（飯田洋司君） 各施設に今、17くらいの防災用のWi-Fiが飛んで行って、その下で多分全部IP電話が設置されていると思うんですけれども、このIP電話は当然、今、本部、本庁と直接につながっていますけれども、設定を変えれば、当然外部の電話とつながりますので、あとは料金の問題かなと思うんですけれども、そこら辺もちょっと今後考えていってもらえればいいのかと思います。

委員長（椎名利夫君） 中島村長。

村長（中島 栄君） これについては、それぞれの地区の公民館は廃止はしてありますけれども、住民がお使いになるということで、必ずしもみんなiphoneとかipadとか携帯を持っているわけじゃございませんので、そういう方が連絡用という部分で、行政の部分を全て無料でというわけにもいきませんので、こういうものは、地区の公民館等は廃止しましたけど、各課ではこれは便利な一つの連絡方法として残しておきたいということで、

ここに載せてございます。

全て住民が連絡するのに行政のやつを全部無料で使っていいというわけにもいきませんので、いろいろな申請の部分も手数料もいただいていることですし、その辺はちゃんと仕分けをしといたほうがいいのかなどというふうに思っております。

委員長（椎名利夫君） 羽成委員。

委員（羽成邦夫君） 決算書の41ページ、雑草除去受託料ですか、これは、850何万円のやつで、事業報告書のほうの90ページにあるんですけれども、金額がちょっと、その辺のことを聞きたいんですけれども。

経費が570万円ですか、かかっているのが。だから、差額というのはどういうふうな形になっているのか、ちょっと。41ページ、雑草除去受託料。お願いします。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） ただいまのご質問でございますが、雑草除去委託料、平成25年度につきましては、所有者等から平米90円ということで委託を受けております。

こちらに表があると思うんですが、内容としましては、委託されたものに関しては、年2回ですね。7月と8月、それから2回目が11月から12月ということで、年2回刈り取りを行っております。まれに1回目の7月から8月に刈り取った後、完了検査が終わった後に委託されたものに関しましては、2回目のみということで、90円の委託料に対しまして、半額の45円ということで、平成25年度は受け付けております。

この枠の中でございますけれども、除去の対象としておりますのが、28万5,257平方メートルでございまして、除去の委託をされた面積としましては、9万9,075平方メートルでございまして、構成比としましては34.7%ということで、先ほども2回委託された面積に関しましては9万3,933平方メートル、2回目に関しましては5,142平方メートルということで、合計9万9,075平方メートルとなっております。

ちなみに本年度に関しましては、2回目のみという場合には、シルバー人材センターのほうに紹介しまして、そちらをお願いをしているというところでございます。

それと委託料でございますが、昨年度はこの9万9,075平方メートルを2工区に分けて面積を割りまして、それで入札で業者に委託をしております。委託、今、1業者につきましては、税抜きで平方メートル当たり67円ということで発注をしております。もう1工区につきましては、税抜きで39円ということで発注しております。

この差額ということでございますけれども、868万5,360円ということで、使用者等から委託を受けておりまして、事業費としましては、電算処理委託料、郵送料等々を含めまして618万6,045円を支出しております。差額につきましては、249万9,315円ということで250万円ほどの差額がございます。

こちらの差額をどうしているかということでございますけれども、昨年も山崎委員のほうからだったと思いますが、ご質問があったかと思っております。その中で増尾部長のほうから

答弁させていただいたとおりでございますけれども、基本的にはこの草刈りというものは個人の財産でございます、それを管理するということでございます。

その宅地を個人が遠方だとか、あとは機械がないというような場合に、村がかかって委託を受けるというような業務でございます、本来であれば、その業務に係る職員の人件費、事務費、そちらに関しても、その委託される所有者からいただくのが本来であると、私もそのように考えているわけでございます、昨年と同じような答弁になりますけれども、そちらに充当しているというようなことをご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

委員（羽成邦夫君） ありがとうございます。

それで、今の村のほうへお願いするやつはわかりましたけれども、この自己管理が約1,090区画あるんですけれども、その辺の、これは荒れているわけですね。頼まれないわけだから。その辺はどういうふうに村としては見ているのか。その辺、やっぱり電話等で刈ってほしいとかそういう連絡等を行っているのかどうかちょっとお聞きしたいんですけれども。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） ただいまのご質問でございますが、平成25年度までは、通称「草刈り条例」ということでやっておりまして、その1回目、2回とも刈り取りをしていないところに関しましては、「除去命令書」ということで、はがきを送付しております。

あと、自己管理されているところもございまして、そちらに関しては何も出さないということで、刈り取りをしていないところに関しては、命令書を出していたということでございます。

また、所有者の所在のわからないところに関しましては、連絡のしようがないということで、荒れたままになっているところがあります。

あと、命令書を出してもやはりなかなか刈り取りをしてもらえないというところもございまして、それに関しましては、再度お願いということで通知文等でも出しているところがございますけれども、なかなか100%刈り取りをしてもらえるというところまではいっていないというのが現状でございます。以上です。

委員（羽成邦夫君） ありがとうございます。

委員長（椎名利夫君） 羽成委員、挙手、お願いします。

委員（羽成邦夫君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） 今の質問に関連してなんですけど、その命令書を出して、それでまだやってもらえないというところには、再度また通知をして、その2回までで終わりですか。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） 2回というのは、年2回刈り取りをするということで、それで命令書を2回ということで、また、近隣の方から苦情等があった場合には、そこで、こういう苦情が出てますよということで通知を出しているということでございます。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） 私が今言った2回というのは、その刈り取り年2回の2回ではなくて、命令書を出したのが、まず通知をするのが2回ということ、命令書を出して1回、それで何も無い場合にはもう1回で、その2回で、それ以上はやらないんですかという質問だったんです。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） その通知を出して、何もしてもらえないというのが、確かに現状は現状なんです。だから、荒れているところがあるというのは、確かにそれは委員の皆様おわかりかと思えますけれども、そういうところがあるのは確かでございます。

それ以上は今のところはやっていないところでございますが、先ほど申しましたように、近隣の住民から苦情等があった場合には、そういうことで再度また通知を出すとか、電話番号がわかれば直接電話するというようなことで対応はしているところでございます。

委員長（椎名利夫君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） 通知だと、やはり皆さん、来ても、「あ、いいや」とそのままあれすることが多い。だから、やっぱり電話をしてもらおうというのがやっぱり効果的だと思うんですよね。その辺ちょっと力を入れて、よろしくお願いします。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） 関連で質問をさせていただきます。私自身も何度かこういう案件にかかわりまして、本当に担当課のご苦労はよく理解をさせていただいております。一生懸命やっただいてはいるんですが、いかんせん自己管理される方の、地権者の意識の低さというものが本当に如実にうかがわれます。

先ほど言われました所在がわからないところは、なかなか通知が難しいというのも現実でございます。ですが、できれば固定資産税等は、税金は払っているわけですから、そちらのほうから地権者も割り出せますし、また、追跡調査をすることで連絡先に行き着くということも、現実に私も1、2件やらさせていただきました、直接電話をしてお願いしている件も1件ございます。

ですけれども、今回、なかなか電話でも厳しい方もいます。そういう方に、今回、環境美化条例が制定されているわけですので、美浦村に住んでいらっしやらない地権者の方に、その環境美化条例が制定されたことは周知されているか、その現状を教えていただきたいと思えます。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） この空き地に関しましては全区画、対象となっている区

画につきまして、通知を出しているところでございます。そちらについては環境美化条例に基づいて通知をするというようなことになっておりますので、内容的なものは難しいところかもしれませんが、空き地の部分に関しては、ある程度周知はできているのかなというふうに、私としては認識しております。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） 了解いたしました。区画数も24年と25年で対比しますと、自己管理区画数が24年では1,054区画で、全体の63%で、25年度は1,090区画とふえまして、65%の方が自己管理をする区画を所有しているデータを提示していただいておりますけれども、自己管理の方がふえているということは、その繁茂している区画がふえるという現実があります。

環境美化条例制定の通知をされているということは一つは安心材料ですが、通知をされてですね今まで、24年、25年、結構苦情等があった地域が、この条例を制定されたことで管理をしてくれるようになっていくという方は現実いらっしゃるかどうか、そこら辺を把握されている部分で教えていただきたいと思えます。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） ただいまの把握しているかということでございますが、申しわけございません、把握はしていないところでございます。

しかしながら、先ほどの自己管理の区画数ということでございますが、除去対象になっている面積区画も、24年度の事業報告書を私ちょっと申しわけございませんが、今手持ちしておりませんので対比できないんですけれども、それも多分ふえているのかなと思えます。

全体としては、同じくらいの自己管理等という区画になっているのかなと思えます。以上です。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） 実際に除去対象区画が1,688区画から1,780区画と92区画、現実ふえているように掲示されております。ということは、空き地がふえている、空き家がふえているという現状がわかるわけで、そういう意味で生活環境課の方の今後のご努力も本当に期待するところでございます。

先ほど重複しますが、所在のわからないところも、ぜひご努力いただいております。そういふ方にも周知徹底できるようなご努力と、また、山崎委員が言われた再度の通知ですね、そういうところも、どう見ても、見回ってみて、どうしても1年に1回も管理されず、それが何年か続いているような土地は、地域住民の苦情がなくても、生活環境課のほうからぜひ勧告していただくような、そういうご努力をお願いしたいと思えますが、その件はいかがでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 北出生活環境課長。

生活環境課長（北出 攻君） 環境美化条例ということで、空き地草刈り条例から、こ
としはそちらのほうの規定によってやっているわけでございますけれども、最終的には公
表というようなことまで条例には載っております。ですが、なかなかいろいろところで
全部が全部公表できるのかとなると、なかなか難しい問題があるのかなとこのように考え
ているところではございます。

それから、先ほど空き家がふえているというようなことも、委員おっしゃられたかと思
いますけれども、空き家につきましては、空き地の対象外となっておりますので、そちら
の荒れている場所に関しましては、また別な方法で通知をしているというようなところも
ございます。以上です。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） 数年たっても全然管理をしていない空き地に関してのをお願いい
たします。

生活環境課長（北出 攻君） そちらに関しましては、方法等も考えまして、多分通知
だけでは何回出しても同じなのかなと思いますので、そちらは課内でちょっと検討させ
ていただきまして、通知なり、何らかの方法で、少しでも管理されている土地がふえるよ
うな形でもっていきたいとこのように考えております。以上です。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） 現実に、時期的によれば蜂が出てきたりとか、いろいろなけがを
されている方もたときもございます。あとは人口減少している中で、ちょっと飛躍する
かもしれませんが、やはり美浦村に入ると環境がきれいだと、こういうところに住みたい
なと思うような地域にするためにも、この環境美化条例を生かして、どうか、どこを走っ
てもきれいって言ってもらえる街並みづくりのために貢献されることを期待をして、終わ
りにいたします。

委員長（椎名利夫君） 暫時休憩といたします。

11時15分再開といたします。

午前 11時 01分休憩

午前 11時 15分休憩

委員長（椎名利夫君） それでは、再開いたします。

質疑のある方はどうぞ。

林委員。

委員（林 昌子君） それでは簡潔に。79ページ、款総務費の項徴収費で、昨日も同僚
委員が質問された場所で申しわけございませんが、職員給与関係費の05、時間外勤務手当
ということで、昨年の説明では、1人やめたのでということで納得はしたわけなんですけ
れども、そのままの人数でまたふえているということで、確かに答弁で徴収率を上げるた

めというそのご努力は、本当に評価をさせていただきます。

昨年も言いましたけれども、私よく夜中に役場前を通るものですから、そうすると常に灯がついていますと、本当に皆さんの健康管理が一番心配になります。そこで、課長の答弁できちんと健康管理のほうもされているような答弁をされていたように伺いましたので、具体的にその方々の健康管理をどのようにされているのか。

また、その日の業務はその日のうちにとのご答弁でしたけれども、それでは、終了時間はのべつ幕なしなのか、例えば夜中の12時には終わるとか、そういう取り決めがあるのか。

また、1人当たりの残業時間50.4時間ですけれども、労働基準法に違反していないのかどうか、その3点を質問させていただきます。

委員長（椎名利夫君） 岡田総務部長。

総務部長（岡田 守君） もう一度質問、よろしいですか。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） よろしいでしょうか。健康管理をどのようにしているか、その健康管理のチェック内容ですね。あと実際にどのような健康管理をされているか。

あと、終了時間はその日の業務はその日のうちにおっしゃっていましたが、24時を超えるときもあったと伺っております。そういう終了時間の最低何時までと、そういう取り決めがあるのかないのか。

あと、労働基準法に違反していないのかどうかの3点です。

委員長（椎名利夫君） 岡田総務部長。

総務部長（岡田 守君） ただいま林委員の質問でございます。この時間外勤務については、昨年度も私も答弁させていただいて、なるべく減らすというようなことを申し上げたかと思えます。また、総務委員会におきましても、そういうことからなるべく減らすよというように形で、各担当とも話をして、それで、その減らす努力をなさいよというようなことも言われてございます。そのような中で、私どものほうも危惧しているのは、健康管理という部分なんですよね。

これは多分、労働基準法の中でも60時間を超えるものについては代休とするというようなことで、なるべくその時間外の部分を代休という形でほかに向けるよというようにことをなさいよ、というようなことは言われております。

そういう中で24時を過ぎてもまだ時間外をやっているというようなことで、多分、平均すると60時間を超えている職員も確かにいるかと思えます。

ただ、この中で私どものほうも命令として、時間外をやらせているという話ではないんですけれども、時間外を実際行って、それについて代休を取るよという話をして、代休が取れないような状況もあるわけですね。なるべく時間外を少なくしろと言ったところで、担当の課長とはそういう話をさせていただいて、なるべく減らすといったところで、

最近、時間のほうも60時間を超えないような時間で推移はしてきておりますけれども、ただ、じゃ、何時間までだったら、というような話となると、なかなかこれはちょっと難しくですね、じゃ、時間外をするなといったような話になると、やはり本人たちも、徴収のほうもなるべく徴収率を上げるようにというような形で努力をしている。また、それに対してやる気もあって、実際時間外をやっているというような状況でございますので、それをすぐようなこともなかなか言えないというような状況もございます。

そういったところから、こちらのほうも決算審査意見書の中にでも、なるべく時間外を減らすように、職員のほうも増員するというような方向で時間外を減らすようにというようなことのご指摘がございました。そういう中では我々もそういう方向で考えていかなくはならないのかなと思っております。

また、担当者がそういう努力で徴収率を上げている、その中でいろいろな税収も上げているというような状況もございますので、それを一概に、じゃ時間外はするなよというようなことも言えないわけですが、ただ、24時過ぎての時間外はちょっとこれは我々にとっても異常だと思えるわけでございますので、そういう時間外についてはもう時間をきちんと決めた中でやらせるというようなことで、今後そういうようなことでさせていただきたいと思っております。

そういうことで、今後は職員のほうも増員というような形は考えていかなくちゃいけないのかなと思っております。

それから、健康管理の話ですけれども、これは確かに健康管理の面につきましては、村の職場内を担当の医師が歩いているいろいろな管理という形で、産業医の方に歩いていただいて、一人一口頭でどういう状況なのかなといったところを聞いて回っていただいているわけですが、相談等も受けておりますけれども、なかなかそういうのが反映がされていないというのが事実でございますので、健康管理についても十分に今後対応をしていきたいといったところで考えております。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） この状態は昨年と同じです。24年度の決算のときと同じような状態で、あのとき指摘をされて、その後改善をされたところはどこでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 岡田総務部長。

総務部長（岡田 守君） これは担当課長ともいろいろな話をさせていただいて、担当職員ともその中で職員全体を交えてちょっと話をしようといったところで話はしたんですけども、課長のほうも私がその時間外についてはなるべく努力をさせてもらおうといったところで、実際その調整はしていなかったというのが現状でございます。

そういったところから、今後、健康管理については十二分に注意をさせていただいて、職員の方々のその時間外に対しても、今後チェック機能を強化をさせていただきたいと思っております。

委員長（椎名利夫君） 林委員。

委員（林 昌子君） チェック機能をしっかりとしていきたいと思いますので、26年度の決算のときは楽しみにさせていただいています。

それで、やっぱり若いときの無理というのは、年齢が行ってからガタッと来ます。ですので、今は若さで、勢いで、情熱でやっていらっしゃるのは本当にありがたいことです。住民のために、税の公平性を保つために一生懸命ご努力されているのはわかりますけれども、ある程度の体を休めること、また本当に代休も厳しいかもしれませんが、人事異動で収納課を経験されている方もいるわけですので、ある期間はそういう方のグループ性を生かしながら、そういう方にかわり代休、半休でもよろしいですし、そういうようなちょっと工夫をぜひ、庁内改革をしていただけたらということ、ちょっと強く要望させていただき、来年度の答弁を期待させていただきます。

それで、あとはちょっと国税庁の方にちょっと伺ったときに、そういう管理体制というのはやっぱり監督責任が問われると言われました、はっきりと。メンバーは一所懸命やっております。まして、茨城租税債権管理機構へ派遣をして、ノウハウを身につけて、やっぱりある程度の徴収力量を身につけて、短時間で仕事をこなすということも、そのノウハウの一つになると思います。ですので、その力量を生かして、いかに短時間で、まあ相手がいることですから難しいですけども、どうか滞納者の方のそのお気持ちを動かす、その話術というんですか、そういうものもやはり身につけていただいて、また、あとはメンタルヘルス的な部分もどうか力を入れてやっていただきたいと思いますので、どうぞ、来年度の決算にはこの時間外手当も減ることを期待をし、また要望し、終わりにさせていただきます。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 事業報告書の151ページに公園及び体育施設利用状況、それぞれの施設の利用状況が載ってしまっていて、この中でパターゴルフなんですけれども、1カ月の利用人数が50人を超えているのが、4月69人、5月109人、11月58人、あとは20名から30名なんですけれども、これは何かもう魅力を感じられていないというか、パターゴルフ場そのものがもう余りいい施設ではなくなってきているのか。

せっかくあるんですから、その利用率というか、多くの人に利用してもらって、当然、お金をもらうわけですから収入にもなるわけですし、私も、公園ができたときはパターゴルフ行ったことがあるんですけども、何か最近古くなっているというか、一回行ったら飽きちゃうというか、そういう感覚。それを何か工夫する考えはないんでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） パターゴルフの利用が落ちているということでございますが、何かやはり大会とかあるときにはこういうふうを使うんですけども、余り活発には活用されていない状況になっておりまして、また、スポーツ教室とかはっております

が、バウンドテニスというものがスポーツ教室として今はそれに取ってかわる、というんじゃないかもしれませんが、そういうことでは教室等を開催して結構やられているとは思いますが。

ただ、パターゴルフについては、このような状況になっているところでございます。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） ちなみにメンテナンスといいますがそういった費用は使われているのでしょうか。パターゴルフ場の補修といいますがメンテナンスといいますが、施設そのものの改良というか、そういう費用は25年度は発生しているのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 堀越生涯学習課長。

生涯学習課長（堀越文恵君） 委託ということで、清掃作業等については、整備をしているところでございます。そのほか修理ということについては、そちら方面はやっておりません。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） パターゴルフという名前ですけれども、イギリスのリンクスとかセントアンドリュースなんてものすごいグリーンはありますけれども、そののさらに難しいというか、傾斜が異常にあって、ただちょっと触ったら転がるような形だったりとか、何かウッドとかアイアンのショットだったら右、左とかどこへ行くかわかるんですけれども、何であんな感じなのかなと思って見ていたんですけれども、できれば、もう少し何かコースが変わったとか、おもしろみが増したなという感じで、あんまり費用がかかるような感じでなくてもいいから、してもらえれば、またパターゴルフやってみようかなという気持ちにもなるので、そこら辺は要望になりますけれども、よろしくお願いします。

委員長（椎名利夫君） ほかに質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（椎名利夫君） 議案第17号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

〔執行部より退席の要請あり〕

委員長（椎名利夫君） じゃ、特別会計の課長さんは残っていただいて、関係ないと言ったら失礼ですけども、退場していただいて結構です。

〔一般会計のみの担当課長、退場〕

委員長（椎名利夫君） それでは、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。
下村委員。

委員（下村 宏君） ことしも収入未済額のほうを見てみますと、現年度でもかなりあります。医療区分の1、2、3足しただけでも4,000万円弱あるみたいですけども、そのような中で、保険証等短期のやつを出してある件数等を把握してあれば教えてほしいなというふうに思います。

委員長（椎名利夫君） 桑野国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） ただいまのご質問の短期保険証の件数なんですけれども、平成26年度で、411世帯で747人でございます。

参考に、あと資格証明証のほうもあるんですけども、こちらのほうが40世帯で43の方に資格証明証を交付しております。以上です。

委員長（椎名利夫君） 下村委員。

委員（下村 宏君） ありがとうございます。本当にこの収入未済額がふえてきている。また過年度分については、かなり金額が多くありますので、収納課長帰ってしまったんですけども、国保年金課のほうと協力して滞納分の整理を極力進めていただくようお願いをして終わります。

委員長（椎名利夫君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） 事業報告書の155ページで、税率のことが書いてあるんですけども、この税率というのは全国各市町村で税率は異なってくると思うんですけども、同じ収入だとか同じ固定資産とか、同じ条件にした場合に、美浦村というのは、国民健康保険税というのは県内では何番目に高いのかというのは、多分出せるとは思うんですけど、それというのは出したのがありますかね。

もしなければ、ほかの市町村と比べてちょっとランキングじゃないですけど、そういうのを出せば、資料として後日出していただければと思うんですけども、よろしく願いしたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 桑野国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） ただいまのご質問の税率の県内の美浦村の位置ということだと思ってしまうんですけども、これは美浦村は今、税率はここに書いてありますように、4方式ということで課税しております。市町村によっては2方式ですとか3方式という部分

もあります。

この医療費分とか、それから資産割、均等割、平等割とあるんですけども、その項目別に県内の市町村のランキングといいたいまいしょうか、その項目ごとの順番、全体のトータルではちょっと比較することが、今言いましたように方式が違いますので、その項目ごとのランキングであれば、提出は可能です。現在のものはないんですけども、例えば24年ですとか25年であれば、その項目別の資料としては可能です。

委員長（椎名利夫君） 沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） 済みません、質問の仕方がちょっとわからなかったのです。

要は金額ですね。各市町村でやっぱりやり方が違うでしょうから、同じ所得、同じ資産があるとか、そういうのを当てはめたときに、美浦村に住んだら国民健康保険税の金額がこれぐらいだよとか、稲敷市だったらここだよ、阿見町だったらここだよということで、金額はその各方面方式が違うから、多分それに当てはめると差が出てくると思うんですけども。

よく美浦村の住民の方で、「いやー、美浦村は国保税が高くてどうしようもない」という話を聞くので、実際のところ、その方式に当てはめたときに、本当に高いのかどうかというのをちょっと知りたいので、もしそういうので当てはめて計算したときに、所得が550万円あって家族が4人家族でとか、固定資産税これだけ払っているとか、というのを当てはめれば出ますよね。そのやつを近隣の市町村のやつで出していただいて、どの辺の位置にいるのかということちょっとお示しをしていただければと思いますので、後日でいいです。よろしくお願いします。

委員長（椎名利夫君） 桑野国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） 全市町村じゃなくて近隣だけでよろしいですか。

委員（沼崎光芳君） 近隣だけだったら、あした出るの。

国保年金課長（桑野正美君） できましたら、全市町村ということですかね。

じゃ、一応全市町村、当てはめて資料を提出いたします。

委員長（椎名利夫君） 質疑のあるかた、どうぞ。

山本委員。

委員（山本一恵君） 医療費を抑えるという目的で後発医薬品というのを今、推進していると思いますけれども、最初にこう来たときに入っております。なかなかこちらから病院のほうに言えない部分もありますけれども、病院によっては率先してそういうのをやっていただくところもありますけれども、実際この制度を取り入れて、医療費が抑えられているのは、こういうのは幾ら抑えられたか、そういうのはそちらのほうでわかるんですか。例えば、この薬は後発医薬品を使って幾らで、使っていない人は幾らとか、そういうのはわかるんですか。

通知来ますね、個人のところに。そのもととして、実際こういう医薬品を使っているか

ら幾らになっています、とかいうのは来ているのでしょうか。それをちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（椎名利夫君） 桑野国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） ただいまの後発医薬品のことだと思うんですけれども、事業報告書の155ページの一番前段に、「後発医薬品ジェネリック差額通知の発送」とあります。これは、ジェネリックのパフレットにつきましては、前から全世帯に送っています。去年25年度につきましては、この後発医薬品を使った場合に、どれくらい安くなるかということで、この差額通知を出しております。大体差額が500円以上ある方に対しまして、件数的には454件ございました。この世帯に、この差額通知を出しております。そういうことで、ジェネリックを使うとこれだけ安くなりますよという差額通知を、去年から出しております。26年度も今後出す予定でありますので、そういうふうにご理解ください。

委員長（椎名利夫君） 山本委員。

委員（山本一恵君） ありがとうございます。私も、事業報告書の一番上は、見て知っているんですけれども、ただ、その内容がちょっとわからなかったものですから、済みません、質問させていただきました。ありがとうございました。

委員長（椎名利夫君） 質疑のある方、どうぞ。

岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 285ページです。国民健康保険支払準備基金が、決算年度中増減高で約2,500万円減ということなんですけれども、これは、その前のページ、実質収支が14万932円しかないのと、積立金が1万2,300円だと思ったんですけれども、今年度の。

これは別に、準備基金は2,480万円ぐらい減ったとしても、一般会計へ繰り戻せる分は繰り戻すという前提なのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 桑野国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） ただいまのご質問の決算年度中の増減高の2,479万9,690円なんですけれども、これは、決算書の250ページ251ページに、歳入の繰入金の中の基金繰入金でございます。この基金の中から、2,481万2,000円を取り崩しております。

それから、同じ決算書の280ページ281ページに、9款の基金積立金ということで、支払準備基金の積み立てがございます。こちらは預金の利子でございます。1万2,310円が基金の中に積み立ててございます。先ほど言いました歳入の基金取り崩しの分とこの積立金の差額分で、減額の2,400万円という額になります。以上です。

委員長（椎名利夫君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） この支払準備基金への積立金とそれから以前教えていただいたんですけれども、積み立てるんじゃなくて繰り越すというやり方もあって、繰り越すか基金に積み立てをするかによって、この基金の額も積立金も変わってくると教えていただいたことがあるんですけれども、となると、この2,479万幾らという数字を見る限り、実質収支

の14万932円かと、かなり国民健康保険の財政がきついのかなというふうにイメージを見るんですけども、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

委員長（椎名利夫君） 桑野国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） 財政につきましては、2,400万円、基金を取り崩しています。というのは、歳入不足ということで財政的には厳しい状況だということでございます。

また繰入金で、一般会計のほうからも法定外その他の分でございますが、こちらのほうも、済みません、ページ数で決算書の262ページから263ページの一番上の段で一般会計繰入金がございます。これは1節から5節に分かれています。その一番下のその他繰入金、こちらで、本年度は法定外繰入金として2億2,839万5,000円ということで、前年度を上回る繰り入れをしております。これは、国保会計の財政が厳しいということで一般会計のほうにお願いして繰り入れているところでございます。それでも間に合わないので、基金を2,400万円取り崩したということです。ですから、いずれにしても、財政はもう厳しい状況ですということです。

ですから、ひいては一般会計のほうも限度もあります。ですから、先ほど税率の話も出ましたけれども、当初は平成12年から税率改正はしておりません。上げておりません。そういうこともあって、平成12年当時は、税率的には美浦村は高いほうでした。さらに、国保に加入している方の所得のほうも、高い位置にありましたので、さらに税率も高いということで、1人当たりの調定額というものも本当に県で1、2番くらいに高い調定額でした。

そういうこともありまして、周りの町村も同じようなことで、一般会計から繰り入れを余儀なくされていまして、その他の繰り入れで、多かれ少なかれ一般会計から繰り入れている状況でございます。

ひいては、今、税率のほうも、どんどん周りの町村も上げてまして、今はもう総合的には真ん中くらいの税率になっているかと思えます。ですから、これ以上、そういうことで、厳しい財政状況だということをご理解いただきたいと思えます。

委員長（椎名利夫君） ほかに質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（椎名利夫君） 議案第18号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（椎名利夫君） 議案第19号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（椎名利夫君） 議案第20号 平成25年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（椎名利夫君） 議案第21号 平成25年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（椎名利夫君） 議案第22号 平成25年度美浦村水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（椎名利夫君） 議案第23号 平成25年度美浦村電気事業会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（椎名利夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（椎名利夫君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

これで、決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間、大変ご苦勞さまでした。

村長（中島 栄君） 先ほど、後日報告するという話が、国保とそれから村で貸しているそういう部分は、皆さんのタブレットにメールで送らせていただきます。

午後零時03分閉会